

東日本大震災
復興政策 10 年間の振り返り

4 章

目次

4章 被災者支援	4-1
1節 被災者支援	4-1
1. 被災者支援の重要課題への対応（被災者支援総合事業）	4-4
2. 被災者の日常的な見守り・相談.....	4-15
3. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	4-16
4. 被災地における健康支援.....	4-17
5. 被災者の心のケア.....	4-18
6. 子どもに対する支援.....	4-20
7. その他の被災者支援に関する取組.....	4-23
2節 医療・介護・福祉	4-50
1. 医療・介護サービス等の提供体制の確保	4-51
2. 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置	4-66
3節 教育・文化等	4-70
1. 学校の復旧・復興.....	4-70
2. 子どもへの就学・学習支援.....	4-84
3. 文化	4-88
4. 生かすべき教訓	4-92

4章

被災者支援

4章 被災者支援

1節 被災者支援

東日本大震災では、地震、津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活が長期化した。恒久住宅への移転が進む一方、長期にわたる避難生活を余儀なくされる被災者もあり、被災者一人ひとりが直面する課題は多様である。

そうした被災者が、希望を持って自立した生活を営むための環境を取り戻すためには、被災者に寄り添い、復興のステージに応じた様々な課題にきめ細かく対応することが重要であり、特に、被災者の見守り、心身のケア、コミュニティの形成、子どもに対する支援等が重要である。

「集中復興期間」（平成 27 年度まで）において住宅再建・復興まちづくりが進捗し、恒久住宅への移転が進む一方で、長期にわたる仮設住宅での生活など、これまでの災害では例を見ないような長期的な避難生活を余儀なくされる被災者もあり、復興のステージに応じて、被災者一人ひとりが直面する課題は、個人の置かれた環境等により多様化するものであることが明らかになった。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成 28 年 3 月）においては、「避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持やコミュニティの形成、生きがいつくり等の「心の復興」など、復興の新たなステージに応じた切れ目ない支援を行う」とされ、平成 28 年度からの第 1 期復興・創生期間において、避難生活の長期化や仮設住宅から恒久住宅への移行等の状況に応じた切れ目のない支援が実施された。

「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 3 年 3 月）では、地震・津波被災地域については、「第 1 期復興・創生期間の終盤に再建された地区のコミュニティ形成、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者をはじめとする被災者の心身のケア、生きがいつくりのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を亡くした子どもへの支援等の取組について引き続き対応が必要なことから、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、被災者支援総合交付金等により、事業の進捗に応じた支援を継続する。また、心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応の実情、地方公共団体の精神保健福祉施策の状況等を踏まえ、適切な支援のあり方を検討する。なお、個別の事情を丁寧に把握し、第 2 期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する」とされている。一方、原子力災害被災地域については、「心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する」とされている。

こうした被災者支援の取組は、住民に身近な行政主体である被災自治体が担うことが多く、復興庁では被災者支援総合交付金により支援を実施している。

被災者支援の取組に関する評価や課題等については、東日本大震災からの復興政策 10 年間の振り返りに関する有識者会議において、様々な評価、指摘等があった。

第一に、「人のつながりまで施策対象としたことは画期的であり、以後の災害対応にもつながっている」¹との評価があった。東日本大震災からの復興のための被災者支援においては、被災者支

¹ 第 1 回東日本大震災からの復興政策 10 年間の振り返りに関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）（令和 4 年 10 月 24 日） 藤沢委員発言

援総合交付金等の枠組みを作り、コミュニティの形成支援を行うなど、人のつながりを施策対象としている。

第二に、「心や生活のケアについて、現地の対応やそれを支える国の仕組みがどうあるべきかが引き続き課題」²との指摘があったほか、被災自治体からも「心のケアは専門スタッフを配した長期の取組が必要」、「複雑化・多様化する心のケアに係る長期的・継続的な支援に苦慮している」³との意見があった。今後も、ニーズを踏まえた支援内容等の見直しや予算の確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

第三に、「被災者支援は超長期的であり、期間内でどこまでできたかといった目標だけでは不足する。例えば自治会数といった結果目標にしても、長い目で見ると減る。被災した人のつながりが維持されているかなどといった状態目標が重要」⁴、「生活の復興度合いを測る指標など、各災害に共通の評価指標があるべき」⁵、「被災者の主観を客観的に計測する指標を含め、根拠に基づき議論することが必要」⁶、「目標と実際のギャップが課題として議論されるべき。生活再建のために被災者が選択肢を求めたタイミングと行政が施策を提供できたタイミングにギャップがあった」⁷といった、目標や評価指標についての指摘が複数あった。

阪神・淡路大震災では、被災者が生活再建度合いをどう感じているかという主観をできる限り客観的に分析するため、「生活復興調査」が実施された。その結果、「自分はもはや被災者ではない」と思える程度は、①すまい、②つながり、③まち、④そなえ、⑤こころとからだ、⑥くらしむき、⑦行政とのかかわりという生活再建課題の7要素の充足度との関連性で分析可能とされ、7要素がバランスよく向上することで復興感が高くなるとの結果が明らかになった。

東日本大震災においても、発災6年目の平成28年に、被害が甚大だった36市町村から無作為抽出で生活復興感に関する調査を実施している。こうした取組を定期的に行っていく必要があるものと考えられる。

第四に、原子力災害からの復興に関連して、「特に原子力災害では、「人の復興」にも着目することが重要」⁸、「原子力災害について、人の復興の観点から全国どこに暮らしても支援を受けられる仕組みをつくるべき」⁹との指摘があった。被災者支援総合交付金では、「心の復興」事業により生きがいつくりを施策対象としているほか、県外避難者支援事業により、全国26か所に生活再建支援拠点を設置するなどの取組を実施してきている。

その他、避難所運営の段階から、心のケアが課題になっているとの指摘¹⁰もあった。

本節では、被災者支援総合交付金の枠組みに基づき、メニューごとの詳細について記述した後、7.で被災者支援総合交付金以外の被災者支援の取組について記述する。

なお、被災者支援総合交付金の創設（平成28年度）に至る経緯及び制度の概要については、3章3節に詳述している。

² 第2回有識者会議（令和4年12月5日） 大西委員発言

³ 第2回有識者会議（令和4年12月5日） 岩手県及び宮城県発言

⁴ 第1回有識者会議（令和4年10月24日）及び第2回有識者会議（令和4年12月5日） 藤沢委員発言

⁵ 第1回有識者会議（令和4年10月24日） 田村委員発言

⁶ 第1回有識者会議（令和4年10月24日） 田村委員発言

⁷ 第1回有識者会議（令和4年10月24日） 田村委員発言

⁸ 第1回有識者会議（令和4年10月24日） 大西委員発言

⁹ 第2回有識者会議（令和4年12月5日） 大西委員発言

¹⁰ 第1回有識者会議（令和4年10月24日） 大西委員発言

図表 4-1-1 被災者支援総合交付金の支援メニュー

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
①被災者支援総合事業	・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・被災者支援コーディネート
	・コミュニティ形成支援 ・被災者生活支援 ・県外避難者支援
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
②被災者見守り・相談支援事業	
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
IV. 被災地における健康支援	
④被災地健康支援事業	
V. 被災者の心のケア支援	
⑤被災者の心のケア支援事業	
VI. 子どもに対する支援	
⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

出所) 復興庁資料

1. 被災者支援の重要課題への対応（被災者支援総合事業）

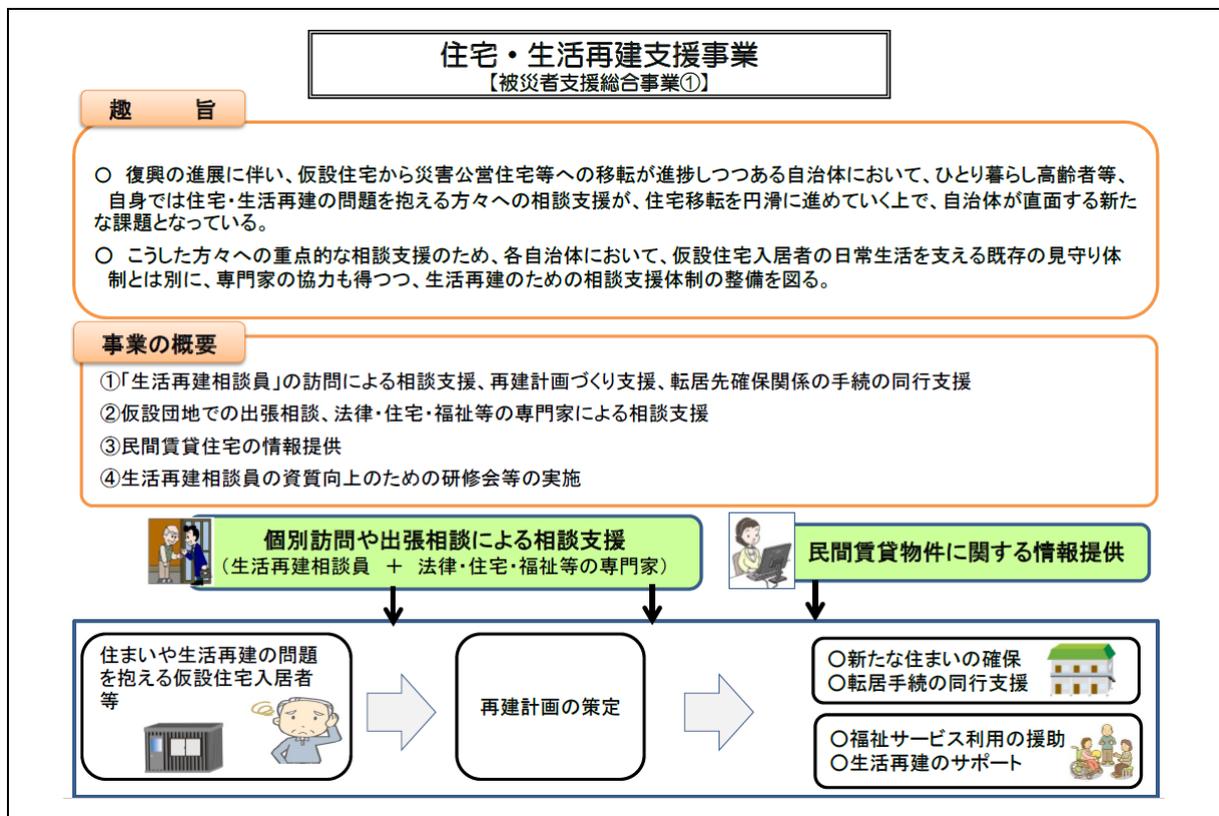
(1) 被災者の生活再建支援（住宅・生活再建支援事業）

復興の進展に伴い、仮設住宅から災害公営住宅等への移転が進捗しつつある自治体において、ひとり暮らし高齢者等、住宅・生活再建の問題を抱える方々への相談支援が、住宅移転を円滑に進めていく上で、自治体が直面する課題となっていた。

本事業は、恒久住宅の確保や生活再建の見通しを立てることが困難な人等に対して、住宅及び生活の再建計画の策定などの相談支援を行うものである。

生活再建相談員の配置、応急仮設住宅等での訪問による相談支援・出張相談会の実施、生活再建相談員等の資質向上のための研修会等を行っている。

図表 4-1-2 住宅・生活再建支援事業



出所) 復興庁資料

・住宅・生活再建支援事業の活用事例

岩手県は「いわて内陸避難者支援センター」、宮城県は「宮城県被災者転居支援センター」、福島県は「ふくしま生活・就職応援センター」を設置・運営し、各自治体は、生活再建相談員の配置を進めてきた。

なお、「宮城県被災者転居支援センター」は令和元年度末で閉鎖となった。また、「いわて内陸避難者支援センター」は令和2年度末で閉鎖され、令和3年度からは「いわて被災者支援センター」が被災者の相談窓口として設置されている（後述の被災者生活支援事業により支援）。

図表 4-1-3 住宅・生活再建相談支援の様子



出所) 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2021年12月) P. 6
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2-1/latest/202112_pamphlet_fukko-jokyo-torikumi_02.pdf 令和5年7月25日閲覧)

(2) コミュニティ形成支援

災害公営住宅は、震災前には異なった地域に居住していた方々が協働で生活する場となることから、入居者の孤立化を防ぐためにコミュニティの果たす役割が大きい。また、コミュニティ形成には大変な時間と労力を要するといった自治体からの声もある¹¹。

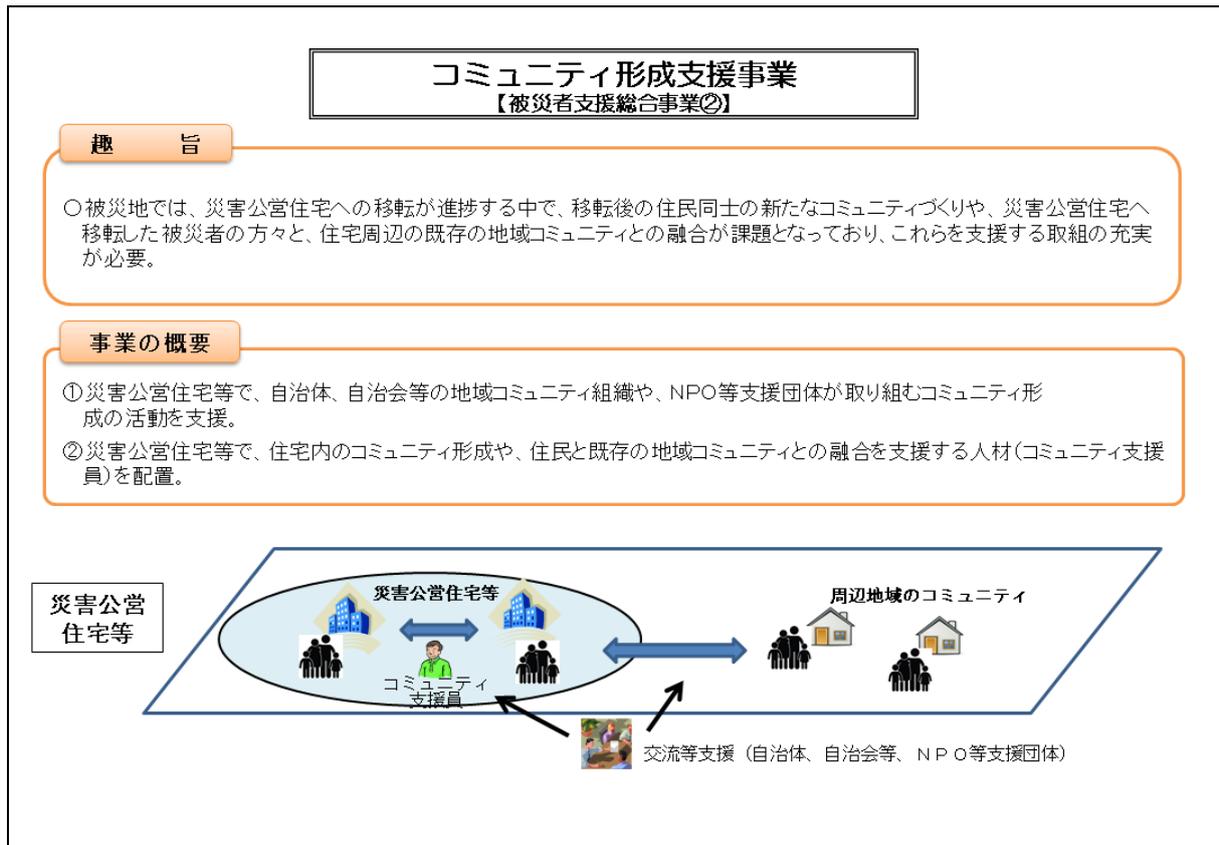
被災者支援総合交付金以前には、地域コミュニティ復興支援事業として、高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層等が地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施した。予算措置は、平成23年度第三次補正予算40億円、平成24年度予備費30億円、平成25年度補正予算30億円であった。

被災者支援総合交付金のコミュニティ形成支援事業は、災害公営住宅等への移転や、応急仮設住宅の集約化が進展していることに対応し、住民同士のコミュニティ形成や、住民と住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合など、住宅移転後の円滑なコミュニティ形成を図るものであり、コミュニティ支援員の配置、自治会等の立上げ・活動等を支援している。

災害公営住宅等で設立された自治会数は、令和元年度548団体、令和2年度567団体、令和3年度572団体となっている。

¹¹ 第3回有識者会議（令和5年2月27日）における自治体意見。

図表 4-1-4 コミュニティ形成支援事業



出所) 復興庁資料

- ・ コミュニティ形成事業の活用事例
 - 岩手県盛岡市では、内陸災害公営住宅入居者による交流会や、地元町内会との顔合わせやイベント開催による交流支援を実施した。
 - 岩手県釜石市では、住民同士が顔を合わせる機会を創出するための住民懇談会等を開催した。
 - 宮城県仙台市では、入居者によるワークショップや町内会との顔合わせイベントを開催した。
 - 宮城県石巻市では、住民自治組織の設立や課題解決等に関する支援を行う地域づくりアドバイザーによる地域住民への助言・提言を実施した。
 - 福島県いわき市では、双葉郡からの長期避難者向けの復興公営住宅入居者と地域住民とのつながりを深める場づくり等を支援した。
 - 福島県浪江町では、町民同士の絆の形成を目的とした交流館を利用したサロン等を開催した。
 - 福島県川内村では、地域住民が主体となって見守りや健康づくり活動が実施できるよう、住民に運動や交流のコツを学ぶ機会を提供した。

図表 4-1-5 コミュニティ形成支援の様子



出所) 復興庁「東日本大震災からの復興の状況と取組」(2021年12月)P.6
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2-1/latest/202112_pamphlet_fukko-jokyo-torikumi_02.pdf (令和5年7月25日閲覧)

図表 4-1-6 石巻市のコミュニティ形成支援

Column

石巻市でのコミュニティ形成支援の実例

東日本大震災による甚大な被害は、地域のコミュニティにも大きな影響を及ぼしました。石巻市は震災により失われた地域コミュニティを復活させるため、復興公営住宅などでの住民同士の集まりは「単なるお茶のみ」から、地域福祉を共に考え、地域の中で支え合いを形成するための、集いの場となり、新市街地、その他市内各地域でコミュニティ形成の推進を図ることを目的に、支え合い活動助成事業を展開しております。

支え合い活動助成事業は、被災者の引きこもりや孤立防止のための活動をしているサロン団体に対して補助を行うことにより、地域におけるコミュニティの構築・推進を図っています。また、地域福祉コーディネーターを配置することで、地域づくりの支援も行っています。

サロン活動は、被災者の心身のケアや、生きがいづくりなどの重要な役割を果たしています。「地域の人とお茶のみや、趣味と一緒に楽しみたい」などの思いから立ち上げ、つながった住民同士の集まりは、地域コミュニティの原動力につながります。よって、サロン活動を通じて「顔の見える関係」を築くことができた地域は、住民同士の“気付き”や“気になる”を放置しない「地域で地域を見守る」連携した体制づくりができております。こうした、支え合いの地域づくりが形成された地域は、普段の暮らしの中の幸福感が、福祉力の向上につながっていくと考えております。

出所) 復興庁資料

(3) 生きがいづくり（「心の復興」事業）

「心の復興」事業は、閉じこもりがちな高齢者等の被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援するほか、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組の促進を図るものであり、平成27年度に事業が開始され、平成28年度からは被災者支援総合交付金に統合された。

本事業は、被災者の主体的な参画を得ながらNPO等の民間団体が活動の中心となって実施されており、例えば「被災者が地域住民とともに農作業」、「専門家によるアートワークショップ」といった創意工夫による取組が行われている。

図表 4-1-7 「心の復興」事業

「心の復興」事業
 【被災者支援総合交付金③】

趣 旨
 ○ 閉じこもりがちな高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体(NPO)等と連携し、被災者が主体的・継続的に活動する機会を提供。

事業の概要

- 1. 農水産業**
 - ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
 - ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。
- 2. まちづくり、世代間交流**
 - ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
 - ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。
- 3. ものづくり等**
 - ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
 - ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。
- 4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化**
 - ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
 - ② 被災地自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。
- 5. 被災3県外における避難者のつながりの維持**
 - ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
 - ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。






出所) 復興庁資料

- ・ 「心の復興」事業の活用事例
 - 岩手県陸前高田市では、被災者等地域住民による自主的な生涯学習活動支援事業を行い被災者が自ら講座などの企画運営を行うことにより、地域とのつながりを深め、生きがいをもって活動できる機会を提供した。
 - 岩手県大槌町では、ものづくりを通して県内外の方々へ大槌の情報を発信し震災風化防止につなげた。
 - 宮城県東松島市では、被災者が花を植える作業を地域住民と協働で行うことで、一体感・充実感を共有し、孤立化の防止や友人づくりにつなげた。
 - 福島県では、「チャレンジ！子どもがふみだす体験活動応援事業」を実施し、復興公営住宅等への訪問や避難者との交流、福島の復興をアピールする取組等、子どもたちが主体的に復興に寄与する社会体験活動を実施した。
 - 福島県大熊町では、町名産のキウイ栽培を通じて、町民同士の交流の機会づくりを行った。
 - 東京都等では、首都圏・広域避難者の自主的な『活力増進と風化防止』プロジェクトを行った。
 - 福島県富岡町では、ふれあい農園を開設し、帰町した町民が野菜づくりや収穫物を利用した交流会を行い、参加者間の交流につなげた。

図表 4-1-8 「心の復興」事業の活用事例

農作業を共同で実施
<p>イシノマキ・ファーム&マルシェ【石巻市】 借り上げた農地で農作物を栽培し、収穫物を販売。 活動への参画の機会を創出 (参加者数170人 うち仮設居住者150人)</p> 
世代間交流
<p>大学生による「いだけ支援」【浪江町(福島市)】 大学生が仮設住宅に居住し、声かけや引きこもり防止の活動、サロン開催などを行い、コミュニティ活性化と生きがい創出を図る (参加者数 1,040人 うち仮設居住者 1,000人)</p> 
まちづくり・ものづくり
<p>人と人のつながり、まちづくり参加を通じた生きがい創出事業【南三陸町】 コミュニティの巡回訪問で住民間の連携を図り、郷土食の開発や手工芸品を製作し生きがい創出 (参加者数730人 うち仮設居住者 440人)</p> 

出所) 復興庁資料

図表 4-1-9 平成27年度「心の復興」事業の例



「心の復興」事業の実施について【一次採択】 平成27年4月28日

平成27年度から被災者の生きがいづくりに資する活動を支援する「心の復興」事業を新たに実施。52団体の応募から22団体の一次採択を決定。全体で7500人(仮設住宅居住者約5500人)が参加するプロジェクトを推進
 ・平成27年度「心の復興」事業の予算額: 1.1億円 ・2次公募は5月に実施予定

<p>「イシノマキ・ファーム事業&イシノマキマルシェ」プロジェクト【農業】</p> <p>【実施地域】宮城県石巻市 【実施主体】NPO法人Switch 【参加者数】170人 うち仮設住宅居住者150人 【実施内容】石巻市内で借り上げた農地(イシノマキファーム)で仮設住民が農作物を栽培し、収穫した作物を販売所(イシノマキマルシェ)にて定期的に販売する。 参加すること自体がリハビリ(心の復興)につながる仕組みを構築する。</p>  <p style="text-align: center;">農業実習の様子</p>  <p style="text-align: center;">イシノマキファーム事業予定地</p>	<p>◎心の農園プロジェクト</p> <p>◎仮設住宅居住者の生きがいづくりとしての農園及びものづくり支援事業</p> <p>◎食でつなぐ人と地域n山田2015</p>	<p>◎被災地におけるモノづくり教室と食事交流会を通じた心のケア事業</p> <p>◎のびやかで前向きな心を育てるミシンの学校</p> <p>◎ベテランママの会高齢女性サロン活動</p>	<p>「いま、ここで生きている」展 作品展覧会開催計画【ものづくり】</p> <p>【実施地域】岩手県大船渡市、宮城県名取市、福島県相馬市等 【実施主体】ARTS for HOPE 【参加者数】650人 うち仮設住宅居住者480人 【実施内容】岩手、宮城、福島の仮設住宅及び災害公営住宅入居者を対象とした「ものづくり」のワークショップを行い、その成果物である作品を広く紹介する展覧会を開催する。 展覧会出店に向けた作品制作を通して、被災者の生きがいづくりに寄り、各地に居住する被災者同士が同じ目標に向かって心をひとつにして、心の交流を図り、心の復興を促す。</p>  <p style="text-align: center;">ワークショップの様子1</p>  <p style="text-align: center;">ワークショップの様子2</p>
<p>◎被災者と地域住民の交流充実に向けた地域協働型プロジェクト</p> <p>◎多世代協働による「食づくり・モノづくり」ハッピープロジェクト</p> <p>◎仮設住民で郷土料理を活かした菓膳料理開発等を行うナラノハプロジェクト</p>	<p>心の復興 22のプロジェクト [一次採択額計6,230万円] 全体参加者 約7500人 うち仮設住宅居住者約5500人</p>		<p>◎市町村仮設住宅対抗「男の料理コンテスト」</p> <p>◎ふっくら布ぞうりの会による、布ぞうりを通じた生きがい支援&経済的支援</p> <p>◎東京近郊の県外避難者による「活力発信」プロジェクト</p>
<p>福島の伝統芸能復興と存続継承していくための基盤作り事業【伝統芸能】</p> <p>【実施地域】福島県南相馬市 【実施主体】民俗芸能を継承するふくしまの会 【全体参加者】650人 うち仮設住宅居住者450人 【実施内容】福島県指定文化財「江重日吉神社のお浜下り」の行事のうち、民族芸能の部分の復興に取り組む。 仮設住宅居住者450名程度のほか、多くの近隣住民の参加が見込まれ、地域の結束・融和と被災者の心の復興を図る。</p>  <p style="text-align: center;">前回の行事の様子</p>	<p>◎南三陸人と人のつながり、まちづくり参加を通じた生きがい創出事業</p> <p>◎ふくしま「人の駅」創生事業～「語り人」活動を通して街中交流を目指して</p> <p>◎大熊町民によるまちづくりワークショップ</p>	<p>◎釜石・大槌大学プロジェクト</p> <p>◎子どもとの交流と学びを通じたコミュニティづくり事業</p> <p>◎災害公営住宅入居住民の心と体の栄養教室</p>	<p>「いだけ支援」(仮設住宅拠点化生活支援事業)【世代間交流】</p> <p>【実施地域】福島県浪江町(福島市) 【実施主体】福島大学災害ボランティアセンター 【全体参加者】1,040人 うち仮設住宅居住者1,000人 【実施内容】大学生が仮設住宅に居住しながら声かけや引きこもり防止に寄与する活動を行う。ミニサロン、レクリエーション、花植えなど住民とのふれあいを行うとともに、夕涼み、羊羹、望年会などの住民親睦会を行う。 住民と調和しつつ世代間交流を行うとともにコミュニティを活性化し、生活者の生きがいを創る。</p>  <p style="text-align: center;">大学生の活動の様子</p>

出所) 復興庁資料

(4) 日常生活における困り事等への支援（被災者生活支援事業）

被災者生活支援事業は、被災者の安定的な日常生活の維持が懸念される場合に、地域コミュニティ等による自立的な支援体制が構築されるまでの間、特に支援が必要な生活課題への対応に関する支援を行うものである。

被災者支援総合交付金以前の対応として、多くの自治体において、仮設住宅等における生活課題に対応するため、緊急雇用（震災等対応雇用支援事業）の枠組みを活用した支援を実施してきたところであったが、同事業は平成 27 年度限りで終了となった。

平成 28 年度以降は、被災者支援総合交付金により、被災者生活支援員の配置や、災害公営住宅等の入居者の生活・住宅環境に関する相談への支援、日用品の買い物や通院・通学等、安定的な日常生活の確保に必要な支援を行っている。

図表 4-1-10 被災者生活支援事業



出所) 復興庁資料

- ・ 被災者生活支援事業の活用事例
 - 岩手県大船渡市では、災害公営住宅において、被災者の健康維持・増進のため、健康相談、運動教室、食生活改善交流会等を実施した。
 - 福島県相馬市では、被災高齢者等が居住する地域で週 2 回程度、移動販売車を巡回させ、買い物の支援を実施した。
 - 福島県飯舘村では、避難先から村内の学校教育施設に通う子どもたちの通学手段としてスクールバスを運行した。

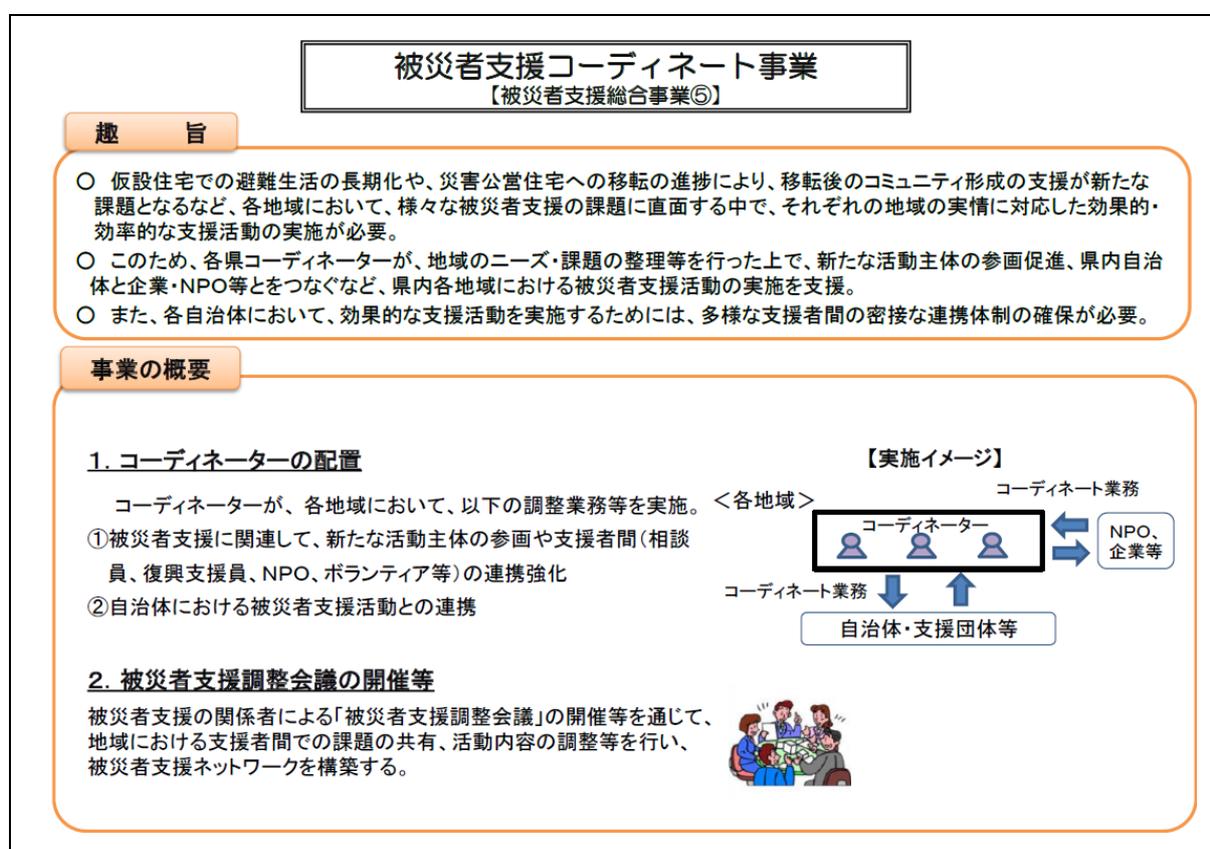
(5) 支援者に対する支援（被災者支援コーディネート事業）

平成 26 年度から、各地域へのコーディネーターの配置による被災者支援に関する新たな活動主体の参画の促進や、復興支援員、NPO、ボランティア等との連携強化、被災者支援調整会議の開催による支援ネットワークの構築等を行っている（8章1節にも記載）。

平成 28 年度以降の被災者支援コーディネート事業の被災者支援調整会議の開催は、支援者間での密接な連携の確保を図るため、地方自治体、社会福祉協議会、NPO等の団体、地域コミュニティ組織等により構成し、おおむね年3回程度実施している。会議の内容は、支援者間での課題の共有、必要な支援内容や各支援者の役割分担、支援活動の実施状況の検証等である。

また、活動コーディネート及び人材確保として、新たな活動主体の参画や、支援者間の連携強化等を図る取組を実施している。

図表 4-1-11 被災者支援コーディネート事業



出所) 復興庁資料

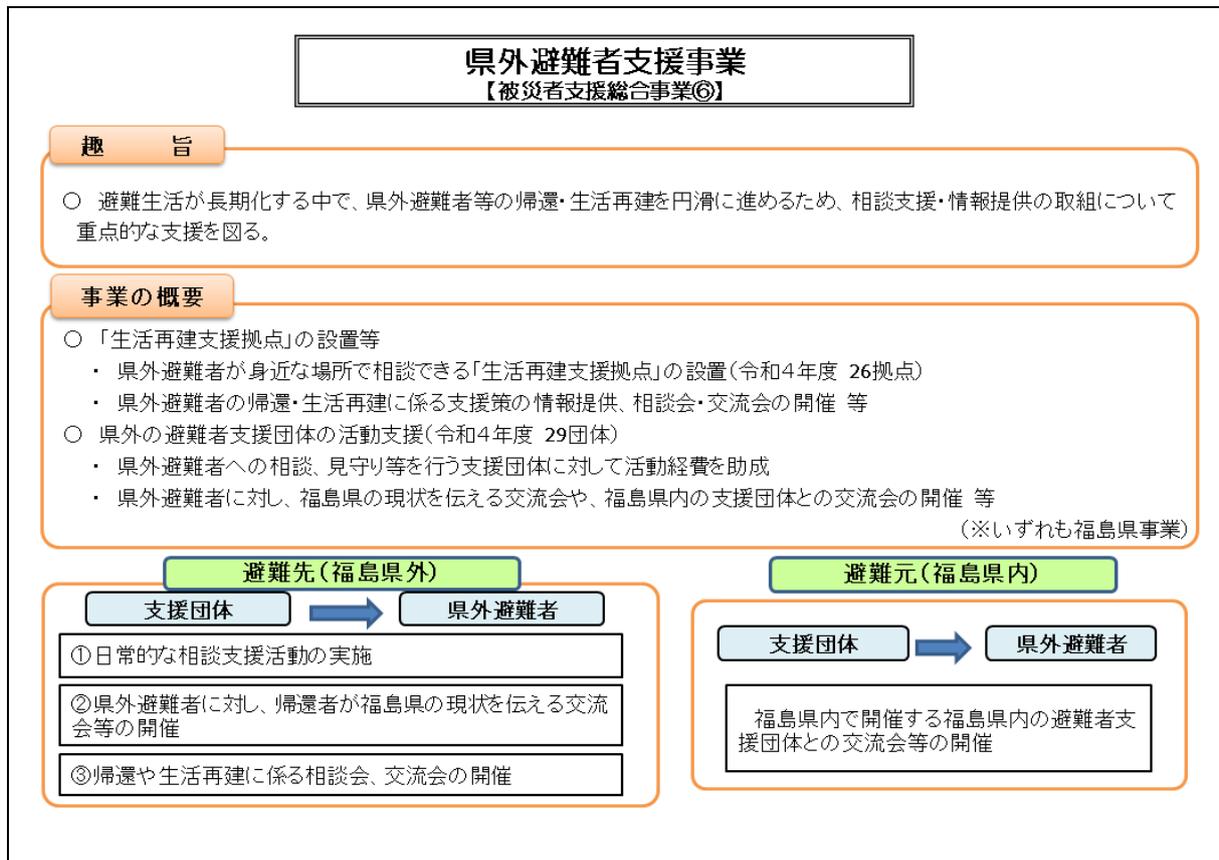
(6) 県外避難者に対する支援（県外避難者支援事業）

避難生活が長期化する中で、県外避難者の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供は重要な課題となっている。

福島県からは、現在でも多くの方々が県外で避難生活を送られている。このため、本事業において、帰還・生活再建に係る支援策の情報提供、相談会・交流会の開催等を行う「生活再建支援拠点」の設置、県外避難者への相談、見守り等を行う支援団体に対する活動支援等を行っている。

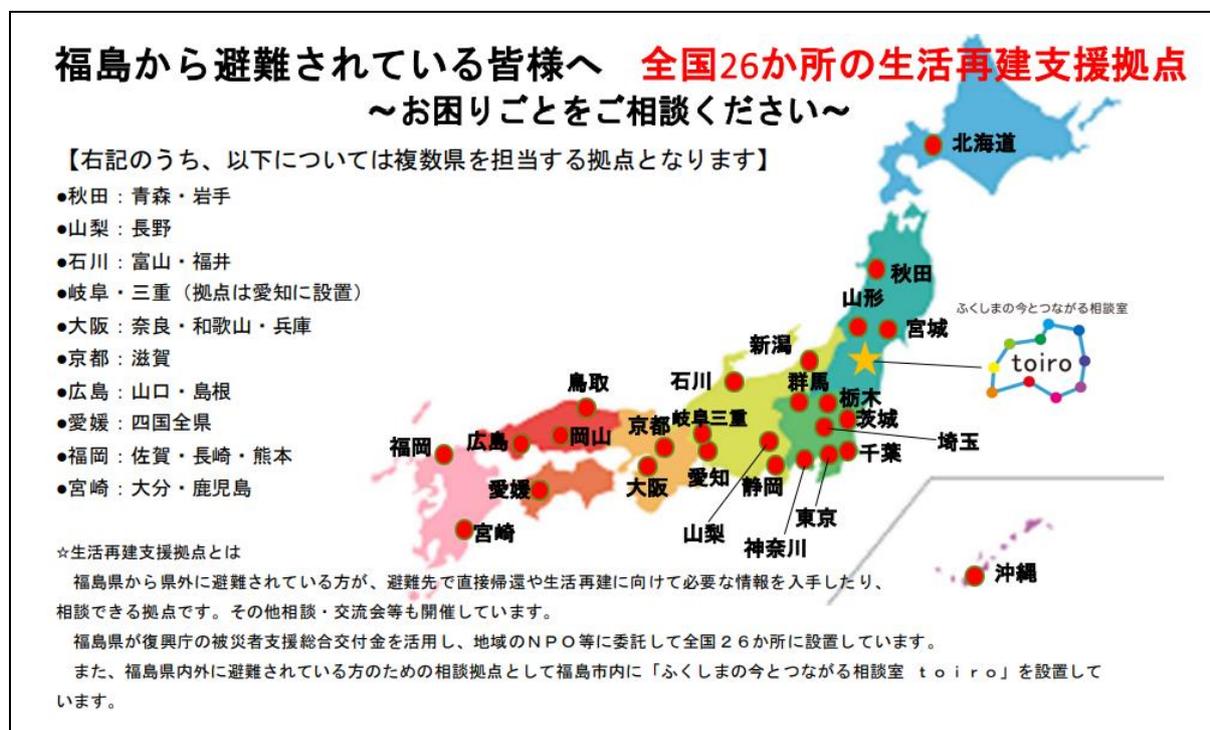
生活再建支援拠点における令和3年度の相談受付件数は1,347件（福島県からの避難者からの相談に限る）であり、相談内容は「生活」が35%、「健康」が14%、「住宅」が9%、「支援策」が8%、「その他」が14%であった。

図表 4-1-12 県外避難者支援事業



- 士、医療機関といった専門家・組織とで連携した。
- 都道府県内自治体と連携し、在宅保健師会等の協力を得て、戸別訪問を実施した。要見守り者への対応を話し合うための支援調整会議を開催した。
- 県外避難者に対し、福島への復興に向けた動きや避難者支援に関する情報誌を提供した。

図表 4-1-13 生活再建支援拠点



出所) 復興庁統括官「福島県からの避難者への支援に向けた生活再建支援拠点との連携について」(復本第1424号 平成29年7月7日) P. 4 https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-7/20170707_hinansha-sien-sesakku.pdf (令和5年7月25日閲覧)

図表 4-1-14 生活再建支援拠点一覧

平成29年度 福島県事業受託団体(生活再建支援拠点)一覧

エリア	団体名
1 北海道	特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター
2 秋田/岩手/青森	特定非営利活動法人あきたパートナーシップ
3 宮城	一般社団法人みやぎ連携復興センター
4 山形	特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル
5 茨城	ふうあいねっと
6 栃木	認定特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク
7 群馬	ぐんま暮らし応援会
8 埼玉	特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター
9 千葉	特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
10 東京	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター
11 神奈川	特定非営利活動法人かながわ避難者と共にあゆむ会
12 新潟	新潟県精神保健福祉協会
13 長野/山梨	東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会
14 福井/石川/富山	一般社団法人石川県災害ボランティア協会
15 静岡	静岡県臨床心理士会
16 愛知	愛知県被災者支援センター
17 三重/岐阜	特定非営利活動法人レスキューストックヤード
18 京都/滋賀	特定非営利活動法人和
19 和歌山/奈良/兵庫/大阪	関西広域避難者支援センター
20 岡山	一般社団法人ほっと岡山
21 鳥取	とっとり震災支援連絡協議会
22 山口/広島/島根	ひろしま避難者の会「アステカ」
23 高知/愛媛/香川/徳島	特定非営利活動法人えひめ311
24 福岡/熊本/佐賀/長崎	被災者支援ふくおか市民ネットワーク
25 宮崎/大分/鹿児島	『うみがめのたまご』～3.11ネットワーク～
26 沖縄	特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく 福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会 (※相談拠点。(特)まちなか研究所わくわくから委託を受けて相談拠点を設置)

出所) 復興庁統括官「福島県からの避難者への支援に向けた生活再建支援拠点との連携について」(復本第1424号 平成29年7月7日) P.5 https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-7/20170707_hinansha-sien-sesakku.pdf (令和5年7月25日閲覧)

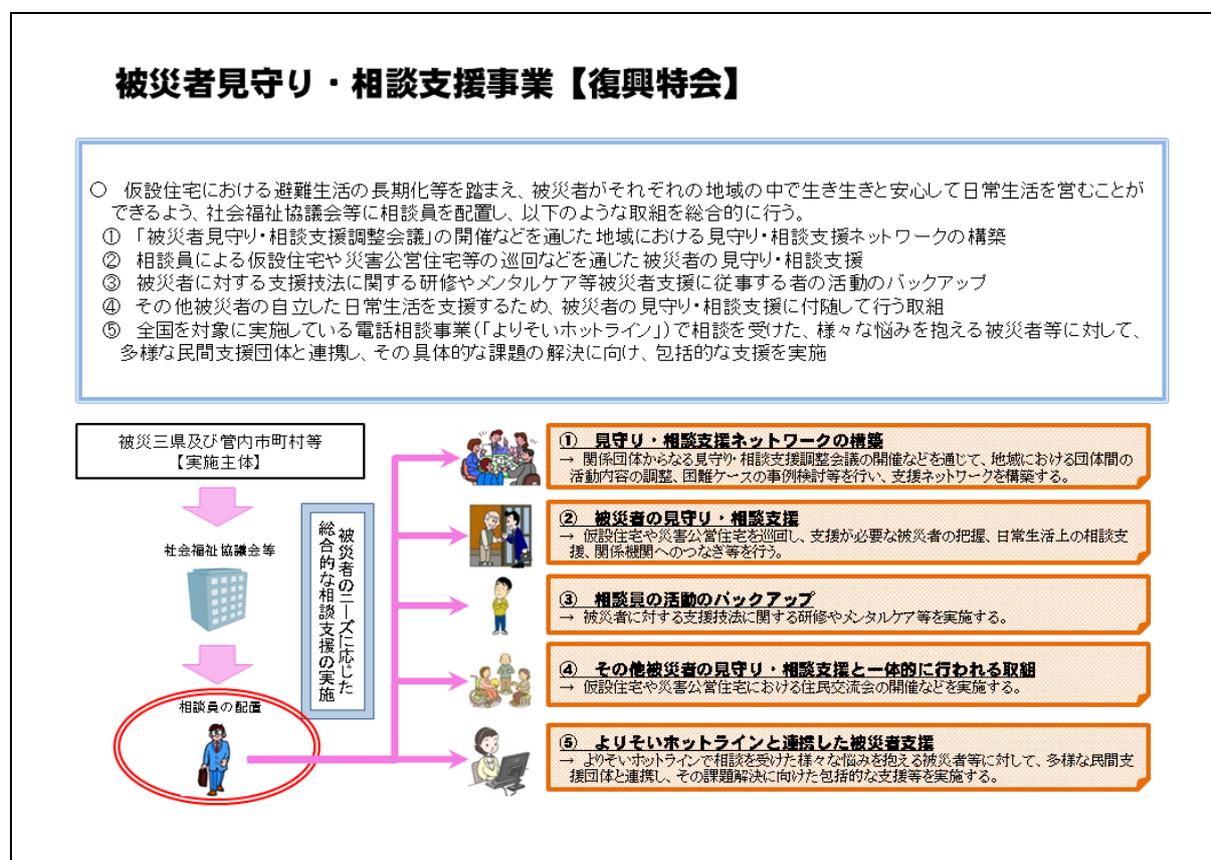
2. 被災者の日常的な見守り・相談

被災者見守り・相談支援事業（厚労省事業）は、相談員による応急仮設住宅や災害公営住宅の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援、被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する方のバックアップ等を行っている。

生活支援相談員は、ピーク時（平成 29 年 3 月）で 790 人、令和 4 年 3 月時点で 304 人となっている。なお、平成 27 年度から、生活支援相談員としての職歴が、社会福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験として、算入が認められることとなった。

見守り等支援の対象になっていた約 60,000 世帯について、相談員等の見守り等により具体的な支援が必要なくなった世帯数が、令和元年度で 28,000 世帯を超え、平成 26 年度に掲げた数値目標を達成した。

図表 4-1-15 被災者見守り・相談支援事業



出所) 厚生労働省資料

・ 東日本大震災以降の災害での取組等

熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）については、発災後に事業化・予算化を行っていたが、令和元年度からは発災後速やかに対応できるよう、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の支援メニューのひとつとして「被災者見守り・相談支援等事業」を設置した。

また、被災者見守り・相談支援事業のうち、公募した法人が実施する事業は、全国域の取組に発展し、全国域の事業は「寄り添い型相談支援事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民間団体実施分））として実施している。

3. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

仮設住宅サポート拠点運営事業（厚労省事業）では、東日本大震災の被災者（高齢者等）の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援、地域交流等の総合的な機能を有する拠点）の運営費用等について財政支援を行っている。

本事業は、平成23年度第一次補正予算から平成27年度までは厚生労働省所管「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」における地域支え合い体制づくり事業（震災対応分）として実施されていたところ、平成28年度の「被災者支援総合交付金」創設に伴い、同交付金のメニューとして実施している。

サポート拠点は、これまでに岩手県、宮城県及び福島県において設置されてきたが、仮設住宅から恒久住宅への移行が進んだことから、岩手県及び宮城県では令和元年度で本事業は終了し、令和4年4月時点で福島県にて3か所のサポート拠点が設置されている。

図表 4-1-16 仮設住宅サポート拠点運営事業

仮設住宅サポート拠点運営事業

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。）

- 実施主体：大熊町及び双葉町
- 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

設置箇所数(R4.4現在)	福島県
3箇所(3箇所)	3箇所(3箇所)

※括弧書きは前年度

※岩手県及び宮城県は令和元年度で終了。大熊町及び双葉町以外の福島県及び管内市町村等は令和2年度までに終了。

出所) 厚生労働省資料

4. 被災地における健康支援

被災地健康支援事業（厚労省事業）では、仮設住宅での生活の長期化に伴う健康懸念を背景に、仮設住宅における保健活動等を支援している。福島県及び同県内市町村が、巡回健康相談の実施や、健康支援方策を検討する協議会を開催するなどの取組を支援している。

なお、仮設住宅から恒久住宅への移行が進んだことから、岩手県及び宮城県の自治体については、令和2年度までで事業を終了している。

図表 4-1-17 被災地健康支援事業

被災地健康支援事業(被災者支援総合交付金)
<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。 被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅における保健活動等を支援。
<p>【事業の対象地域】 福島県</p> <p>【事業内容】 <u>県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅入居者を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の全戸訪問等による巡回健康相談などの実施 ・支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ ・生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催 ・歯科医師等による歯科検診・指導 ・管理栄養士等による栄養・食生活指導 ・保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等 ○ 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営 など

出所) 厚生労働省資料

5. 被災者の心のケア

被災者の心のケア支援事業（厚労省事業）では、震災後に心のケアのニーズが増大した被災3県それぞれに「心のケアセンター」を設置し、被災者のPTSDなど様々な心身の不調、精神疾患に対応した相談、多職種のチームによるアウトリーチ等の支援や、長期的に被災者の心のケアに従事する保健師、精神保健福祉士等の専門職の育成などを行っている。

「心のケアセンター」とは、大規模な災害の発生時、地域の精神医療保健福祉システムが機能不全に陥ったり、増大するニーズや災害時特有の事象への対応に困難を抱えたりという状況において、地域の精神医療保健福祉活動を補う存在として設立される機関であり、これまで、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震の際に設立されている。

東日本大震災において、岩手県では、岩手医科大学を実施主体として、平成24年2月に「岩手こころのケアセンター」を県内5か所に、宮城県では、宮城県精神保健福祉協会を実施主体として平成23年12月に「みやぎ心のケアセンター」を県内3か所に、福島県では、福島県精神保健福祉協会を実施主体として平成24年2月に「ふくしま心のケアセンター」を県内7か所に設置している。

平成30年度以降、自己点検を図る観点から「被災3県において被災者の精神保健の健康支援を実施し自殺者数（実数）を前年よりも減少させる」との指標を設定した。令和元年度は前年自殺者9人に対し、16人であって達成度は56.3%、令和2年度は前年自殺者16人に対し、5人であって達成度は100%（実績は前年以下で達成度100%）となっている。

図表 4-1-18 被災者の心のケア支援事業

東日本大震災被災者の心のケア支援事業

1. 事業の目的

東日本大震災後に心のケアに関するニーズが増大した被災3県を対象に、精神保健行政機能及び精神医療サービス機能等の心のケアに関する支援を行い、もって被災3県の復興に資する。

2. 業務概要

(1)個別相談支援
 ア. 保健所、市区町村、または心のケアセンター等を拠点とした、被災者の住居等への訪問による**相談支援**
 イ. 医療機関等を拠点として、精神疾患患者に対し、**多職種で構成されるチームによる訪問支援(アウトリーチ)**
 ウ. 教育機関、保育園、事業所、行政機関、医療・福祉施設、支援団体等の職員に対する相談支援、生徒・児童・社員等の**心のケアに関する後方支援**
 エ その他、ア～ウの実施にあたり必要となる各地域の精神医療・保健・福祉に関する、行政機関、医療機関、民間団体との間における総合的な調整

(2)心の健康の向上に資する各種事業
 ア. 心のケアに関するニーズ把握のための情報収集
 イ. 本事業以外で被災者の心のケアを実施する各種支援者の技術向上のための技術的指導、助言、研修
 ウ. 地域で長期的に被災者の心のケアに従事する医師、看護師等専門職の人材の育成
 エ. 一般住民に対する、心の健康に関する普及啓発、情報発信、及びそのための各種支援機関との連携
 オ. 本事業の各種活動により得られたデータの集積整理・分析、本事業の実施に必要な調査・研究
 カ. 本事業の各種活動に必要な拠点の整備、及びその維持管理
 キ. 被災3県の心のケアセンターの取組の知見の相互共有や連携強化

3. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県(事業運営の一部または全部について委任可)

岩手県こころのケアセンター：5か所

受託団体：岩手医科大学
 令和4年4月1日現在：常勤職員数40名
 中央センター・久慈地域センター・宮古地域センター
 釜石地域センター・大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター：3か所

受託団体：宮城県精神保健福祉協会
 令和4年4月1日現在：常勤職員数29名
 盛岡センター・石巻地域センター・気仙沼地域センター

ふくしま心のケアセンター：6か所

受託団体：福島県精神保健福祉協会
 令和4年4月1日現在：常勤職員数49名
 盛岡センター・県北方部センター・県中・県南方部センター・いわき方面センター・相馬方面センター・会津出張所・ふたば出張所

4. 創設時期

平成25年度(平成23年度～24年度は障害者自立支援対策臨時特例基金で実施)

5. 支出科目

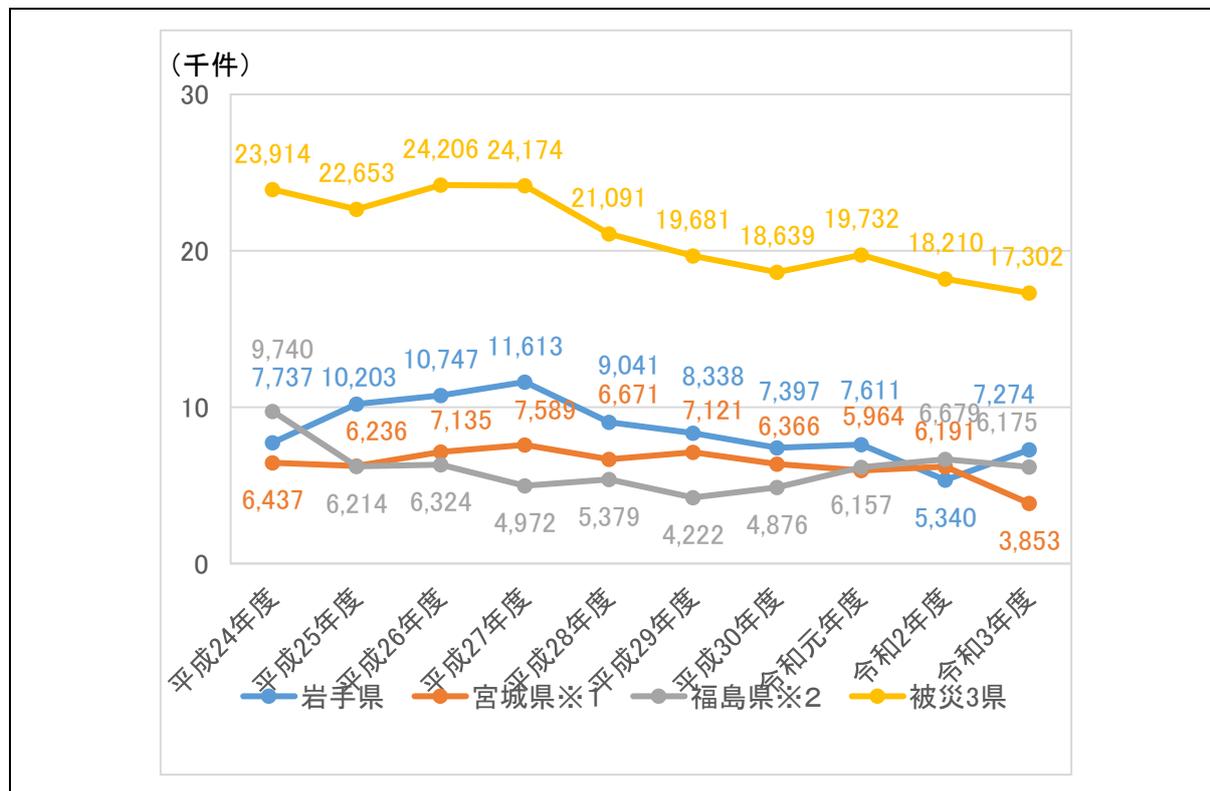
東日本大震災復興特別会計 (項)東日本大震災復興支援対策費 (目)被災者支援総合交付金

出所) 厚生労働省資料

・心のケアセンターにおける相談者数（3県別）

相談者数（実人数）については、漸減傾向にある。相談件数（延べ件数）についても平成26年度の24,206件をピークに減少傾向となっているが、令和3年度も17,302件と依然として高い水準で推移している。

図表 4-1-19 心のケアセンター相談件数



出所) 復興庁作成

※1 このほか、心のケア支援事業の一部を仙台市に委託して相談支援を実施（相談件数 令和3年度：2,351件）

※2 このほか、日本精神科看護協会等に委託して県外避難者に対する相談支援を実施

6. 子どもに対する支援

(1) 被災した子どもの健康支援・心のケア

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（厚労省事業）は、原子力災害被災地域向けに、子どもの家庭を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う「子ども健やか訪問事業」、児童館などへ大型遊具等を設置するなどの「遊具の設置や子育てイベントの開催」、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組を支援する「児童福祉施設等給食安心対策事業」を実施している。また、被災3県向けに、専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」を実施している。

図表 4-1-20 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について (復興庁所管・被災者支援総合交付金)

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

(1) 子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域）

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

(3) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業（被災県（岩手県・宮城県・福島県）及び被災県内市町村）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

(4) 児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組みを支援する。

3. 実施主体等

○実施主体：事業毎に設定

※ 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

○補助率：定額

出所) 厚生労働省資料

(2) 自然体験・交流活動支援

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（文科省事業）は、福島県内の子供を対象として、学校等や社会教育関係団体が実施する自然体験活動等の取組を支援している。平成26年度より実施し、令和4年度までに、小・中学校で3,239件、幼稚園・保育所で2,347件、社会教育関係団体で35件実施している（平成27年度以降は被災者支援総合交付金の取組の一つとして実施）。

図表 4-1-21 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業			
趣旨	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動を始めとする様々な体験活動等の取組を支援する。		
事業内容	(1)対象者 福島県内の児童生徒(小中学生)等 (2)実施主体 福島県(教育委員会) (3)対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業 ○自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等) ○地域間の交流活動(地域住民との交流等)等 (4)補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費 ※令和4年度実績 【小・中学校】 164件 (8,348人) ※平成27年度から被災者健康・生活支援総合交付金(現在の被災者支援総合交付金)の取組の一つとして実施。		
子ども・被災者支援法	子ども・被災者支援法基本方針	健康・生活支援施策パッケージ	福島県からの要望
◆第8条 国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、(中略)自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策(中略)その他の必要な施策を講ずるものとする。 (平成24年6月27日法律第48号) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	III 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項 (中略)福島県の子どもの自然体験活動への支援(中略)など、被災者の抱える様々な課題にきめ細やかに、かつ強力的に対応するよう取り組む。 (平成27年8月25日) 被災者生活支援等施策の推進に関する基本の方針	II 子供に対する支援の強化(主な課題(抜粋)) ①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。 ③心身のケアが必要となっている子どもを支える。 (主要な対応する施策) ・(中略)「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を平成26年度から実施。 (平成25年12月13日) 被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ	VIII 30(1)福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保 子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動を社会体験活動・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。 (令和4年6月10日) ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

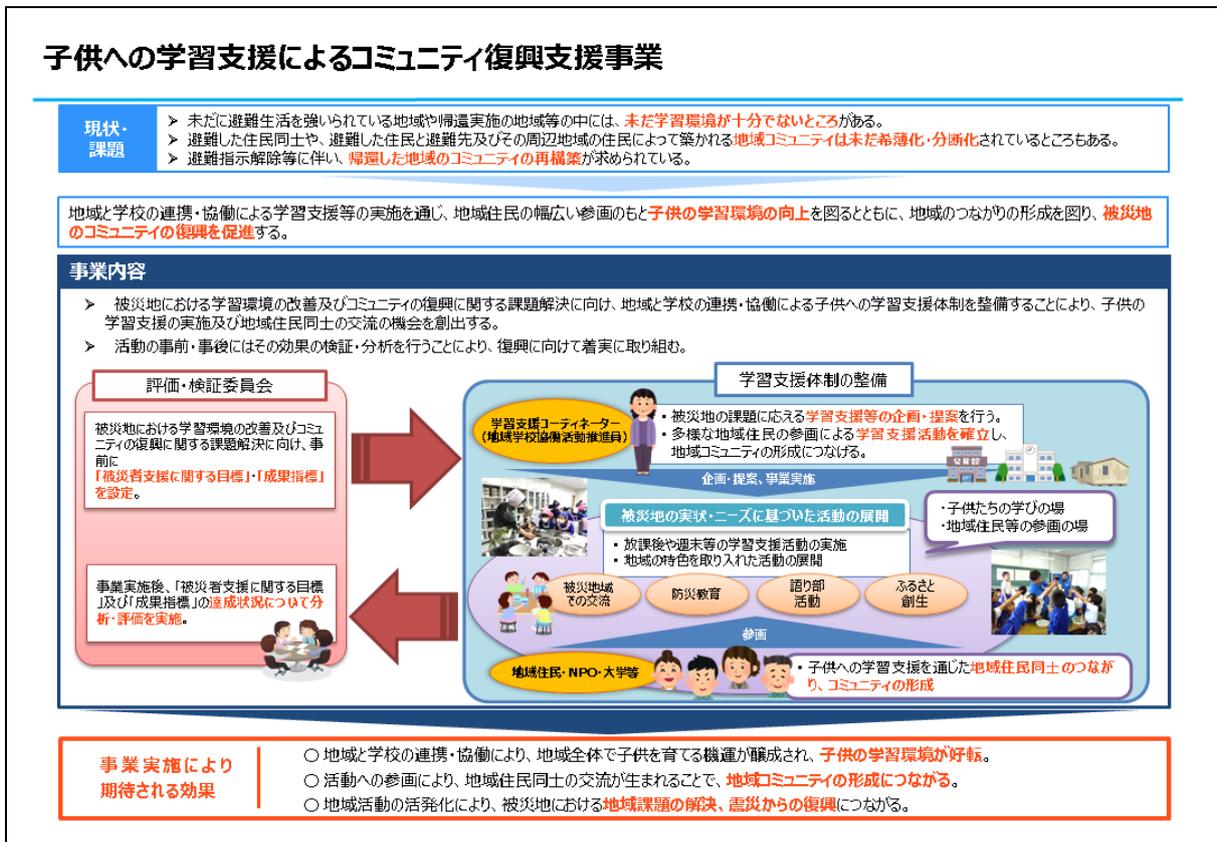
出所) 文部科学省資料

(3) 子供の学びの支援

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業（文科省事業）は、平成 28 年度から実施され、平成 29 年度に被災者支援総合交付金に追加されたメニューである。平成 29 年度は、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」であり、令和 3 年度に「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」に名称変更した。

本事業では、地域と学校の連携・協働による学習支援等の実施を通じ、地域住民の幅広い参画のもと子供の学習環境の向上を図るとともに、地域のつながりの形成を図り、被災地のコミュニティの復興を促進するほか、放課後や週末等の学習支援など、被災地のコミュニティ復興に資する活動を実施している。

図表 4-1-22 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業



出所) 文部科学省資料

7. その他の被災者支援に関する取組

(1) 義援金等

1) 義援金

日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会（NHK）及びNHK厚生文化事業団の4団体（以下本項において「日本赤十字社等」という。）が実施した義援金については、その募集の終了時点（令和2年度末）において、総額3,845億円¹²が募金された。（過去最大の義援金総額となった阪神・淡路大震災でも約1,792億円¹³であった。）

義援金の配分については、日本赤十字社等により学識経験者・義援金受付団体の代表者・被災都道府県の代表者を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」が平成23年4月8日に設置され、各被災都道府県への義援金の配分方法（基準）が決定された。同委員会による第1回配分においては、「死亡、行方不明者、住宅全壊・全焼は35万円」、「住宅半壊・半焼は18万円」、「原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円」を基準として、これを対象世帯数・対象者数を乗じた額が各被災都道府県に配分され、被災都道府県がそれぞれ設置する「配分委員会」において配分方法等を決定し、市町村を通じて被災者の方に配付されることとなった。

令和4年9月末時点において、日本赤十字社等に寄せられた義援金は、その約99%を被災者に配付された。なお、日本赤十字社等から各都道府県への送金は完了済みであり、未配付分については、県での留保を行っている場合や市町村から被災者への配分が完了していない場合、又は、配分端数分等となる。

図表 4-1-23 東日本大震災に係る日本赤十字社等義援金配付状況

東日本大震災に係る日本赤十字社等義援金配付状況（令和4年9月30日現在）				
募金総額 (A)	配分			配付件数 (件)
	都道府県への送金額(B)	市町村への送金額(C)	被災者への配付額(D)	
	対・募金総額(B/A)	対・都道府県への送金額(C/B)	対・市町村への送金額(D/C)	
3,845億円	合計 3,845億円	3,831億円	3,814億円	3,122,186
	100.0%	99.6%	99.6%	

(注) 平成23年3月14日から平成26年3月31日までの間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会（NHK）及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日から令和3年3月31日にかけて日本赤十字社に寄せられた義援金(※)を合計したものです。

※ 日本赤十字社における同義援金の受付は令和3年3月31日で終了しました。

※ 日本赤十字社が受け付けた義援金の被災都道府県への送金状況は、日本赤十字社ホームページもご参照ください。(https://www.jrc.or.jp/contribution/)

出所) 東日本大震災に係る日本赤十字社等義援金配付状況（令和4年9月30日現在）

https://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/pdf/gienkin_r40930.pdf（令和5年7月25日閲覧）

また、義援金については、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行及びゆうちょ銀行の義援金窓口（東日本大震災義援金政府窓口）への入金による、日本政府を通じた受付も行っている

¹² 平成23年3月14日から平成26年3月31日までの間に日本赤十字社等に寄せられた義援金と平成26年4月1日から令和3年3月31日にかけて日本赤十字社等に寄せられた義援金の合計。

¹³ 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』（平成12年2月）P.25

(平成23年4月5日(火)から令和6年3月31日(日)まで)。令和4年10月末現在において、約40億円の受付がされており、このうち、約99%が地方公共団体に送金されている。なお、配分に当たっては、日本赤十字社等が設置した義援金配分割合決定委員会が決定した基準(被災状況に応じて按分)によることとされている。

なお、二重債務問題を抱える被災者が、支給された義援金を債権者により差し押さえられ、その生活再建が妨げられることが懸念されたこと等から、「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」(平成23年法律第103号)により、東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされ、また、東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととされた。災害に関連する義援金については、東日本大震災をはじめ、平成28年熊本地震による災害、平成30年7月豪雨等による災害、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等による災害及び令和2年7月豪雨による災害の際に、被害の甚大さに鑑み、これらの災害に関連する義援金に限り、差押えを禁止すること等を内容とする法律が制定されてきたが、令和3年には、自然災害一般における義援金について差押禁止財産とする「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律」(令和3年法律第64号)が制定された。(2章3節40. 参照)

2) 災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」と言う。)の規定に基づき、自然災害により死亡した者(直接死以外も含む)の遺族に対して支給されることとされており、その支給額は、生計維持者が死亡した場合は500万円、その他の者が死亡した場合は250万円となっており、令和4年3月31日現在において、災害弔慰金は、20,583件支給されている。

この点、当時、災害弔慰金の支給遺族の範囲については、配偶者、子、父母、孫または祖父母とされていた。一方、平成23年当時における社会情勢と家族のあり方の変化等を踏まえ、その範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合に、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加える「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」(平成23年法律第86号)が制定され、東日本大震災にも遡及適用がされることとなった。(2章3節38. 参照)

他方、災害障害見舞金は、災害弔慰金法の規定に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者に対して支給することとされており、その支給額は、生計維持者の場合は250万円、その他の者の場合は125万円となっており、令和4年3月31日現在において、災害障害見舞金は、107件支給されている。

これら災害弔慰金及び災害障害見舞金の原資費用負担については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。

なお、義援金と同様に、二重債務問題を抱える被災者が、支給された災害弔慰金等を債権者により差し押さえられ、その生活再建が妨げられることが懸念されたこと等から、「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」(平成23年法律第100号)により、東日本大震災に限らず、差押禁止措置等が講じられた。(2章3節40. 参照)

図表 4-1-24 災害弔慰金の支給状況

(2) 災害弔慰金の支給状況（内閣府調べ、令和4年3月31日現在）

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	20,583件	20,374件	612億5,375万円	605億5,875万円
災害障害見舞金	107件	103件	1億7,750万円	1億7,125万円

※災害弔慰金：災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。
 災害障害見舞金：災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

出所) 復興庁「復興の取組と関連諸制度」(令和4年6月6日) P.10

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20220606_torikumitokanrenshoseido.pdf

(令和5年7月25日閲覧)

3) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の規定に基づき、自然災害により、居住する住宅が全壊するなどその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とするものである。

被災者生活再建支援金は、住宅の損害割合等に応じて区分される①住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体・敷地被害解体世帯）、③災害による危険な状況が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）、⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯：東日本大震災は対象外¹⁴）の世帯主に対し、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されるものである。具体的には、基礎支援金は①～③の世帯100万円、④の世帯50万円であり、いずれも加算支援金は建設・購入の場合200万円、補修の場合100万円、賃借の場合（公営住宅を除く）50万円となっている（そのため、最大300万円の支給がなされる。）。

令和4年3月31日時点において、基礎支援金は205,634世帯、加算支援金は156,867世帯に支給されている。

図表 4-1-25 被災者生活再建支援金の支給状況

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況（内閣府調べ、令和4年3月31日現在）

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	205,634世帯	187,735世帯	1,666億円	1,531億円
加算支援金	156,867世帯	141,965世帯	2,120億円	1,919億円

※被災者生活再建支援金：災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。
 東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。
 また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

出所) 復興庁「復興の取組と関連諸制度」(令和4年6月6日) P.10

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20220606_torikumitokanrenshoseido.pdf

(令和5年7月25日閲覧)

¹⁴ 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」(令和2年法律第69号)により追加された被災世帯の区分で、同法の施行後の規定は令和2年7月3日以後に発生した自然災害に適用されることとなった。

図表 4-1-26 被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について

被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について						
年	対象災害	適用日	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
					H23	東日本大震災
			岩手県 全域適用		23,182	45,220,625
			宮城県 全域適用		124,390	218,909,500
			福島県 全域適用		40,163	80,835,875
			茨城県 全域適用		9,808	18,645,750
			栃木県 全域適用		883	2,049,250
			千葉県 全域適用		73	137,875
			埼玉県 加須市(旧大利根町及び旧北川辺町の区域)、久喜市		6,338	11,342,000
			東京都 板橋区		24	36,750
		3/12	新潟県 十日町市、津南町		124	207,375
			長野県 栄村		108	216,000
			合 計		205,634	378,550,875

出所) 被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について (抜粋) (下記 URL においては最新時点のものを公開)
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/pdf/sienkin.pdf> (令和5年7月25日閲覧)

被災者生活再建支援金については、同法に定める被災者生活再建支援法人が、都道府県拠出による基金からその支給を行うこととされている。支給した支援金に対する国の被災者生活再建支援金補助金の補助率は 1/2 であるところ、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 87 号)により、同補助金について、東日本大震災に限り、既に支給した支援金を含め国の補助率を 1/2 から 4/5 に引き上げる措置が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成 23 年法律第 40 号)に加えられることとなった。(2章3節 16. 参照)

また、災害弔慰金等と同様に、二重債務問題を抱える被災者が、支給された被災者生活再建支援金を債権者により差し押さえられ、その生活再建が妨げられることが懸念されたこと等から、「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」により、東日本大震災に限らず、差押禁止措置等が講じられた。(2章3節 39. 参照)

加えて、被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化のための措置等が講じられた。さらに、液状化による住家被害について実態に即した適切な被害認定が実施できるよう、その運用の見直しを行った。詳細は次のとおり。

a. 被災者生活再建支援金等に係る手続の迅速化

り災証明書は、被災者生活再建支援金をはじめとする各種被災者支援制度において、適用の判断材料となるものであり、その発行手続を迅速化するために、その前提となる住宅の被害認定に関して、

- ① 津波により流出した住宅については、航空写真や衛星写真を活用し全壊と判定できること。
- ② 津波浸水区域について、一定の調査により、おおむね1階天井まで浸水したことが明らかな区域については、当該区域内の住宅全てを全壊と判定できること。
- ③ 外形を目視してイメージ図等を活用した判定方法を採用することができること。

等の簡便な方法を被災地方公共団体等に示した。

また、被災者生活再建支援金を速やかに支給するために、支給手続について、

- ① 住宅の倒壊が写真で確認できる場合には、り災証明書がなくとも写真の添付で申請が可能で

あること。

- ② 津波により地域全体が壊滅的被害を受けたような場合で、長期避難世帯に該当する場合には、
り災証明書がなくても支援金を支給できること。

等の迅速化のための措置を、被災地方公共団体等に示した。

加えて、支援金の支給事務処理体制の強化のため、支援金の支給に当たる法人職員の増員及び被災市町村への各県の積極的な協力を要請した。

b. 液状化被害に対する取組

東日本大震災では、千葉県、茨城県等において、液状化による住宅被害が広範囲に発生した。住家被害認定の調査・判定方法について、今回の地震による地盤の液状化による住宅被害の実態にそぐわないとの指摘を踏まえ、現地の実態を把握するとともに、学識経験者の意見も聞き、住家被害認定の運用が見直された。具体的には、基礎・床一体となった傾斜による判定及び住家の基礎等の潜り込みによる判定が追加された。

他方、被災者生活再建支援金の申請期間については、被災者生活再建支援法により、基礎支援金について災害発生日から13か月以内、加算支援金については37か月以内とされているところ、同法の規定に基づき都道府県知事は延長ができることとされており、り災証明書の発行状況や生活再建の進捗状況等を踏まえ、次の表のとおり延長等がなされてきた。

図表 4-1-27 東日本大震災における被災者生活再建支援金の申請期限一覧（令和5年4月1日現在）

※下線市町村：申請期限内市町村

被災者生活再建支援法適用災害 申請期限一覧（令和5年4月1日現在）					
※下線市町村：申請期限内市町村					
災害名	発生場所	災害発生日 (適用日)	基礎支援金		
			基礎支援金	加算支援金	
東日本大震災	青森県	八戸市	平成23年03月11日	平成31年04月10日	
		上記以外		平成30年04月10日	
	岩手県	陸前高田市	平成23年03月11日	令和2年04月10日	
		宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市		令和2年04月10日	
		野田村		平成30年04月10日	
		一関市		令和2年04月10日	
		花巻市		平成30年04月10日	
		北上市、奥州市		平成31年04月10日	
		田野畑村		平成30年04月10日	
		上記以外		平成29年04月10日	
		宮城県	仙台市、石巻市、気仙沼市、塩竈市、多賀城市、東松島市、七ヶ浜町、女川町、南三陸町	平成23年03月11日	平成30年04月10日
			名取市		令和3年04月10日
			上記以外		令和2年04月10日
		福島県	南相馬市	平成23年03月11日	令和5年04月10日
			広野町		令和4年04月10日
			楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村		令和6年04月10日
			いわき市		令和3年04月10日
			相馬市		令和2年04月10日
			新地町		令和2年04月10日
			二本松市、本宮市		令和2年04月10日
			福島市、郡山市、川内村、葛尾村		令和3年04月10日
			白河市、田村市		令和2年04月10日
			須賀川市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、矢吹町、石川町、玉川村、三春町、小野町		令和2年04月10日
			会津若松市、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、中島村、棚倉町、矢祭町、鮫川村、平田村、浅川町、古殿町		平成31年04月10日
			上記以外		平成30年04月10日
		茨城県	神栖市	平成23年03月11日	平成30年04月10日
			水戸市、日立市、常陸太田市、北茨城市、取手市、ひたちなか市		平成31年04月10日
			石岡市、笠間市、潮来市、那珂市、稲敷市、鉾田市		平成30年04月10日
			土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、守谷市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、利根町		平成30年04月10日
			大子町、八千代町、五霞町、境町		平成29年04月10日
		栃木県	宇都宮市、那須烏山市	平成23年03月11日	平成28年10月10日
			上記以外		平成30年04月10日
	千葉県	千葉市、銚子市、船橋市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、八千代市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市	平成23年03月11日	平成29年04月10日	
		野田市、茂原市、柏市、我孫子市、神崎町	平成23年03月11日	平成28年04月10日	
		上記以外	平成23年03月11日	平成27年04月10日	
	埼玉県	加須市、久喜市	平成23年03月11日	平成25年04月10日	
	東京都	板橋区	平成23年03月11日	平成24年04月10日	
	新潟県	十日町市、津南町	平成23年03月12日	平成24年10月11日	
	長野県	栄村	平成23年03月12日	平成24年10月11日	

出所) 内閣府防災の情報をもとに復興庁において作成

4) 災害援護資金

災害援護資金は、対象となる災害（都道府県内で災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある自然災害）により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者に対し、生活の立て直しに資するため、貸付けを行うことができるものである。当該貸付けの限度額については負傷、住居の損害等に応じて150万円から350万円とされている。

一般災害では、その利率が3%（平成30年の法改正で、平成31年4月1日以後に発生した災害

に係る利率は、年3%以内で条例で定める率とされた。)とされ、また、償還期間は10年間(据置期間3年間又は5年間を含む。)であり、償還免除については、借受人の死亡または、重度障害により償還できなくなったと認められる場合に限定されている(令和元年法改正で免除要件に、破産手続開始の決定及び民事再生手続開始の決定を受けたときが追加された。)が、東日本大震災では、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の規定により、以下の特例措置が講じられている。

- ① 償還期間を13年間に延長(据置期間も6年間又は8年間に延長)。
- ② 通常は3%の利率を保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は1.5%に引下げ。
- ③ 償還免除要件に、無資力又はこれに近い状態にあるため償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合を追加。

これらの特例の下、災害援護資金については、令和3年9月30日現在で、29,719件・525億2,029万円の貸付けが行われている。

一方、災害援護資金の貸付けは、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。そのため、令和6年度に平成23年に貸付けを行った者から市町村への償還期日が到来する予定である中、現時点において、被災者からの各市町村に対する災害援護資金の償還が滞納となるケースが多数生じており、各市町村はその回収に課題を抱えている。

なお、平成7年の阪神・淡路大震災当時は、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金がなかったこともあり、災害援護資金の貸付金額は東日本大震災の約2.5倍¹⁵に上った。阪神・淡路大震災の災害援護資金の償還期間は10年となっており、また、自治体が被災者に償還金の支払いの猶予をした場合であっても、自治体は国から借りた貸付原資を国に償還する必要があった(なお、債権管理法に基づく履行延期の特約を行うことは可能であった)。しかし、10年経過時にも相当の未償還額が残っていたことから、平成18年1月に災害弔慰金法施行令を改正し、阪神・淡路大震災については、市町が償還金の支払いの猶予を行った場合には、債権管理法に基づく履行延期の特約ができる要件に該当することを制度上明確にした¹⁶。これらの間に、関係自治体においては債権回収に熱心に取り組み、未償還額の割合は平成30年12月時点で9.3%となった。債権回収の取組は進んだが、なお未償還となる123億円分の扱いが課題となっており、この状況の打開を図るべく、令和元年に議員立法で災害弔慰金法が改正され、所得が生活保護と同等の収入水準であること等一定の条件下における低所得者の償還免除等が措置された¹⁷。神戸市においては、当該法改正により償還免除が進んだが、償還免除対象外の少額償還者や、住居不明・国外転出等の接触困難者に対する未償還債権について、今後も償還が困難であるとして、令和3年9月、議会の承認を得て、約10億円の債権を放棄した。

今後、東日本大震災の被災自治体においても、平成23年に貸付けを行った者から市町村への償

¹⁵ 災害援護資金の貸付金額・件数は、東日本大震災が約525億円、約3万件(令和3年9月末現在)に対し、阪神・淡路大震災では約1,326億円、約5.7万件となっている。

¹⁶ 平成18年に5年間、平成23年・平成26年・平成29年・令和2年にそれぞれ3年間の履行延期。

¹⁷ 阪神・淡路大震災における災害援護資金の債権状況(令和3年3月末現在)は、以下のとおり。

- ・総貸付金額：約1,326億円(うち国費約884億円)
- ・償還済額(国費)：約751億円
- ・免除済額(国費)：約51億円
- ・未償還額(国費)：約82億円
- うち免除予定額：約66億円(約16億円は償還継続)

還期日が到来する令和6年度の到来に向け、一層の債権回収の取組強化が求められている。

図表 4-1-28 東日本大震災に係る災害援護資金償還状況

東日本大震災に係る災害援護資金償還状況（全体）

令和3年9月30日時点

	支払期日 到来件数 (A)	滞納 件数 (B)	滞納件数 の割合 (B/A)	滞納金額 (C)	貸付総金額 における 滞納金額の 割合 (C/D)	貸付総件数	貸付総金額 (D)
青森県	42件	4件	9.5%	309万円	2.6%	51件	1億1750万円
岩手県	943件	253件	26.8%	1億6928万円	5.6%	1,168件	30億2560万円
宮城県 (仙台市を除く。)	7,911件	3,123件	39.5%	16億5408万円	9.4%	8,869件	175億7417万円
仙台市	14,385件	5,538件	38.5%	23億3203万円	10.0%	15,137件	233億5771万円
福島県	2,996件	928件	31.0%	4億7217万円	8.0%	3,168件	58億7774万円
茨城県	822件	190件	23.1%	1億0382万円	6.3%	862件	16億4973万円
栃木県	28件	4件	14.3%	331万円	5.6%	30件	5861万円
千葉県 (千葉市を除く。)	357件	52件	14.6%	5775万円	7.6%	384件	7億5013万円
千葉市	18件	0件	0.0%	0円	0.0%	19件	3840万円
東京都	25件	7件	28.0%	267万円	5.1%	26件	5260万円
長野県	5件	0件	0.0%	0円	0.0%	5件	910万円
合計	27,532件	10,099件	36.7%	47億9820万円	9.1%	29,719件	525億2029万円

(注1) 支払期日到来件数(A)：催告期間経過後の最初の支払期日が来た債権の件数であり、完済件数を含む。免除、破産免責、民事再生免責の件数は除く。

(注2) 滞納件数(B)：支払期日到来件数(A)のうち、調査時点において、支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの件数の合計。少額償還決定したもののうち、当該少額償還計画の取決めに伴って支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの件数も含む。

(注3) 滞納件数の割合：支払期日到来件数(A)に占める滞納件数(B)の割合。

(注4) 滞納金額：支払期日到来したもののうち、調査時点において、支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの元金の合計額。少額償還決定したもののうち、当該少額償還計画の取決めに伴って支払期日に償還すべき金額が支払われていない金額を含む。

出所) 内閣府防災「東日本大震災に係る災害援護資金償還状況」(令和3年9月30日現在) P. 2
<https://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/pdf/shokan04.pdf> (令和5年7月25日閲覧)

(2) 法テラス震災特例法に基づく取組

1) 概要

平成 24 年 4 月に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」という。）により、災害救助法が適用された区域に発災時居住していた人等を対象として、その者の資力に関わらず、弁護士等による無料の法律相談、代理援助費用の立替え、書類作成費用の立替え等を行った。同法は 2 度の延長（平成 27 年 4 月及び同 30 年 4 月）を経て、令和 3 年 3 月をもって失効した。

現地では、岩手 2 か所、宮城 3 か所、福島 2 か所に被災地出張所を設置し、9 年間で震災法律相談援助を 40 万件以上実施した。

2) 震災直後の動き

震災発生翌日の平成 23 年 3 月 12 日、法テラス本部内に「東日本大震災対策本部」を設置し、東北地方をはじめとした各地方事務所の人的・物的被害状況の把握や国選弁護等各業務体制を確認の上、その後の被災者支援に関する検討を始めた。被害状況が深刻、甚大かつ広範囲であり、第一に被災者支援に係る法的な各種情報の提供が必要と考えられたことから、震災発生から約 2 週間後の 3 月 23 日から、法テラスと各関係機関との共催で、被災者を対象とした電話での情報提供を順次開始した。また、同年 3 月末には、避難所等での民事法律扶助業務による巡回・出張法律相談等も開始した。

平成 23 年 5 月には、被災したコールセンター（仙台市）における法テラス・サポートダイヤルの通常業務を再開、同年 11 月には「震災 法テラスダイヤル」（現：法テラス災害ダイヤル）を開設して、被災者への情報提供を充実させた。

なお、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、各地の弁護士会等も、被災直後から阪神・淡路大震災など過去の大災害の経験を踏まえ、全国各地で相談会等を開始し、法テラスなどとの連携を強化して、被災者が直面する問題点やその改善要望などを、国に積極的に提言する活動を始めた。

図表 4-1-29 法テラス・東日本大震災相談事例 Q & A 集



出所)「法テラス白書 令和 2 年度版」P. 20

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/hakyusyo-reiwa2_files/r2tokusyul.pdf (令和 5 年 7 月 25 日閲覧)

3) 被災地出張所の設立

法的支援制度の整備として、法テラスは、被災地出張所開設の実現に向け「被災者支援特命室」を設置し、被災地出張所の候補地の選定、法務省や日弁連、被災地の弁護士会、自治体等との調整・交渉などを進めた。そして震災から約半年後の平成23年10月には、1か所目の被災地出張所として宮城県に「法テラス南三陸」を開設した。続いて、同年度中には、「法テラス山元」（同年12月）、「法テラス東松島」（平成24年2月）、また、岩手県に「法テラス大槌」（同年3月）が開設され、被災地出張所の活動が各地で徐々に始まっていった。その後平成25年3月までに、岩手県、宮城県、福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所はいずれも、津波の被害が甚大であった太平洋沿岸部や福島原発事故の被災者が多く住む地域に置かれた。

なお、法テラスは、司法制度改革審議会の意見書を受けて制定された綜合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。当時、日本の社会は、いわゆる「事前規制型社会」（主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動や利害を調整する社会）からいわゆる「事後救済型社会」（国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果、紛争や利害対立が生じた場合については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る社会）へと変わりつつあり、法テラスは、そうした社会の変化に対応して「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指し設立されたものである。平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）で業務を開始した。

図表 4-1-30 法テラス被災地出張所



出所) 法テラス白書 令和2年度版 P.22

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/hakyusyo-reiwa2_files/r2tokusyul.pdf
(令和5年7月25日閲覧)

4) 震災法律援助業務の導入経緯

被災者支援を進める上で大きな壁になったのが「資力要件」であった。当初、避難所等で実施していた無料法律相談は、民事法律扶助業務の下に行われており、家族の状況に応じて収入や資産が一定の基準以下であること等が利用の要件であった。そのため、法律相談の受付時には、過酷な状況下にある被災者に対し収入や家族状況等を聴取する必要があった。これは聴取される被災者にとっても被災地出張所職員にとっても重い負担となり、法的支援の提供において大きな障害となっていた。

こうした問題点を解消し、被災者が法的支援をより円滑に受けられるようにしたのが、平成 24 年 3 月 23 日に制定、同年 4 月 1 日に施行された法テラス震災特例法である。これにより、法テラスは新たに「震災法律援助業務」を開始し、法律相談については、震災当時、被災地に住居等があった人であれば、資力を問わず無料で受けられるようになった。

5) 法テラス号

当時、被災地での被災者支援を検討するに当たり、もともと交通インフラが整っていない、又は震災により交通インフラが崩壊し、交通手段が乏しい地域の被災者に対して、どのように法的支援を届けるかという問題があった。そこで、車内で相談できる移動相談車両を全被災地出張所に配備することとした。車内はいすやテーブルが置かれ、対面で相談できる構造とした。

この車両は「法テラス号」と名付けられ、被災地出張所の移動相談場所として、また、被災者や関係機関に法テラスを周知する際の広報車として活用された。特に、被災地出張所までの交通手段がない方や、高齢・身体的な事情などで相談に来られない方に対するアウトリーチの手段として活躍することとなった。

図表 4-1-31 法テラス号



活躍した法テラス号

出所) 法テラス白書 令和 2 年度版 P. 23~24

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/hakyusyo-reiwa2_files/r2tokusyuu1.pdf (令和 5 年 7 月 25 日閲覧)

6) よろず相談・関係機関との連携

被災地では、法的な問題に関連して、登記、行政手続、社会福祉、税金など多様な相談ニーズが予想された。そこで、地元自治体や消費者庁、国民生活センター等と連携し、関係士業団体（司法書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、社会福祉士）の協力を得て、各種専門士業による「よろず相談」を各被災地出張所で開始することとなった。これにより被災地出張所は、関係士業団体の協力に基づいたワンストップサービスを提供することも可能となった。このよろず相談は、自身が抱える問題が「法的」なのかそうでないのか戸惑い、相談すること自体を躊躇する被災者にとって、法テラスに相談する契機にもなった。

その他、法テラス南三陸など複数の被災地出張所では、内閣府男女共同参画局との連携事業として女性の悩み事に関する相談や、法テラス大槌では、岩手医科大学が運営する岩手県こころのケアセンターの相談場所としても活用された。

7) 法テラス震災特例法の延長

東日本大震災法律援助の実施件数が年間約5万件前後のペースで推移していたこと、原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効が法テラス震災特例法で延長され、損害賠償請求に係る紛争がその後も認められたこと、高台移転や仮設住宅からの退去等に伴う法的問題が顕在化するおそれがあったことから、法テラス震災特例法は、2度の期限延長となった。

8) 予算規模

平成24年度20.5億、平成25年度2.1億、平成26年度9.0億、平成27年度4.4億、平成28年度6.0億、平成29年度5.9億、平成30年度6.1億、令和元年度6.1億、令和2年度5.7億である。

9) 適用実績

震災法律相談援助は、平成24年度の業務開始以降、平成30年度の54,765件をピークに、令和2年度まで毎年度4万件を超え、令和2年度までで456,754件であった。また、震災代理援助は10,578件、震災書類作成援助は173件であった。

図表 4-1-32 震災法律相談援助・震災代理援助件数の推移

地 方 事 務 所	震災法律相談援助										震災代理援助									
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
札幌	0	2	0	3	2	0	1	0	0	1	8	0	1	0	0	1	0	0		
函館	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
旭川	3	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0		
釧路	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0		
青森	160	167	148	229	262	413	517	475	338	2	3	3	0	0	0	0	0	1		
岩手	7,424	8,916	9,299	9,489	9,225	9,463	9,135	8,777	8,402	74	37	27	20	23	20	11	4	3		
宮城	18,675	19,789	20,636	21,050	20,263	20,119	20,808	20,568	18,888	323	203	113	89	51	30	30	15	13		
秋田	10	3	1	0	3	4	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山形	235	452	234	126	68	21	27	8	15	119	1,087	957	413	111	51	42	33	600		
福島	9,564	10,583	11,237	12,930	11,591	11,208	10,947	11,112	10,982	390	174	279	231	106	62	30	22	27		
茨城	4,555	5,802	6,711	7,420	8,150	8,858	9,864	7,329	6,263	45	19	10	4	6	3	1	2	1		
栃木	1,387	1,955	2,519	2,619	2,595	2,576	2,723	1,997	1,628	3	4	3	3	2	0	0	0	0		
群馬	1	5	4	3	0	0	4	1	0	0	4	1	3	0	0	0	0	0		
埼玉	44	15	12	9	6	6	4	1	5	1	10	6	2	0	1	0	2	1		
千葉	164	310	332	380	505	504	401	364	315	7	0	1	0	0	0	0	0	0		
東京	258	80	64	58	37	32	64	56	14	1,694	366	24	1,260	144	45	92	13	3		
神奈川	60	12	4	1	6	4	1	1	0	5	3	1	0	0	0	1	0	0		
新潟	306	248	299	220	255	194	250	238	241	1	314	329	74	20	4	0	1	2		
富山	4	3	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
石川	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
福井	4	2	0	0	0	0	2	0	0	11	1	0	0	0	0	1	1	0		
山梨	14	5	4	1	0	1	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0	2	0		
長野	1	0	0	2	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
岐阜	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
静岡	2	3	2	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0		
愛知	1	4	0	7	1	6	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0		
三重	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
滋賀	3	2	0	0	1	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
京都	28	6	3	2	3	5	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0		
大阪	14	9	1	1	1	0	0	2	1	2	2	0	0	1	0	2	0	1		
兵庫	6	5	2	3	1	0	0	0	1	3	2	5	1	1	0	0	0	0		
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
鳥取	0	7	2	2	0	0	0	1	1	0	5	1	3	0	0	0	0	0		
島根	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
岡山	8	2	0	0	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
広島	11	8	5	8	3	1	1	3	0	6	3	7	5	0	0	0	4	1		
山口	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
徳島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛媛	1	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0		
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福岡	0	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	18	13	4	0	0	0	25		
佐賀	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
熊本	3	0	2	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0		
大分	9	5	4	1	2	0	0	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0	0		
宮崎	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
沖縄	8	5	8	1	4	6	8	0	2	1	1	2	0	0	1	4	0	0		
全国合計	42,981	48,418	51,542	54,575	52,995	53,433	54,765	50,944	47,101	2,699	2,267	1,802	2,126	471	219	216	100	678		

出所) 法テラス白書 令和2年度版 P.162

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/hakyusyo-reiwa2_files/r2tokusyul.pdf

(令和5年7月25日閲覧)

図表 4-1-33 震災書類作成援助件数の推移

(件)

地方 事務所	震災書類作成援助									
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城	4	2	2	37	26	14	0	0	0	
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島	2	6	5	5	1	6	0	36	4	
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
群馬	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
千葉	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛知	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
三重	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	0	0	0	0	4	8	0	0	0	
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
全国合計	8	13	9	43	31	29	0	36	4	

出所) 法テラス白書 令和2年度版 P.163

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/hakusyo-reiwa2_files/r2tokusyu1.pdf

(令和5年7月25日閲覧)

10) 大規模災害への備え

法テラス震災特例法の制定・施行には約1年間の期間を要した。このため、大規模災害の被災者に対し迅速に法律支援を行うために、平成28年6月3日に公布された総合法律支援法の一部を改正する法律では、新たな制度である、大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談「被災者法律相談援助」が創設された。この制度は、平成28年の熊本地震をはじめ、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨で適用された。

11) 災害時に利用できる制度の比較

図表 4-1-34 災害時に利用できる制度の比較

資料 6-2 災害時に利用できる制度の比較

令和3年3月31日現在

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令 条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項1号)	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項2号)	総合法律支援法の一部を改正 する法律（改正総合法律支援 法） 成立日：平成28年5月27日 (法律第53号) 施行日：平成28年7月1日 (第30条1項4号)	東日本大震災の被災者に対する 援助のための日本司法支援セン ターの業務の特例に関する法律 成立日：平成24年3月23日 (法律第6号) 施行日：平成24年4月1日 失効日：令和3年3月31日 (第1条)
サービスの 概要	①解決に役立つ法制度や相談 窓口等の情報提供（電話や メール等）、ホームページに 災害特設ページを設け、災 害に関するQ&A等を掲載 ②法テラス災害ダイヤルにて 情報提供 ③東日本大震災の被災地に開 設した被災地出張所にて、「 よろず相談」を実施	経済的に余裕のない方などが 法的トラブルに遭った際に、 無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規 模災害により被災された方に 対し、災害発生から最長で1 年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助 法が適用された区域に平成23 年3月11日に居住していた方 に對し、無料で法律相談を行う。
利用者の 条件	特になし	収入や資産（現金・預貯金） が一定額以下であること	・大規模災害が発生した日に、 政令で定められた被災地に 住所、居所、営業所又は事 務所を有していた方 ・資力は問わない	・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村（東京都 を除く）に平成23年3月11日 に同居や営業所等があった方 ・資力は問わない
無料法律相談の 対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての 災害 ②法テラス災害ダイヤル：東 日本大震災、平成28年熊本 地震、平成30年7月豪雨、 令和元年台風第19号、令和 2年7月豪雨 ③よろず相談：東日本大震災	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号 ・令和2年7月豪雨	東日本大震災
弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助		震災代理援助 ／震災書類作成援助
	サービスの 概要	弁護士・司法書士費用等の立替え		弁護士・司法書士費用等の立替 え
	利用者の 条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること		・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村（東京都 を除く）に平成23年3月11日 に同居や営業所等があった方 ・資力は問わない
	代理援助 ／ 書類作成 援助の 対象	【代理援助の対象】 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む） 【書類作成援助の対象】 ・訴状等の民事裁判上の書類		【代理援助の対象】 震災に起因する事件の以下の手 続 ・民事・家事・行政に関する裁 判所の手続（民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必 要と認められるものを含む） ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・民事裁判等手続に先立つ和解 の交渉（東京電力(株)に対す る請求書提出等） 【書類作成援助の対象】 震災に起因する事件の以下の書 類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書 等
立替費用の 返済	原則として事件の開始時から毎月返済		事件の終結後から毎月返済	

出所) 「法テラス白書 令和2年度版」 P. 152

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/hakyusyo-reiwa2_files/r2tokusyul.pdf

(令和5年7月25日閲覧)

12) 10年間のあゆみ（その後の大規模災害への対応も含む）

図表 4-1-35 法テラス災害対応年表

年	月・日	内 容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会並びに東京三弁護士会と共催で電話による情報提供を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までに更に6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）を開設
11月22日	「東日本大震災相談実例Q & A集」を10万部発行	
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	法テラス災害ダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～ 7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～ 7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・法テラス災害ダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年度 (平成31年度)	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和2年度	7月3日～ 7月31日	令和2年7月豪雨発生 これを受け、令和2年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月10日）
	7月14日	・政令により令和2年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和3年7月2日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和2年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	3月31日	・法テラス震災特例法の失効により、東日本大震災法律援助の新規申込み受付終了 ・被災地出張所「法テラス大槌」「法テラス東松島」「法テラス山元」「法テラス南三陸」「法テラス二本松」を閉鎖

出所)「法テラス白書 令和2年度版」P.151

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/hakyusyo-reiwa2_files/r2saigaitaiou.pdf
(令和5年7月25日閲覧)

(3) 原発事故による避難者に対する高速道路の無料措置

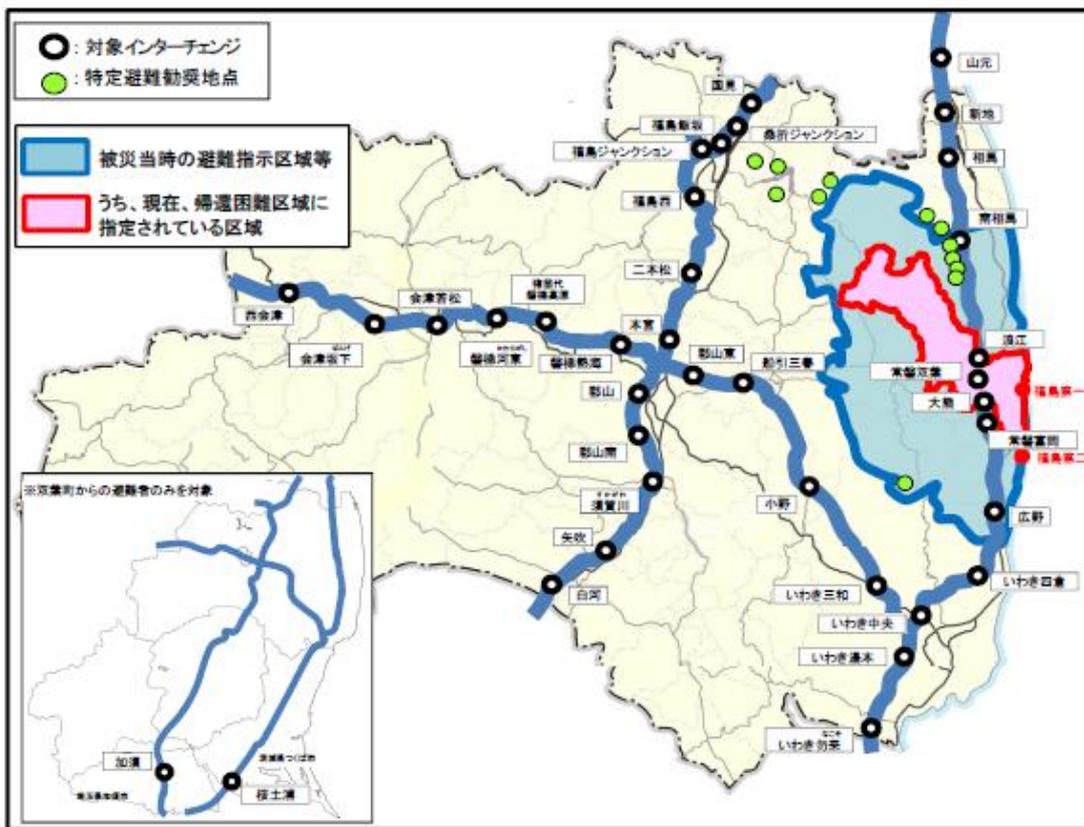
1) 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、被災時に政府が避難を指示又は勧奨した区域等に居住していた避難者を対象に、生活再建に向けた一時帰宅等のための移動を支援する目的で、道路整備特別措置法第24条（昭和31年法律第7号）に基づき、国土交通大臣が料金を徴収しない車両を定めた上で、高速道路料金を財源として実施している。

本措置は平成24年4月1日から開始され、復興に向けた取組が進められる一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、およそ1年毎に期間を延長しながら実施されている。また、平成30年7月より、避難者の出口料金所の通行を迅速化するため、「ふるさと帰還通行カード」を提示して通行する方法に完全移行した。

しかしながら、一部の利用者において、業務、営業、レジャー目的と思われる利用など制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう、令和4年4月1日から対象車種を中型車以下に限定するとともに、令和5年11月以降に更新する「ふるさと帰還通行カード」については、申請窓口で利用目的の確認等を行うこととしており、本措置の今後の取扱いについて、引き続き検討を行っているところである。

図表 4-1-36 警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置 対象インターチェンジ



出所) 国土交通省資料

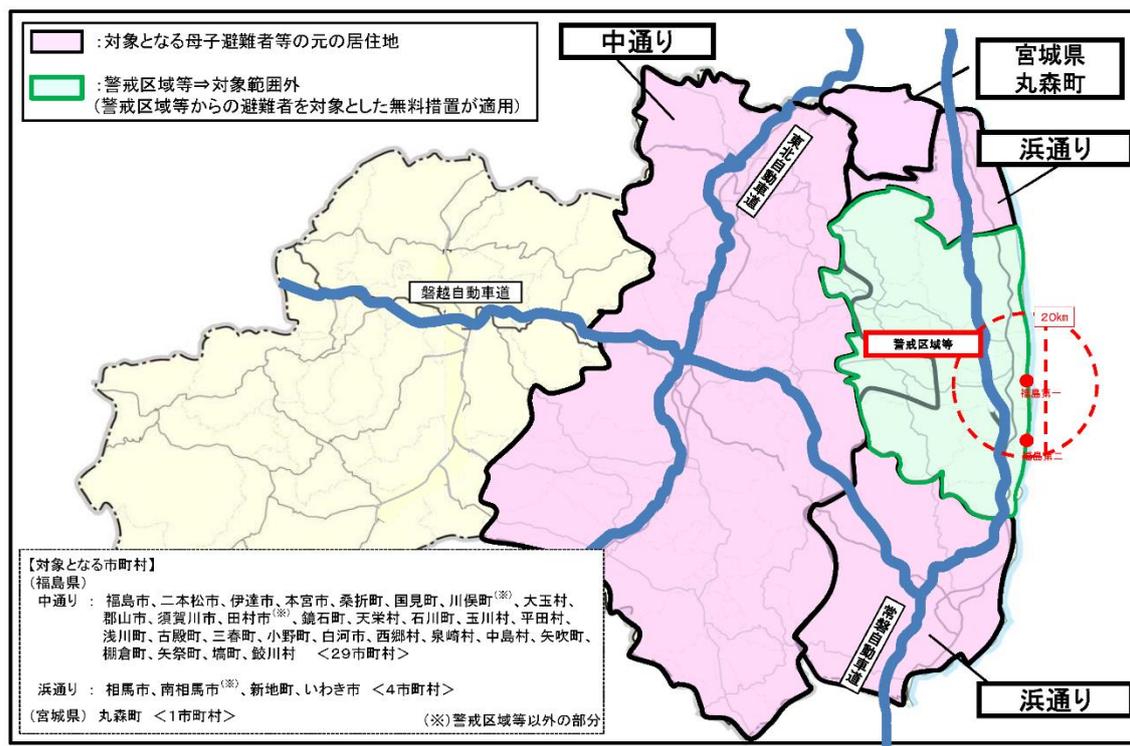
2) 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置

前述した「1) 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」の対象区域外においても、原発事故により避難し、二重生活を強いられている母子避難者が存在することから、家族との再会のための移動を支援する目的で高速道路の無料措置を実施している。原子力事故の発生時に福島県浜通り・中通り（警戒区域等を除く）及び宮城県丸森町に居住しており、当該地域外に避難して二重生活を強いられている母子避難者等が対象者とされ、避難元市町村が交付する証明書によって、避難元及び避難先それぞれの最寄りインターチェンジ間の走行が無料となった。当該証明書は令和2年度までに2,306件交付された。

本措置は平成25年4月26日から開始され、1年毎に期間を延長しながら実施されている。子ども被災者支援法（平成24年法律第48号）第9条に基づく「移動の支援」の施策として実施され、令和2年度までは社会資本整備総合交付金（復興枠）の効果促進事業（ソフト事業）を活用して実施されたが、復興・創生期間後における復興の基本方針において、地震・津波被災地域での同交付金のハード事業が令和2年度末をもって廃止されたことを受けて、令和3年度以降は、被災者支援総合交付金を財源として引き続き実施している。

また、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう、年度毎に利用資格を確認の上、無料措置証明書の更新を行っている。

図表 4-1-37 母子避難者等の元の居住地 対象範囲



出所) 復興庁・国土交通省報道発表資料「「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」の期間の延長について」(令和5年1月31日)

(4) 「復興支援員」制度

1) 概要

東日本大震災では、地震や津波等による甚大な被害により、被災地域の住民が、長期間にわたる仮設住宅での生活を強いられたり、高台への集団移転を余儀なくされたりするなど、被災地域におけるコミュニティの持続可能性について懸念がなされていた。

そのため、震災からの復興に当たっては、地域に根ざしたコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援が不可欠であった。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）においても、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等を進めることとされた。

総務省では、被災地方自治体が、被災地域内外の人材を復興支援員として委嘱し、一定期間以上、被災地域に住み込んで住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域のコミュニティ再構築を図る取組について、被災地方自治体が必要に応じて取り組むことができるよう特別交付税により支援を行ったほか、先進事例や優良事例の調査、地方自治体への情報提供等を実施した。

復興に伴う地域協力活動の例は、総務省が平成24年1月6日に制定した「復興支援員推進要綱」により、住民の生活支援（生活・居住環境の向上、行政手続等に関する説明等）、住民の見守りやケア（仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等、複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整）、地域おこしの支援（地域行事、伝統芸能等コミュニティの活動再開及び活動の応援等、都市との交流事業実施の応援等、地場製品の販売その他地産地消の推進のための取組の応援等）、農林水産業への従事等と示された。

なお、地震・津波被災地域の「地域おこし活動の支援等」※については、令和7年度で特別交付税措置が終了することとなっている。

※ 復興支援員が従事する活動のうち、「心のケア等の被災者支援」以外のもの。

図表 4-1-38 「復興支援員」制度について



出所）総務省資料

2) 実績

a. 支援員数

平成23年度8人・1団体、平成24年度78人・7団体、平成25年度181人・13団体、平成26年度452人・21団体、平成27年度492人・25団体、平成28年度444人・27団体、平成29年度364人・27団体、平成30年度355人・25団体、令和元年度291人・26団体、令和2年度262人・24団体

b. 取組状況

支援員数が最も多かった平成27年度の取組状況について、以下のとおりである。

図表 4-1-39 平成27年度「復興支援員」取組状況

団体名	人数	活動内容等
岩手県(県事業)	35名	被災地の観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県大船渡市	85名	仮設住宅団地管理等の行政事務サポート、コミュニティ活動支援に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	13名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
岩手県大槌町	62名	応急仮設住宅住民の見守り支援、団地内コミュニティの活性化活動に従事。
岩手県山田町	2名	観光の復興、交流人口拡大、コミュニティの維持活動に従事。
岩手県岩泉町	15名	被災コミュニティの支え合いの場の構築や観光コンテンツの整備等に従事。
岩手県田野畑村	1名	6次産業化・地産地消、産業振興を通じたコミュニティ支援に従事。
岩手県野田村	11名	新たなコミュニティ形成のためのサロン活動の実施・拡充等に従事。
宮城県(県事業)	65名	地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県石巻市	5名	6次産業化・地産地消、産業振興を通じたコミュニティ支援に従事。
宮城県気仙沼市	25名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	4名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	8名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県(県事業)	69名	被災者の生活支援等に従事。
福島県相馬市	3名	観光イベントを中心とした地域おこし活動に従事。
福島県田村市	12名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県伊達市	2名	観光施設の企画立案業務に従事
福島県富岡町	10名	県外避難者の支援、交流イベントの開催等に従事
福島県川内村	3名	新たに開設した商業施設の開設準備、販路拡大の支援等に従事
福島県大熊町	19名	県外避難者の支援、町民主体の地域コミュニティの運営支援等に従事
福島県双葉町	9名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	28名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	3名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

出所) 総務省資料

(5) 復興と男女共同参画

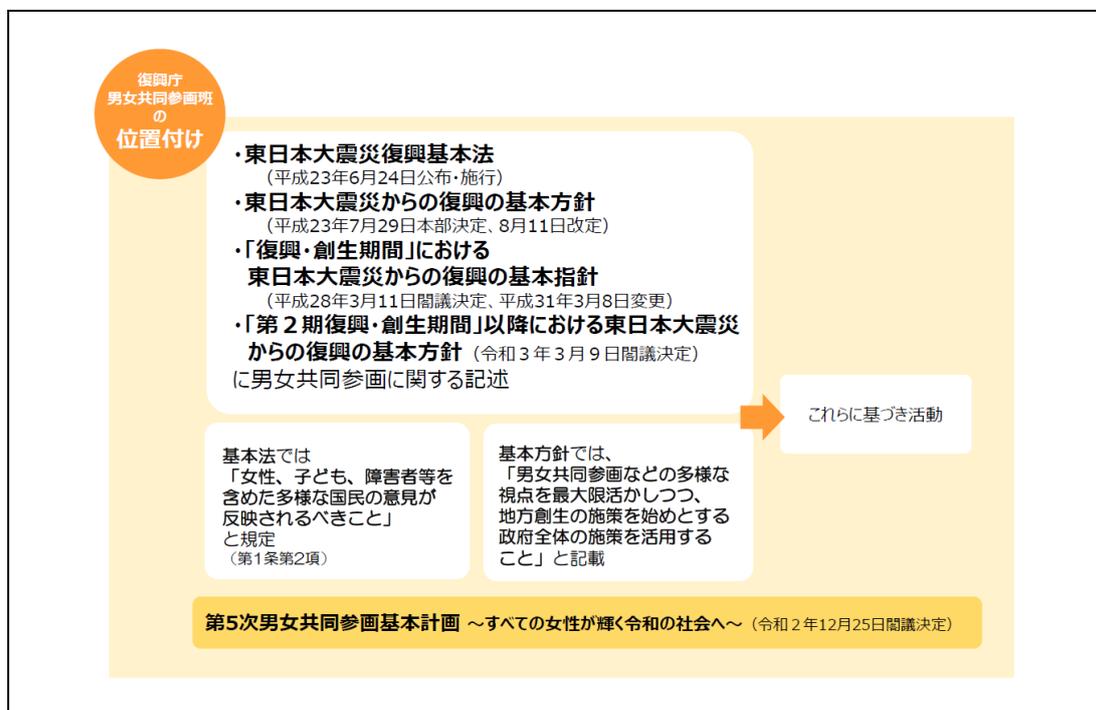
1) 復興基本方針及び男女共同参画基本計画における位置付け

- ・ 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）において、「国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。」が、復興の基本理念として明記されており、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定、同年 8 月 11 日改定）では「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。」「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。」とされた。
- ・ 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）では、「被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生や「新しい東北」の創造等に関し、女性のリーダーとしての活躍やNPO等の多様な担い手の参画がより一層重要となる。復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進するとともに、引き続き、官民連携に努める。」とされた。
- ・ 「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）においては、「男女共同参画などの多様な視点を最大限生かしつつ、地方創生の施策をはじめとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。」とされた。
- ・ また、第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）においては、第 3 次にはなかった「復興」に関する項目が第 11 分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」に新設された。さらに、第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）においても、第 4 次計画に引き続き「復興」に関する項目が第 8 分野「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」に設けられた。

2) 政府における体制整備

平成23年9月20日に、東日本大震災復興対策本部事務局に男女共同参画班が設置されるとともに、現地にも男女共同参画担当が配置された。復興庁設置の平成24年2月10日、現在の「男女共同参画班」、岩手・宮城・福島復興局の「男女共同参画担当」となった。

図表 4-1-40 男女共同参画班の位置付け



出所) 復興庁資料

3) 男女共同参画に関する取組

復興の現場において女性、子ども、障害者、高齢者など多様な視点を含む男女共同参画の観点が一層取り入れられるよう、東日本大震災からの復興に係る男女共同参画に関する取組事例を収集・公表するとともに、被災地における男女共同参画の視点の浸透活動等を行っている。

a. 事例集等の作成・公表

被災地における復興の取組に男女共同参画をはじめとした多様な視点を生かすため、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集し、自治体や各地で活躍する方々の参考となるよう、まちづくり、仕事づくり、健康づくり、居場所づくり、人材育成、情報発信、その他の分野に関し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」(令和5年3月末時点で119事例。初版平成24年11月、令和5年3月までで26版)として公表した。

平成25年6月には、被災地において、女性が中心となって起業し、女性に就業の場を提供している4つのプロジェクトの立上げから軌道に乗るまでの経緯や工夫等について、「女性による起業と女性の就業の場の確保に関するケーススタディ」としてまとめ、公表した。

また、令和2年10月以降、参考事例集のほか阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、熊本地震などの災害における取組に関する各種資料等から、課題解決に結びつく共通の活動のポイントを、

女性、子ども、障害者、高齢者など多様な視点から抽出・分類し、「多様な視点からの復興への活動ポイント集」(令和4年3月末時点で35ポイント)としてまとめ、公表した。

これらも活用しながら、シンポジウムや研修等を通じて、被災地における男女共同参画の視点の普及・浸透を図った。

図表 4-1-41 男女共同参画事例集



出所) 復興庁「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～(全体統合版)」(令和4年10月26日)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-16/20130626164021.html>

(令和5年7月25日閲覧)

b. 被災地における男女共同参画の視点の浸透活動

平成 23 年度以降、政府や被災地自治体が主催する会議や復興シンポジウム等を後援する等し、復興における男女共同参画の視点の重要性について随時情報発信を行った。

また、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ等のイベントの開催、研修会等での講演や他団体等主催のイベント等への講師派遣、ポスター・パネル展示を数多く行ってきた。

【イベント開催等の例】

- ・平成 24 年 7 月 13 日 被災地における女性の起業支援セミナー in 仙台「あなたの“気づき”を仕事にするチャンス！～復興・まちづくりに向けて～」(主催：内閣府・復興庁・公益財団法人せんだい男女共同参画財団)
- ・平成 26 年 12 月 13 日 パネルディスカッション「女性の活躍が復興を加速する！」(主催：復興庁・福島県男女共生センター)
- ・平成 27 年 3 月 18 日 アジア太平洋経済協力・国連防災世界会議パブリックフォーラム「災害復興時の女性の活躍～地域経済再生の視点から～」(主催：外務省・内閣府・復興庁)
- ・平成 27 年 9 月 5 日 ワークショップ「明日からできる！男女共同参画の視点からの復興支援」(主催：復興庁)
- ・平成 29 年 1 月 21 日 シンポジウム「熊本地震からの復興を考える～これからのコミュニティ再生を中心に～」(主催：復興庁・内閣府)
- ・いわて男女共同参画フェスティバルにおける講演
- ・平成 28 年度～令和 4 年度 いわて男女共同参画サポーター養成講座における企画
- ・令和元年度「新しい東北」交流会における「男女共同参画の視点を生かして、東北の未来を考える」及び令和 2 年度同交流会における「アンコンシャス・バイアスを知る」

【講師派遣、ポスター・パネル展示等の例】

図表 4-1-42 男女共同参画講師派遣例

男女共同参画センターで講演

- 事業名：男女共生講座「復興庁男女共同参画班の取組み」
- 日時：平成 25 年 11 月 30 日(土) 13:30～15:00
- 会場：福島市男女共同参画センター ウィズ・もとまち
- 主催：福島市男女共同参画センター

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/3/>

- 参加者等：福島市民 30 人
- 内容：男女共同参画班の取組みを紹介するとともに、『男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～(第 4 版)』の中からまちづくりや仕事づくりなどの分野において、女性が活躍している事例などを紹介した。福島市男女共同参画基本計画と復興計画を読み合い、意見交換を行った。最後に、各人の被災体験を語り合う中で、防災・復興における男女共同参画の視点の必要性をあらためて確認した。



出所) 復興庁男女共同参画班の活動紹介

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat10/sub-cat10-2/20140523_dan_jokatsudo.pdf (令和 5 年 7 月 25 日閲覧)

図表 4-1-43 男女共同参画事例集



男女共同参画の視点で復興を

Reconstructing Earthquake Disaster from Gender Equality Perspectives

復興庁男女共同参画班は、「東日本大震災復興基本法」および「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、男女共同参画の視点から復興の促進を図っています。復興に男女共同参画の視点を取り入れられるよう、引き続き取り組んでいきます。

Gender Equality Division of Reconstruction Agency is promoting reconstruction from gender equality perspectives based on "Basic Act on Reconstruction in Response to the Great East Japan Earthquake" and "Basic Guidelines for Reconstruction in Response to the Great East Earthquake". We would like to continuously implement diffusing gender equality perspectives to the process of reconstruction.

復興における男女共同参画の法的位置づけ

How Gender Equality is Legally Defined in Earthquake Disaster Reconstruction

東日本大震災復興基本法（関連部分を抜粋）
Basic Act on Reconstruction in Response to the Great East Japan Earthquake
(基本理念)(Basic Principles)
第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
Article 2 The reconstruction in response to the Great East Japan Earthquake will be implemented based on the following basic principles:
二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。
(ii) The appropriate allocation of roles and mutual collaboration between the national government and local governments as well as mutual collaboration between local governments shall be assured, and the opinions of the residents in the disaster-affected regions shall be respected and the opinions of a wide range of people including women, children and disabled persons shall be taken into account.

復興への男女共同参画視点の浸透

Diffusing Gender Equality into Reconstruction Process

ワークショップ、セミナーの開催、ポスター展示など



東日本大震災からの復興の基本方針

Basic Guidelines for Reconstruction in Response to the Great East Japan Earthquake (主要なもののみ抜粋)

1 基本的考え方 Basic Concept
(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。
(ix) From the standpoint of gender equality, women's participation will be promoted in all reconstruction process.

7 復興支援の体制等 Structure of the Government for Reconstruction and the follow-up mechanism of the Guidelines.
(1) 復興対策本部・現地対策本部の役割 Roles of the Reconstruction Headquarters and its response offices located in the disaster areas.
(iii) 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。
(iii) A function of promoting gender equality in the reconstruction process will be established in the secretariat of "Reconstruction Headquarters" and its "Response Offices".

男女共同参画の視点をもって行われている復興取組事例の収集・公表

Collection and Publication of Reconstruction Action from Gender Equality Perspectives

『男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～』を復興庁HPで公表

復興庁男女共同参画班

検索



出所) 復興庁資料

c. 自治体への働きかけ等

平成23年12月15日、地方公共団体の復興に向けた取組における女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な視点の反映について、内閣府・東日本大震災復興対策本部の連名で、被災3県に対し働きかけるとともに、市区町村への周知も要請した。

また、平成24年6月19日、被災地自治体における復興計画の策定における男女共同参画の状況について取りまとめ、結果を公表した。さらに、内閣府「東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査」(平成25年5月)に協力した。

平成25年5月には、内閣府男女共同参画局は、地方公共団体が平常時から防災・復興体制に取り組み際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表した。

d. 復興と男女共同参画等に関する調査

平成28年度及び令和2年度、復興庁において、被災3県の自治体を対象に、復興計画の策定に当たって設置された委員会等における女性割合や復興計画に男女共同参画の視点を取り入れている例を調査し、結果を公表した。

令和2年度は、岩手県、宮城県、福島県及び同3県内全127市町村のうち、92自治体(70.8%)から回答を得た。

復興計画を策定している25自治体のうち、復興計画において男女共同参画の視点に配慮した記

載があると回答したのは7自治体(28.0%)、復興計画の策定・推進において男女共同参画部署との連携があると回答したのは17自治体(68.0%)であった。復興計画の策定・推進委員会の委員数は798人であり、そのうち女性は132人(16.5%)であった。復興計画の策定等にあたって、多様な視点を反映した取組の例としては、女性団体や高校生との意見交換会の実施や、大学・町内NPOとの連携が報告された。

また、男女共同参画計画を策定している(又は策定予定の)78自治体のうち、復興に関する記載があると回答した自治体は33自治体(42.3%)であった。具体的には、「東日本大震災の経験を踏まえて防災における意思決定過程の場への女性の参画も含めて、自主防災組織等の地域活動への女性の参画を促進する。」、「復興と地方創生の過程で多様な意見を反映した取組を進めるとともに、その担い手として女性が活躍でき、地域活動等に男女がバランス良く参画できる環境づくりを目指す。」、「地域住民自治への総参画」といった記載があった。

さらに、男女共同参画の視点を取り入れた取組として、以下の事例が報告された。

- ・自治会・消防団・PTA等から選出された住民代表が取りまとめて、市に提言した地区計画案や住民全員を対象とする意見交換会等の結果を踏まえて復興まちづくり計画を策定。
- ・男女共同参画計画の策定時から大学・企業・NPOが審議会に参加し、事業評価・検証を実施。
- ・学識経験者、弁護士、建築士、社会福祉協議会職員、民生委員など、女性を含む多様な方に災害公営住宅整備検討委員会の委員を委嘱。
- ・防災会議における女性委員を増やすべく、男女センターが大学と連携して研修会を開催。

4章 被災者支援

2節 医療・介護・福祉

東日本大震災により、被災地の医療施設は大きな被害を受けた。被災した医療施設の早期復旧・復興を支援するため、地域医療再生基金を被災各県について拡充（令和4年10月末時点で合計約2,095億円を交付）し、被災各県では、地域医療再生計画及び医療の復興計画に基づき各種事業を実施し、医療提供体制の再構築に取り組んできた。

平成28年の「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針においては、「医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保について、国のリーダーシップの下、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かな支援を行う。特に双葉郡の二次医療の確保に向けた支援に取り組む」として各種取組を推進し、令和元年の「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針においては、「医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センター附属病院などの地域医療体制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行う。」として取組を続けている。

その結果、令和4年9月末時点で、震災により入院受入れに支障を生じた病院の98%（179/182病院。福島県の避難指示区域に所在する病院及び廃止済みの病院を除く。）において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となるなど、医療提供体制の再構築が進められた。

また、介護施設、障害者施設等も大きな被害を受けた。このため、施設復旧のための費用（社会福祉施設等災害復旧費補助金）を確保し、介護・福祉提供体制の再構築に取り組んでいる。その結果、令和5年1月時点で、施設の復旧が必要な介護施設等の98%（501/512施設）が復旧し、障害者施設等も97%（301/311施設）が復旧している。

介護・福祉人材については、被災各県においても、依然として不足している状況にある。このため、離職した介護人材の呼び戻しを図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、就職説明会の開催、介護人材キャリアアップ研修の実施、施設内保育施設の運営など、長期的な観点から介護従事者の確保のために地域の実情に応じて行う取組を支援している。

さらに、市町村が地域の特性に応じ、医療・介護・住まい等を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金により、市町村の在宅医療・介護サービスの充実等のための取組を支援している。

医療・介護・福祉の今後の課題等に関して、医療・介護サービス等の提供体制の確保については、関係機関とも連携しながら引き続き効率的・効果的に支援を行っていく必要がある。特に、原子力災害に由来する避難指示区域では、医療機関等の再開やサービスの継続には特段の困難が伴うことから、重点的な支援を続けていく必要がある。

1. 医療・介護サービス等の提供体制の確保

(1) 医療サービス等

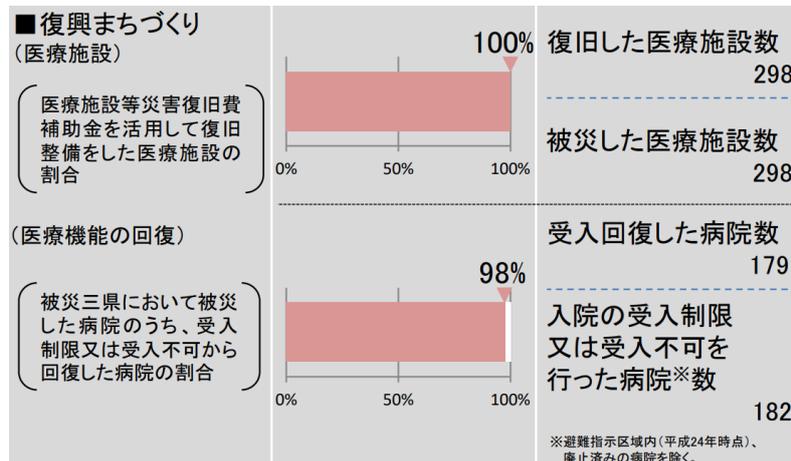
1) 被災地域における地域医療の再生支援

a. 医療機関の再開状況

医療施設等災害復旧費補助金を利用して復旧整備した医療施設は 298 施設に上ったところ、平成 27 年 6 月に復旧整備を完了した。

また、震災で入院機能に影響を受けた病院は、3 県で 182 施設であるが、平成 28 年 3 月までに 9 割の施設が復旧した。さらに、令和 4 年 9 月末時点では 98%が復旧し、医療体制の再構築が進んでいる。

図表 4-2-1 医療機関の再開状況（令和 3 年 3 月末）



出所) 復興庁「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和 3 年 3 月末時点）」P. 4
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-2/210622_FukkoShihyo.pdf
 （令和 5 年 7 月 25 日閲覧）

b. 応急期の対応

被災した医療施設の復旧事業を実施するため、医療施設等災害復旧費補助金を平成 23 年度第一次補正予算にて 36 億円、第三次補正予算にて 126 億円の計 162 億円措置した。また、同補助金について、拠点病院や小児救急医療拠点病院、在宅当番医制歯科診療所などを補助対象施設に追加するなどの拡充を行った。

c. 地域医療再生基金

被災地域における地域医療の再生を支援するため、地域医療再生基金により①再開・新設する医療機関に対する施設・設備整備、運営の支援、②避難先地域等の医療提供体制の支援、③医療従事者の確保支援等の取組を行った。

当該基金は、震災前から各都道府県において地域医療の課題解決のために設置されていたもの

だが、震災を受け、平成 23 年度に被災県の地域医療再生基金を積み増し、補助対象施設の拡充も行ってきた。平成 29 年度からは、基金の拡充を福島県に重点化し、双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組み、「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営支援等の事業を実施した。

平成 27 年 6 月までに、被災した 298 の医療施設は、福島県の避難指示区域等を除き、100%復旧した。

d. 地域医療再生基金への積み増し額

- ・平成 23 年度補正 720 億円（岩手県、宮城県、福島県）
- ・平成 24 年度予備費 380 億円（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）
- ・平成 27 年度当初 172 億円（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）
- ・平成 29 年度当初 236 億円（福島県）
- ・令和 3 年度当初 54 億円（福島県）
- ・令和 4 年度当初 29 億円（福島県）

e. 福島県における医療提供体制の確保等

平成 29 年度に地域医療再生基金 236 億円を積み増し、双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組んだ。

平成 30 年 4 月には、二次救急医療機関である福島県ふたば医療センター附属病院が開設された。また、同年 10 月には多目的医療用ヘリの運行が開始され、患者の重症化防止や更なる負担軽減が図られることとなった。一方で、いまだに避難地域 12 市町村では 6 病院の入院機能が再開できていない状況である。

図表 4-2-2 福島県ふたば医療センター附属病院

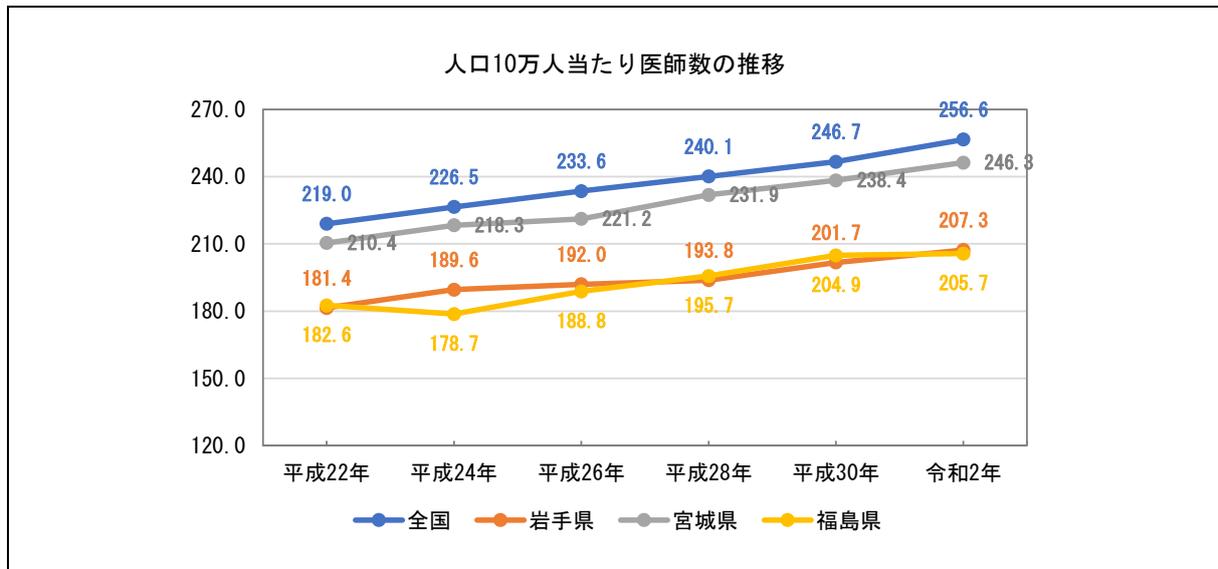


出所) 福島県ふたば医療センター附属病院パンフレット
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/futaba/img/232018.pdf> (令和 5 年 7 月 25 日閲覧)

f. 医師・看護師などの医療従事者の確保

修学資金の貸与、看護職員確保のための環境整備や職員資質向上、医師の招へい・派遣等による人材の養成・確保のための取組を支援している。なお、医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数は、全国・3県とも増加傾向にあるが、相双地域では医師数が震災前よりも減少している。

図表 4-2-3 人口10万人当たり医師数の推移



出所) 福島県HP「県内医療施設従事医師数の推移(二次医療圏別)」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/515726.pdf> (令和5年7月25日閲覧)より復興庁作成

「人口10万対医師・歯科医師・薬剤師数、施設・業務の種別・性・従業地による都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別」

平成22年_統計表17

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ftoukei%2Fsaikin%2Fhw%2Fishi%2F10%2Fxls%2Ftoukeihyo.xls&wdOrigin=BROWSELINK> (令和5年7月25日閲覧)

平成24年_統計表17-1

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ftoukei%2Fsaikin%2Fhw%2Fishi%2F12%2Fxls%2Ftoukeihyo.xls&wdOrigin=BROWSELINK> (令和5年7月25日閲覧)

平成26年_統計表15-1

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ftoukei%2Fsaikin%2Fhw%2Fishi%2F14%2Fxls%2Ftoukeihyo_H26.xls&wdOrigin=BROWSELINK (令和5年7月25日閲覧)

平成28年_統計表15-1

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ftoukei%2Fsaikin%2Fhw%2Fishi%2F16%2Fxls%2Ftoukeihyo_H28.xls&wdOrigin=BROWSELINK (令和5年7月25日閲覧)

平成30年_統計表15-1

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ftoukei%2Fsaikin%2Fhw%2Fishi%2F18%2Fxls%2Ftoukeihyo_H30.xls&wdOrigin=BROWSELINK (令和5年7月25日閲覧)

令和2年_統計表15(1-1)

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ftoukei%2Fsaikin%2Fhw%2Fishi%2F20%2Fxls%2FR02_DL-toukeihyo.xls&wdOrigin=BROWSELINK (令和5年7月25日閲覧)

g. その他

平成23年7月から10月にかけて「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催した。

検討会報告書において、災害拠点病院に関しては、施設の耐震化、ライフライン(通信、電気、水)の確保、食料・飲料水等の備蓄、ヘリポートの整備、平時からのDMAT等医療チームを受け入れる体制整備の必要性等についての指摘がなされたことを踏まえ、災害拠点病院指定要件の見直しを行った。

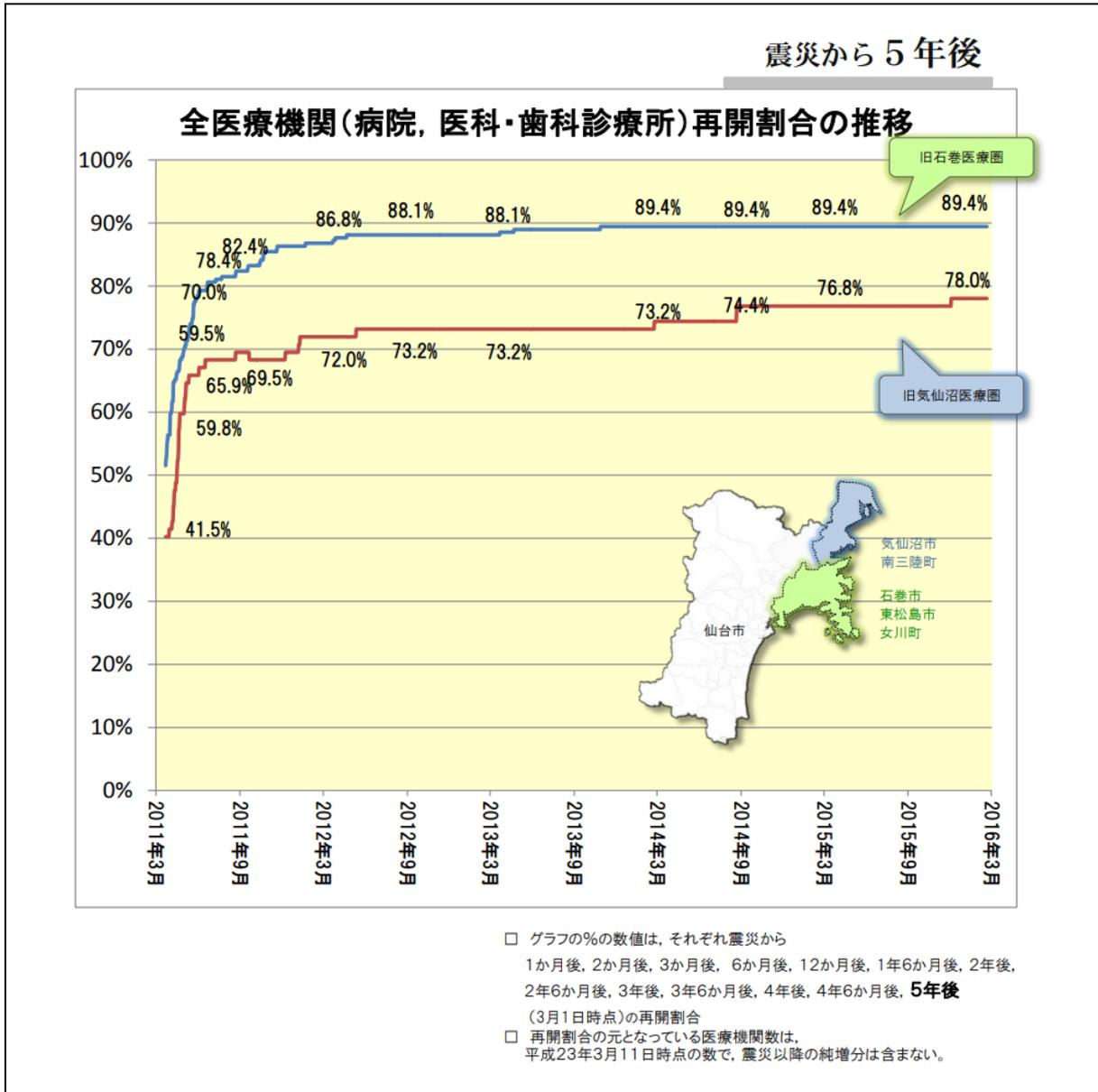
図表 4-2-4 福島12市町村における医療機関の再開状況

R5.2.1現在										
市町村名	区分	H23.3.1 (震災直後)	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.1.1	R4.4.1	R4.8.1	R5.2.1	医療機関名(再開・開設時期等)
田村市(都路地区) 避難指示解除準備区域を解除 H26.4.1	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	2	2	2	2	2	2	2	2	田村市立都路診療所(H23.7再開) 特別養護老人ホーム都路まどか荘診療所(H24.3再開)
	歯科診療所	1	1	1	1	1	1	1	1	田村市立都路歯科診療所(H23.7再開)
	薬局	0	0	0	0	0	0	0	0	
川俣町(山木屋地区) ※伊達郡 避難指示解除準備 区域及び居住制限区域を解 除 H29.3.31	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	1	1	1	1	1	1	1	1	川俣町国民健康保険山木屋診療所(H28.10再開)
	歯科診療所	0	0	0	0	0	0	0	0	
	薬局	0	0	0	0	0	0	0	0	
南相馬市(小高区) 避難指示解除準備区域及び 居住制限区域を解除 H28.7.12	病院	2	1	0	0	0	0	0	0	南相馬市立小高病院(R1.10廃止)
	診療所	8	3	4	4	5	5	5	5	もんま整形外科医院(H28.4再開) 半谷医院(H28.4再開) 特別養護老人ホーム梅の香医務室(H30.4再開) 上町内科皮膚科クリニック(R1.12休止) 南相馬市立総合病院附属小高診療所(R1.8開設、R3.12 区内移転) 今村医院(R3.6.14再開)
	歯科診療所	5	1	1	1	1	1	1	1	今村歯科・矯正歯科医院(H30.8再開)
	薬局	4	2	1	1	2	2	2	2	小高調剤薬局(H29.4再開) コスモ調剤薬局小高店(R1.11廃止) スマイル薬局小高店(R3.7.1別法人開設)
飯館村 ※相馬郡 避難指示解除準備区域及び 居住制限区域を解除 H29.3.31	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	2	2	2	2	2	2	2	2	いいたてホーム医務室(震災後継続稼働) いいたてクリニック(H28.9再開)
	歯科診療所	0	0	0	0	0	0	0	0	
	薬局	2	0	0	0	0	0	0	0	
葛尾村 避難指示解除準備区域及び 居住制限区域を解除 H28.6.12 特定復興再生拠点区域の避 難指示解除 R4.6.12	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	1	1	1	1	1	1	1	1	葛尾村診療所(H29.11.9再開)
	歯科診療所	1	1	1	1	1	1	1	1	葛尾歯科診療所(H28.7再開)
	薬局	0	0	0	0	0	0	0	0	
浪江町 避難指示解除準備区域及び 居住制限区域を解除 H29.3.31	病院	1	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	13	1	1	1	1	1	1	1	浪江町応急仮設診療所(H25.5開設) → 浪江町国民健康保険浪江診療所へ移行(H29.3開 設)
	歯科診療所	8	1	1	2	2	2	2	2	豊嶋歯科医院(H30.8再開) 山村デンタルクリニック(R3.3.12再開)
	薬局	8	0	0	0	0	0	0	0	
双葉町 避難指示解除準備区域の解 除・特定復興再生拠点内一部 解除 R2.3.4 特定復興再生拠点区域の避 難指示解除 R4.8.30	病院	1	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	5	0	0	0	0	0	0	1	双葉町診療所(R5.2.1開設)
	歯科診療所	5	0	0	0	0	0	0	0	
	薬局	2	0	0	0	0	0	0	0	
大熊町 避難指示解除準備区域及び 居住制限区域を解除 H31.4.10 特定復興再生拠点区域の内 一部解除 R2.3.5 特定復興再生拠点区域の避 難指示解除 R4.6.30	病院	2	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	5	1	1	2	2	2	2	2	東電第一原発診療所(震災後継続稼働) 東電第一廃炉推進センター診療所(H26.10開設、 H30.10廃止) 大熊町診療所(R3.2開設)
	歯科診療所	4	0	0	0	0	0	0	0	
	薬局	4	0	0	0	0	0	0	0	
富岡町 避難指示解除準備区域及び 居住制限区域を解除 H29.4.1 特定復興再生拠点区域内の 一部解除R2.3.10	病院	1	1	1	1	1	1	1	1	福島県ふたば医療センター附属病院(H30.4開設)
	診療所	13	2	2	3	3	4	4	5	富岡町とみお診療所(H28.10開設) 一(医)邦論会とみお診療所(R2.10開設) 富岡中央医院(H29.4.10再開) さいとう眼科(R3.3.29再開) 特別養護老人ホーム桜の園医務室(R4.3.18開設) 川村医院(R5.1.6再開)
	歯科診療所	6	0	0	2	2	2	2	2	穴田歯科医院(R2.4.13再開) さくら歯科医院(R2.5.26再開)
	薬局	6	0	0	0	0	0	0	0	
楢葉町 避難指示解除準備区域を解 除 H27.9.5	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	5	5	5	6	6	6	6	6	東電第二原子力発電所診療所(震災後継続稼働) ときクリニック(H27.10再開) 福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所 (H28.2開設) 特別養護老人ホームリリー園医務室(H28.3再開) 鈴木繁診療所(H31.4開設) JFAメディカルセンター整形外科クリニック(R3.3.20再開)
	歯科診療所	0	1	1	1	1	1	1	1	蓮生歯科医院(H28.7再開)
	薬局	3	0	0	1	1	1	1	1	ならは薬局(R2.6.8開設)
川内村 避難指示解除準備区域を解 除 H26.10.1、H29.6.14	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
	診療所	1	2	2	2	2	2	2	2	川内村国民健康保険診療所(H24.4再開) 特別養護老人ホームかわつち医務室(H27.11開設)
	歯科診療所	0	0	0	0	0	0	0	0	
	薬局	0	0	0	0	0	0	0	0	
広野町 緊急時避難準備区域を解除 H23.9.30	病院	1	1	1	1	1	1	1	1	高野病院(震災後継続稼働)
	診療所	5	3	3	3	3	3	3	3	馬場医院(H23.8再開→H29.5町内移転) 広野町保健センター(H24.4再開) 花ぶさ苑医務室(H24.4再開)
	歯科診療所	2	1	1	1	1	1	1	1	新妻歯科医院広野(H26.7再開)
	薬局	2	1	1	1	1	1	1	1	広野薬局(H24.1再開)
双葉郡8町村 計	病院	6	2	2	2	2	2	2	2	再開率：33.3%
	診療所	48	15	15	18	18	19	19	21	再開率：43.8%
	歯科診療所	26	4	4	7	7	7	7	7	再開率：26.9%
	薬局	25	1	1	2	2	2	2	2	再開率：8.0%
	計	105	22	22	29	29	30	30	32	再開率：30.5%(薬局以外の再開率37.5%)
避難12市町村 (対象地域) 合計	病院	8	3	2	2	2	2	2	2	再開率：25.0%
	診療所	61	23	24	27	28	29	29	31	再開率：50.8%
	歯科診療所	32	6	6	9	9	9	9	9	再開率：28.1%
	薬局	31	3	2	3	4	4	4	4	再開率：12.9%
	計	132	35	34	41	43	44	44	46	再開率：34.8%(薬局以外の再開率41.6%)

出所) 福島県「避難地域12市町村における医療機関の再開状況」(2023年2月1日)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/hinanchiki-shinryoujissshi-joukyou.html> (令和5年6月8日閲覧)

図表 4-2-5 宮城県沿岸部の医療機関再開状況



出所) 宮城県「宮城県沿岸部の医療機関再開状況」(2016年3月1日時点)
<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11346/348260.pdf> (令和4年11月1日閲覧)

図表 4-2-6 岩手県の医療機関再開状況（R2. 3.11時点）

[沿岸] 気仙(住田町を除く)・釜石・宮古・久慈保健医療圏														
	既存数	被災状況					再開状況							再開率
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計	継続・再開			再開見込	廃止 (見込含)	未定		
							自院	仮設	計					
病院	公的	10	3	0	0	5	8	8	0	8	0	0	0	100.0
	民間	9	0	0	0	5	5	5	0	5	0	0	0	100.0
	小計	19	3	0	0	10	13	13	0	13	0	0	0	100.0
診療所	公的	15	1	1	0	3	5	5	0	5	0	0	0	100.0
	民間	97	29	4	6	10	49	35	1	36	0	13	0	86.6
	小計	112	30	5	6	13	54	40	1	41	0	13	0	88.4
歯科診療所	公的	6	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	100.0
	民間	103	37	9	2	11	59	47	1	48	0	11	0	89.3
	小計	109	37	9	2	12	60	48	1	49	0	11	0	89.9
病院・診療所 (医科・歯科)計	公的	31	4	1	0	9	14	14	0	14	0	0	0	100.0
	民間	209	66	13	8	26	113	87	2	89	0	24	0	88.5
	小計	240	70	14	8	35	127	101	2	103	0	24	0	90.0
薬局	公的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民間	100	37	5	9	2	53	37	0	37	0	16	0	84.0
	小計	100	37	5	9	2	53	37	0	37	0	16	0	84.0
合計	340	107	19	17	37	180	138	2	140	0	40	0	88.2	

[内陸] 盛岡・岩手中部・胆江・両磐・二戸保健医療圏、住田町(気仙保健医療圏)														
	既存数	被災状況					再開状況							再開率
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計	継続・再開			再開見込	廃止 (見込含)	未定		
							自院	仮設	計					
病院	公的	27	0	1	0	19	20	20	0	20	0	0	0	100.0
	民間	48	0	0	0	30	30	30	0	30	0	0	0	100.0
	小計	75	0	1	0	49	50	50	0	50	0	0	0	100.0
診療所	公的	25	0	0	0	7	7	7	0	7	0	0	0	100.0
	民間	617	2	1	2	84	89	87	0	87	0	2	0	99.7
	小計	642	2	1	2	91	96	94	0	94	0	2	0	99.7
歯科診療所	公的	5	0	0	0	2	2	2	0	2	0	0	0	100.0
	民間	499	0	0	0	79	79	79	0	79	0	0	0	100.0
	小計	504	0	0	0	81	81	81	0	81	0	0	0	100.0
病院・診療所 (医科・歯科)計	公的	57	0	1	0	28	29	29	0	29	0	0	0	100.0
	民間	1,164	2	1	2	193	198	196	0	196	0	2	0	99.8
	小計	1,221	2	2	2	221	227	225	0	225	0	2	0	99.8
薬局	公的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民間	476	0	0	0	11	11	11	0	11	0	0	0	100.0
	小計	476	0	0	0	11	11	11	0	11	0	0	0	100.0
合計	1,697	2	2	2	232	238	236	0	236	0	2	0	99.9	

出所) 岩手県HP「令和2年3月11日現在の岩手県の医療提供施設の被害及び再開状況について」P. 2
https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/028/197/05_r020311zenken.pdf (令和4年11月29日閲覧)

2) 被災自治体における保健師確保等の取組

被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響が懸念されており（生活不活発病、基礎疾患の悪化、アルコール関連問題等）、被災市町村から職員として勤務する保健師の確保の要望が寄せられていた。

こうした状況を踏まえ、保健師確保に向けた取組を一層強化するため、平成26年3月31日付けで復興庁と厚生労働省の連名により、関係団体（日本看護協会、全国保健師長会、日本看護系大学協議会）や地方公共団体（各都道府県、各保健所設置市、各特別区）に被災地の健康活動支援への参画・協力に関する依頼通知を発出した。

その後も被災市町村から一定数の保健師の派遣要望が見込まれる状況であったことから、平成26年12月4日、平成27年12月3日、平成28年12月7日に厚生労働省、復興庁、総務省から各都道府県・指定都市に対し、被災市町村への人的支援についての協力依頼を行った。

この頃、被災地においては、被災住民が仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されており、住民の健康やメンタル面での不安に 대응することができる保健師の人材確保が、引き続き強く求められていた。こうした状況を踏まえ、被災地方公共団体における保健師の確保に向けて、平成29年7月20日付けで復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体（日本看護協会、国民健康保険中央会、全国保健師教育機関協議会）や地方公共団体（各都道府県、各保健所設置市、各特別区）に協力依頼を行った。

その後、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度においても、厚生労働省、復興庁、総務省から各都道府県・指定都市に対し、被災市町村への人的支援についての協力依頼を行っている。

図表 4-2-7 保健師の確保等の取組

東日本大震災の被災自治体における保健師の確保等の取組

被災住民が住み慣れた仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されており、住民の心身面での不安に 대응することができる保健師の人材確保が引き続き強く求められている。

保健師の確保策として、厚生労働省としては、これまででも以下のような取組を行っているところであるが、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

保健師の確保等に向けた厚生労働省の取組

- ・平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国自治体あてに被災地の健康活動支援への御参画・御協力に関する協力依頼通知を发出。
- ・平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師に対し、被災地の健康活動支援への御参画・御協力に関する周知を依頼。
- ・平成27年度厚生労働科学研究において、復興期等の現状及び活動を評価し、支援人材の確保・活用等のマネジメントを方向付ける指標ツールを開発。
※「大規模災害復興期等における地域保健活動拠点のマネジメント機能促進のための評価指標ツール開発に関する研究」（研究代表者：宮崎美砂子 千葉大学大学院看護学研究科 教授）
- ・平成29年7月に復興庁と厚生労働省の連名で、全国自治体あてに引き続き積極的な被災市町村への保健師の派遣協力依頼を行うとともに、関係団体に対しても、各団体が所管する枠組みを活用した、保健師の確保に関する協力依頼通知を发出。
- ・令和4年12月に、全国自治体あてに、地方自治法に基づく自治体保健師派遣の協力依頼通知を发出。
※平成27年度以降、毎年度12月に地方自治法に基づく職員派遣に関する同旨の通知を发出している。

出所) 復興庁資料

3) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

被災した保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等の復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防など公衆衛生の確保を図るため、施設及び設備の復旧に必要な経費の一部を補助した。平成25年度に事業を開始し、令和3年度末までに236件の施設が復旧済みである。

図表 4-2-8 保健衛生施設等災害復旧費補助金

令和3年度予算案：891,879千円(復興庁計上) <内訳>・施設：889,879千円(令和2年度予算：175,237千円) ・設備：2,000千円(令和2年度予算：2,000千円)		
事業内容		
施設種別	通常補助率(災害復旧)	嵩上げ措置(施設のみ)
火葬場	(施設)1/2	2/3
	(設備)定額	(なし)
精神科病院(民間)	(施設)1/3	1/2

【基本方針(R1.12.20)の該当箇所】
 II. 1. (1) ①ハード整備
 公共インフラの整備等のハード事業については、復興・創生期間内に一日も早く完了させることを目指すが、関連工事との調整などやむを得ない事情により期間内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続する。
 ただし、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業については、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させることが必要であることから、復興・創生期間後においても事業が完了するまでの間、支援を継続する。

積算の考え方

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和3年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

出所) 厚生労働省資料

(2) 介護・福祉サービス

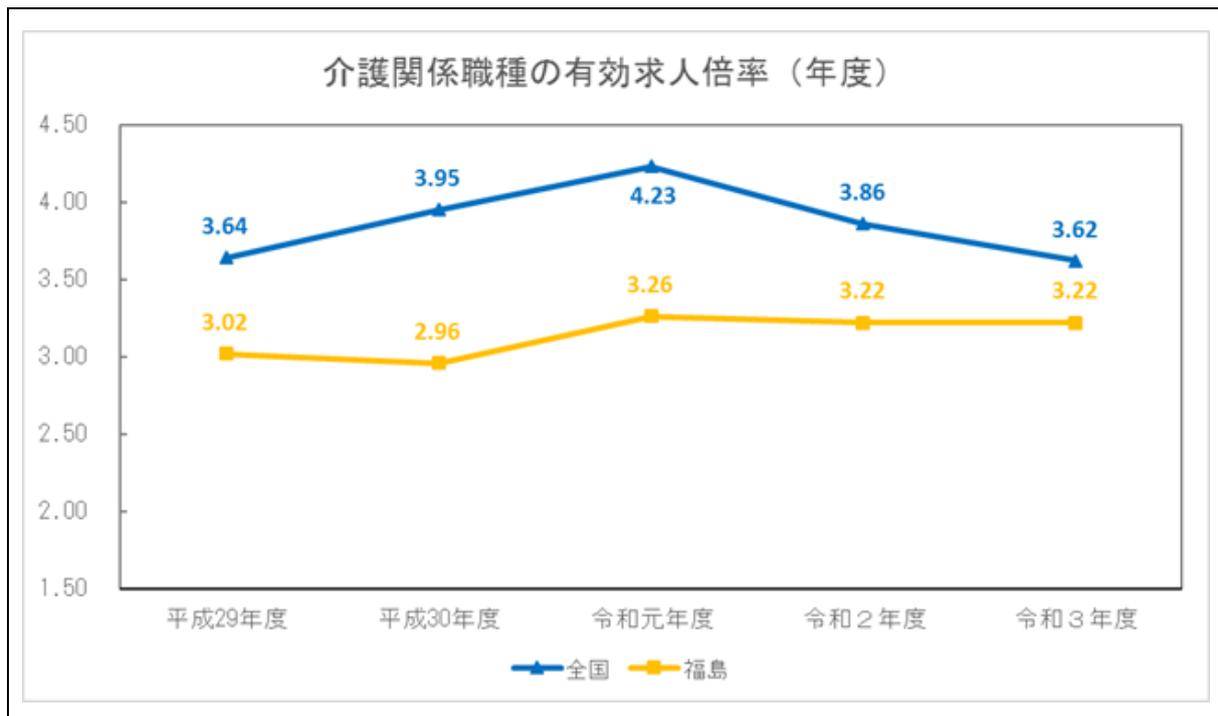
1) 人材確保関係

a. 被災地における福祉・介護人材確保事業

福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者等に対する研修受講費や就職準備金の貸与等の支援を実施した。平成 26 年度に事業を開始し、令和 3 年度末までの貸付決定件数は 184 件である。

福祉・介護人材の確保については、平成 29 年度までは、福島県で従事する人材を広域的に確保するため、相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者に対し、当該施設で一定期間従事した場合に返還免除となる初任者研修受講費や就職準備金の貸与、住まいの確保支援等を行っていたが、同 30 年度からは貸付限度額の引き上げ（30 万円→50 万円）や、県内から帰還した方々も貸付対象者とするといった対応を行った。また、避難指示解除区域等の介護施設等に出向する応援職員を確保するための支援として、出向先事業所との給与差額や現地での赴任に係る経費を補助している。

図表 4-2-9 介護関係職種の有効求人倍率



出所) 復興庁作成

2) 介護サービス関係

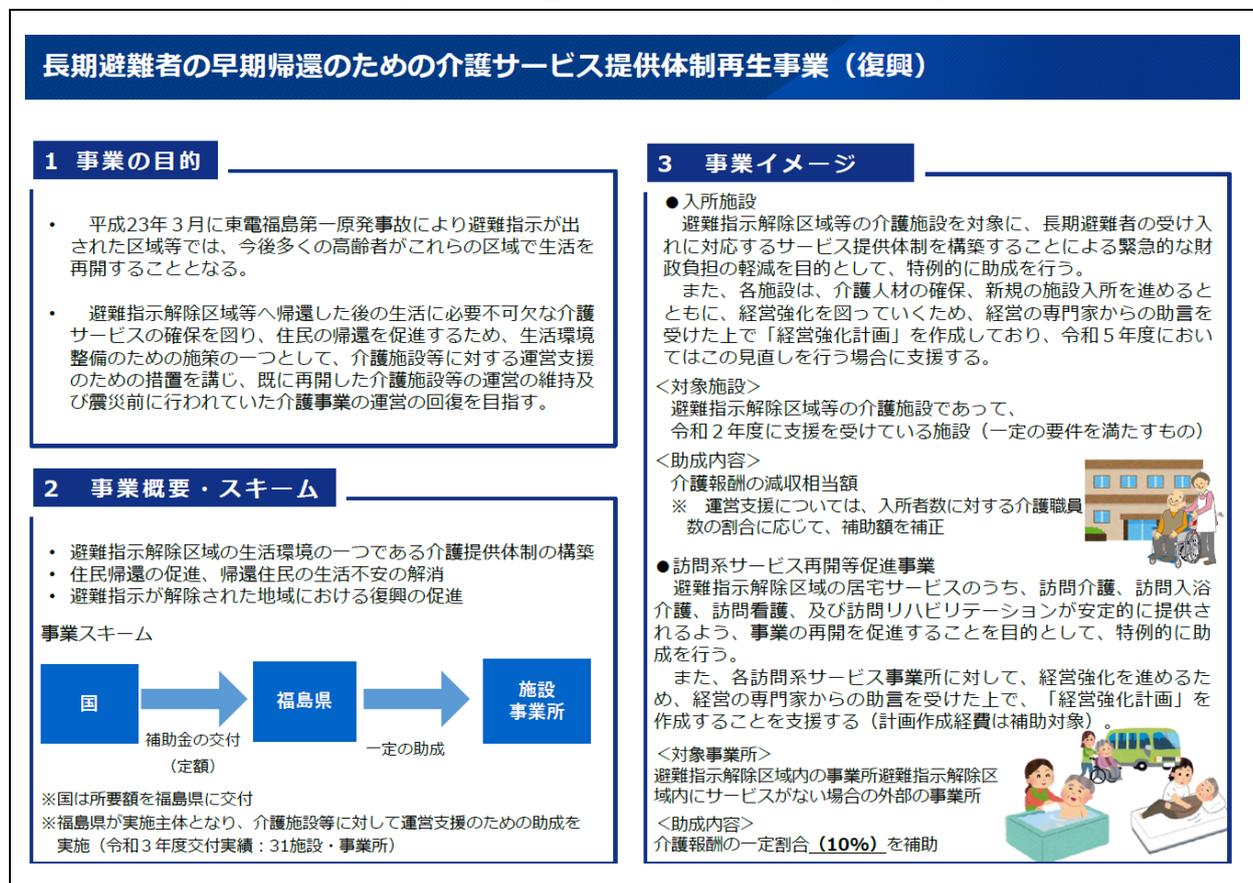
a. 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業

福島県の避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指し、介護施設等に対する運営支援を行った。

平成30年度に事業を開始し、令和2年度末までに、入所施設3施設を支援したほか、訪問系居宅サービス事業所は、平成30年度23か所、令和元年度30か所、令和2年度35か所の計(のべ)88か所を支援した。

なお、当初は令和2年度を事業の終期としていたところ、新規の施設入所が進んでいない状況等も踏まえ、一定の見直しを行った上で令和3年度以降も事業を継続することとなり、令和3年度までに計(のべ)128か所を支援した。

図表 4-2-12 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業(復興)



出所) 厚生労働省資料

b. 被災者生活支援事業

福島県の避難指示・解除区域市町村等における帰還者（高齢者等）の生活支援や復興支援のため、援護を要する帰還者の在宅生活を支援するために設置される「サポート拠点」（総合相談、生活支援、地域交流等の総合的な機能を有する拠点）の運営費用等について財政支援を行った。平成29年度から、福島再生加速化交付金事業として実施し、令和4年度は福島県内6か所（富岡町、浪江町2か所、葛尾村、飯舘村、大熊町）にて支援を行った。

図表 4-2-13 被災者生活支援事業

被災者生活支援事業

東日本大震災の避難指示・解除区域における帰還者の生活支援や復興支援のため、援護を要する帰還者の在宅生活を支援するために設置される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。

○ 実施主体：福島県又は避難指示・解除区域市町村等

○ 事業内容

避難指示・解除区域における高齢者等の安心した生活を支援するため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）

- ・ 要介護高齢者、障害者（児）等に対する介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 障害者（児）に対する精神保健福祉士、職業指導員、児童指導員及び手話通訳者等の専門職種の者による生活支援情報の収集や情報支援
- ・ 特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 高齢者世帯等への訪問相談援助活動
- ・ 高齢者等の健康、生きがいづくりや社会参加を支援する事業
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動

出所) 厚生労働省資料

c. 介護施設等の災害復旧

被災した介護施設等（老人ホーム、デイサービスセンター、グループホーム、訪問看護ステーションなど）の復旧に要する財政支援（補助率の引き上げ）を行った。平成23年度の事業開始から令和5年1月までに再建意向のあった512施設中501施設で復旧が完了した。

自治体における復興計画の見直しにより事業が後ろ倒しになることがあったが、自治体と連携し、要望に応じて執行した。

社会福祉施設等災害復旧費補助金については、大規模災害の場合には通常よりも査定を簡素化できるように、災害ごとに査定の簡素化協議を実施した。

図表 4-2-14 介護施設等の災害復旧

○ 介護施設等の災害復旧	
1. 概要 東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。	
2. 補助対象施設 ◇特別養護老人ホーム ◇養護老人ホーム ◇老人デイサービスセンター ◇老人短期入所施設 ◇軽費老人ホーム ◇認知症高齢者グループホーム ◇介護老人保健施設 ◇訪問看護ステーション 等	
3. 補助対象経費 介護施設の災害復旧事業に要する経費 （※災害復旧事業が1件につき80万円以上）	4. 交付先 都道府県、指定都市、中核市
5. 補助率の引上げ ◇ <u>激甚法指定による国庫補助率引上げ</u> （特別養護老人ホーム、養護老人ホーム） ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ <u>1/2 → 2/3に引上げ</u> （例：認知症高齢者グループホームなど） <u>1/3 → 1/2に引上げ</u> （例：介護老人保健施設など）	
6. 国庫補助協議に係る事務の流れ 	

出所) 東日本大震災厚生労働省復興対策本部「東日本大震災からの復興に向けた厚生労働省の対応について」(令和2年1月17日) https://www.mhlw.go.jp/topics/2020/01/dl/18_daijinsoumu-01.pdf (令和4年11月1日閲覧)

d. 介護事業所・施設等復旧支援事業

被災した介護サービス事業所等に対し、事業再開に要する経費（車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約料等）に関する補助を行った。平成23年度の事業開始以降、交付申請のあった全ての施設に対して執行済みである。

なお、東日本大震災以降の災害で工夫された取組として、一般会計においても、大規模な災害が発生した際には社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の交付を行った。

図表 4-2-15 介護事業所・施設等復旧支援事業

東日本大震災で被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。							
<p>1. 実施主体 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市</p> <p>2. 補助率 定額補助（10／10相当） （介護保険サービスごとに定める額）</p> <p>3. 補助対象 東日本大震災により被災した介護保険サービス事業所・施設を有する事業者</p> <p>4. 補助対象となる経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の車輛（訪問、送迎等用） ・ 事務用品（パソコン、デスク等） ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料 ・ その他事業再開に必要な初度経費 	<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（対象となる事業所・施設等）</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護</p> </div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> <p>（定額補助の額（例））</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">訪問介護・訪問看護</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">700万円／事業所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">通所介護</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">800万円／事業所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">小規模多機能型居宅介護</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1,000万円／事業所</td> </tr> </table> </div>	訪問介護・訪問看護	700万円／事業所	通所介護	800万円／事業所	小規模多機能型居宅介護	1,000万円／事業所
訪問介護・訪問看護	700万円／事業所						
通所介護	800万円／事業所						
小規模多機能型居宅介護	1,000万円／事業所						
<p>【予算科目】※東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上） （項）社会保障等復興政策費 （目）社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金</p>							

出所) 東日本大震災厚生労働省復興対策本部「東日本大震災からの復興に向けた厚生労働省の対応について」（令和2年1月17日）
https://www.mhlw.go.jp/topics/2020/01/dl/18_daijinsomu-01.pdf（2022年11月1日閲覧）

3) 障害者福祉関係

a. 障害者施設等の災害復旧

東日本大震災により被害を受けた障害者施設等（障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、グループホームなど）に関し、速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保するため、復旧に要する費用について財政支援を行った。平成 25 年度の事業開始以降、令和 3 年 3 月までに、施設の復旧が必要な 311 施設のうち 301 施設の復旧を完了した。

自治体における復興計画の見直しにより事業が後ろ倒しになることもあったが、自治体と連携し執行を行った。

なお、東日本大震災以降の災害で工夫された取組として、社会福祉施設等災害復旧費補助金について、大規模な災害の場合には通常よりも高い補助率にて補助金を交付できるよう、災害ごとに交付要綱を定めて事業を実施した。

b. 障害者施設等の事業復旧にかかる設備整備

平成 25 年度から、被災した障害者支援施設等に対し、施設の復旧事業と併せ、事業再開に要する経費（車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約料等）に関する補助を行った。

東日本大震災以降の災害で工夫された取組として、一般会計においても、大規模な災害が発生した際には社会福祉施設等設備災害復旧費補助金の交付を行った。

c. 障害福祉サービス事業再開支援事業

平成 25 年度以降、甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに被災障害福祉サービス復興支援拠点を設置した。福祉人材のマンパワー確保のための支援や障害者就労支援事業所の活動支援、圏域内事業所からの相談受付を行うことにより、被災地における障害者（障害児）に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用の補助を行った。

4) 児童福祉関係

a. 児童福祉施設等の施設復旧

被災した児童福祉施設等（児童養護施設、助産施設、児童相談所、保育所など）について、各自治体の復興計画に基づく施設の災害復旧事業に要する経費について財政支援を行った。平成 23 年度の事業開始以降、再建意向があった 660 施設について、令和 4 年 3 月までに復旧完了した。

b. 児童福祉施設等の設備復旧

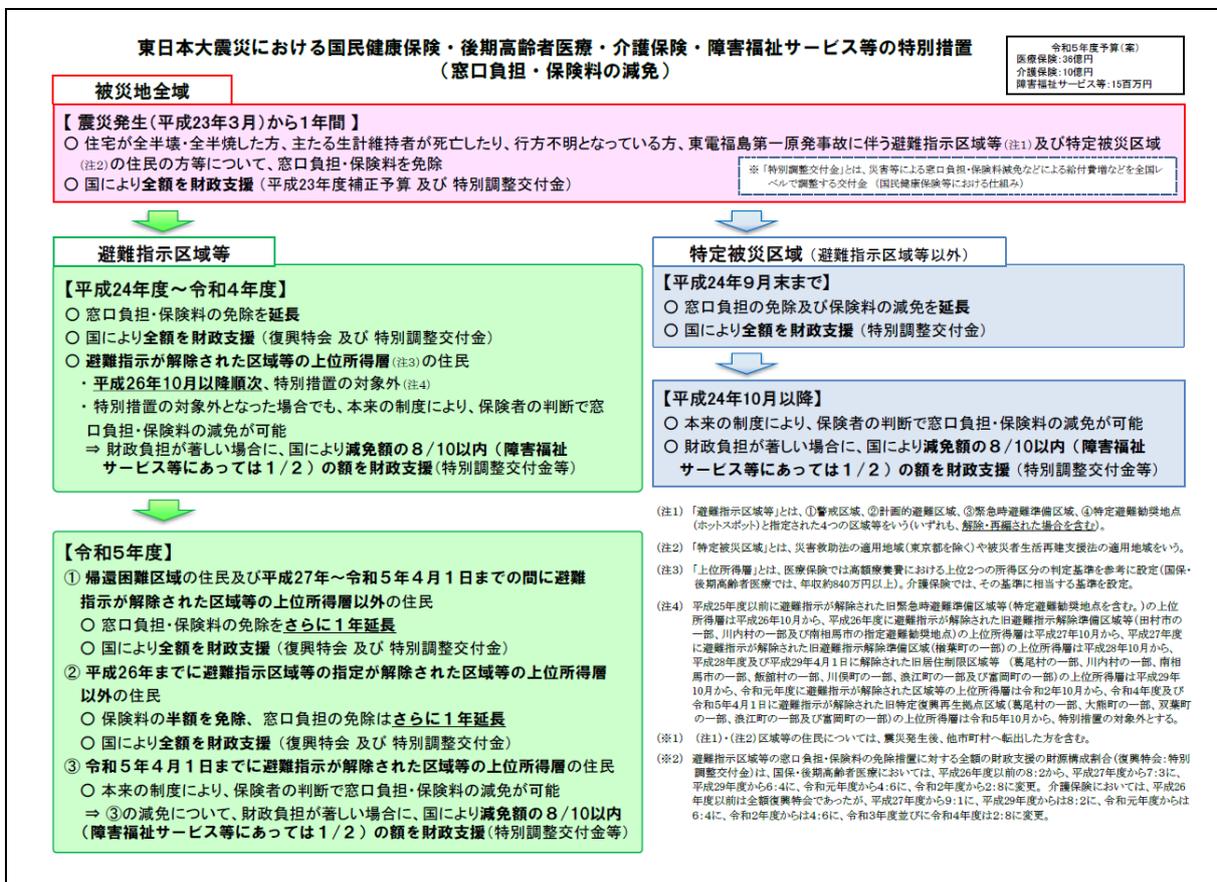
平成 23 年度以降、被災した児童福祉施設等（児童養護施設、助産施設、保育所等）に対し、施設の復旧事業と併せ、事業再開に要する経費（車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約料等）に関する補助を行った。

2. 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置

(1) 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置（窓口負担・保険料の減免）

震災発生後1年間は、住宅が全半壊、全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり行方不明となっている方、原発事故に伴う避難指示区域等及び特定被災区域（災害救助法の適用地域や被災者生活再建支援法の適用地域）の住民等について、窓口負担・保険料を免除し、保険者等に対し国から全額財政支援を行った。特定被災区域の住民については、平成24年9月末で国からの全額財政支援を終了したが、避難指示区域等の住民については、避難指示が解除された区域の上位所得者は措置の対象外とし、それ以外の住民は引き続き国による全額支援の対象としている。

図表 4-2-16 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置



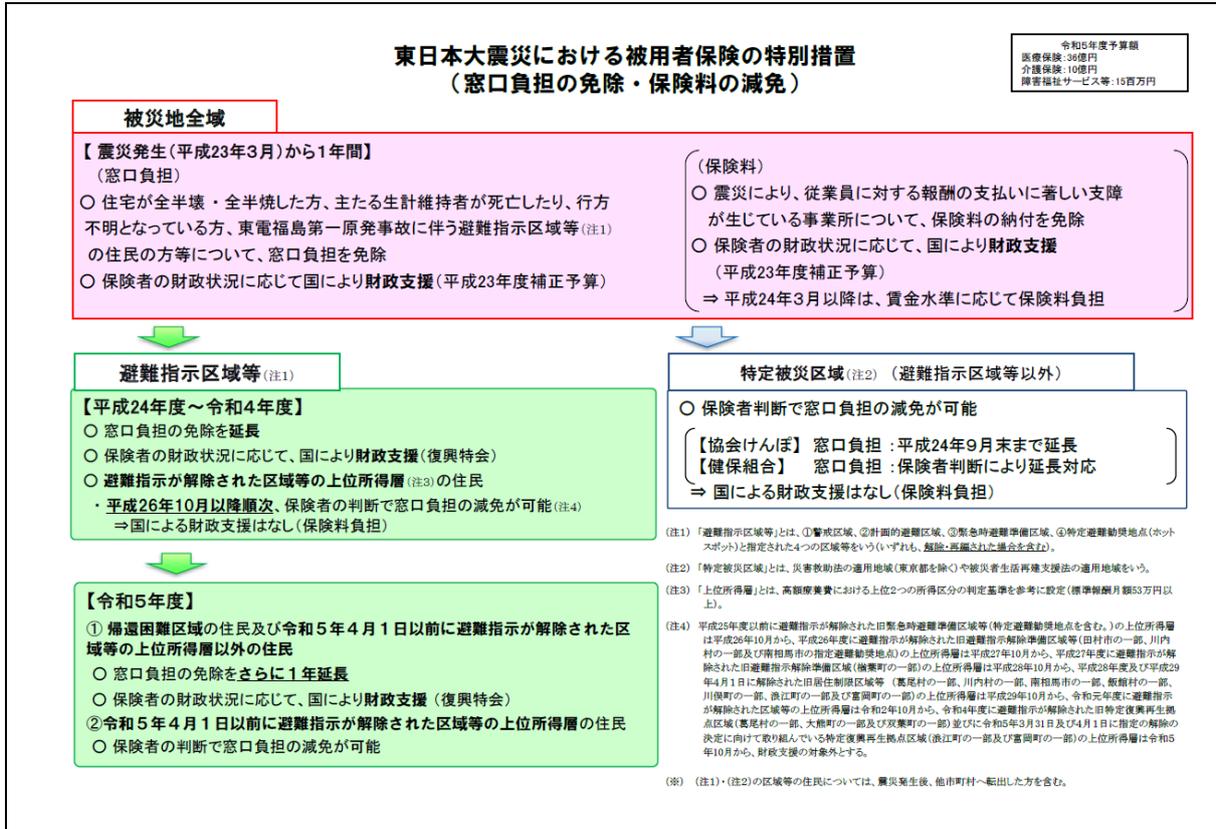
出所) 厚生労働省資料

(2) 被用者保険の特別措置（窓口負担の免除・保険料の減免）

震災発生後1年間は、①住宅が全半壊、全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり行方不明となっている方、原発事故に伴う避難指示区域等の住民等について、窓口負担を免除、②従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の保険料納付を免除し、保険者の財政状況に応じて国から財政支援を行った。保険料免除については1年間で終了したが、窓口負担免除については、特定被災区域の住民及び避難指示区域等の住民で避難指示が解除された区域の上位所得者は措置の対象外とし、それ以外の避難指示区域等の住民は令和4年度末現在も引き続き

保険者の財政状況に応じて国による財政支援の対象としている。

図表 4-2-17 被用者保険の特別措置（窓口負担の免除・保険料の減免）



出所) 厚生労働省資料

(3) 原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直し

医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、東日本大震災発災後、平成24年9月までは地震・津波被災地域を含む被災地全域で減免措置を実施していた。

それ以降は、避難指示区域等に居住していた住民に限って、国による特別な減免措置を継続している。「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、「これらの措置については、避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされたことを踏まえ、関係自治体の意見も丁寧に聞いた上で、令和4年4月に見直しを決定した。具体的には、

- ・ 避難指示解除から10年程度で特例措置を終了すること、
- ・ 避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を分けて施行時期をずらすこと、
- ・ 急激な負担増とならないよう、複数年かけて段階的に見直すこと^(※)

といった方針に基づき、令和5年度以降順次見直しを行っていくこととしている。

※ 見直し初年度には保険料の減免措置のみを1/2に縮減し、翌年度には保険料の減免措置を終了（窓口負担の減免措置は継続）し、翌々年度には保険料・窓口負担ともに本特例措置を終了する。

図表 4-2-18 原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直しについて

原子力災害被災地域における医療・介護保険料等減免措置の見直しについて

令和4年4月8日
復興庁
厚生労働省

1. 現行制度

- 対象者: 発災当時、避難指示区域等に居住していた以下の者
・避難指示解除区域等の住民(年収840万円以上相当の所得層を除く(平成26年10月以降)) ・帰還困難区域の住民
- 減免対象: 以下の個人負担について、全額を免除(国費10/10支援)
(1)国民健康保険: 保険料、窓口負担 (2)被用者保険: 窓口負担 (3)後期高齢者医療: 保険料、窓口負担
(4)介護保険: 保険料、利用者負担 (5)障害福祉サービス: 利用者負担

2. 減免措置に関する課題

避難指示解除後も、長期間にわたり減免措置が継続されているなど、被保険者間の公平性の確保が課題である。このため「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、以下のとおり、減免措置の見直しの方針が示された。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)

医療・介護保険等の保険料・窓口負担(利用者負担)の減免措置については(中略)避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う。

3. 関係市町村の主な意見

上記基本方針を元に、それぞれの市町村ごとに丁寧に意見を聴いたところ、主な意見は以下のとおりである。

全般

- 見直しを行う場合には、特に避難指示解除が遅れた地域においては、十分な経過措置をとるべき。
- 見直しの全体像(平成31年4月以降に解除された地域、今後解除予定の地域も含めて)をきちんと示すべき。

グループ分け・施行時期

- 避難指示解除時期の違いに応じ、細かくグループ分けをして施行時期に配慮すべき。
- 今後解除予定の地域については、今回の見直しとの均衡をとるべき。

激変緩和・その他

- 保険料を段階的に見直すべき。
- 保険料の滞納が懸念される。

4. 見直しの内容

3. に掲げる関係市町村の意見を十分に反映し、以下のとおり見直しを行う。

- 今回の見直しは、平成29年4月以前に避難指示が解除されている地域を対象とする。(下の表を参照)
- 被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で特例措置を終了する。(避難指示を解除した年の翌年4月から10年間で終了することを基本とする。)
- 避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、見直し対象地域を4グループに分けて施行時期をずらす。(令和4年度は周知期間とし、従前どおりの減免措置を継続。令和5年度から順次施行する。)
- 急激な負担増にならないよう、複数年かけて段階的に見直す。(まず保険料の免除を見直し、次に窓口負担(利用者負担)の免除を見直す。保険料については、更に激変緩和を図る観点から、1/2免除の段階を設けることとし、①保険料1/2免除、②保険料特例終了、③窓口負担(利用者負担)特例終了、の3段階で徐々に見直しを行う。)
- 平成31年4月以降に解除された地域及び今後解除予定の地域(特定復興再生拠点区域)も同様の考え方で見直しを進める。帰還困難区域については今後検討する。
- 滞納対策支援について別途検討する。

なお、本特例措置が終了した後は、通常の保険料等の体系に移行し、低所得者向けには保険料等の負担軽減措置が講じられるので、本特例措置の見直しに当たっては、この旨の周知を十分に行う。

表: 今回見直し対象となる避難指示解除区域

解除時期	避難指示解除区域
H23.9	広野町(全域)、楢葉町・川内村・田村市・南相馬市(一部)
H26.4	田村市(残り全域)
H26.10	川内村(一部)
H27.9	楢葉町(残り全域)
H28.6	葛尾村(一部)、川内村(残り全域)
H28.7	南相馬市(一部)
H29.3	飯館村・浪江町(一部)、川俣町(全域)
H29.4	富岡町(一部)

見直しの内容

	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 広野、楡葉(一部)、川内(一部)、南相馬(一部)、田村	保険料	周知期間	1/2	×	特例 終了			
	窓口		○	○				
【平成27年に解除された地域】 楡葉(残り全域)	保険料		○	1/2	×	特例 終了		
	窓口		○	○	○			
【平成28年に解除された地域】 葛尾(一部)、川内(残り全域)、南相馬(一部)	保険料		○	○	1/2	×	特例 終了	
	窓口		○	○	○	○		
【平成29年に解除された地域】 飯館(一部)、浪江(一部)、川俣、富岡(一部)	保険料		○	○	○	1/2	×	特例 終了
	窓口		○	○	○	○	○	

○: 全額免除
1/2: 1/2免除
×: 免除終了

出所) 厚生労働省資料

4章 被災者支援

3節 教育・文化等

東日本大震災により、学校施設等に著しい物的被害が生じたことにとどまらず、避難生活の長期化や震災により親を亡くすなど、子どもの心身に大きな影響が生じた。

こうした状況に対応し、学校施設等の復旧、被災した子どもに対する就学・学習支援、全額国費による被災児童生徒就学支援等事業や教員加配措置、スクールカウンセラー派遣等を実施した。また、学校再開後の教育については、防災教育を促進してきたほか、福島県に、県立ふたば未来学園高等学校及び同中学校を設立した。震災から10年を経過してもなお、支援が必要な児童生徒が一定数存在することから、長期的な視点で引き続き各種事業を実施している。

また、文化面では、文化財レスキュー事業、文化財ドクター派遣事業などにより、文化財の応急措置等を行った。

4章

被災者支援

1. 学校の復旧・復興

(1) 学校の復旧

1) 学校施設等の復旧

東日本大震災により、学校施設や社会教育施設、文化財などの物的被害は全国で1万2,000件以上発生した。約9割の施設は平成24年度中に復旧したものの、東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故により、令和5年3月時点において、福島県の公立学校のうち、高等学校5校が休校となっているほか、他校・他施設を使用して授業を行っている学校が3校、仮設校舎を使用している学校が4校存在している。

a. 学校施設等の被害の状況

震災により、学校施設や社会教育施設、文化財などの物的被害は全国で1万2,000件以上発生した（平成24年9月14日現在）。このうち、公立学校（幼稚園、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）については、建て替え又は大規模な復旧工事が必要と思われる学校の数は約100校に上っており、私立学校については、特に、沿岸部で津波等により全半壊の被害を受けた幼稚園が21園に及んでいるなど、公立・私立を問わず甚大な被害を受けた。このような震災や原子力発電所の事故の影響により、多くの学校施設が全壊・半壊、浸水、地盤沈下等のために使用できなくなり、学校の教育活動を正常に行えない事態が生じた。岩手県、宮城県、福島県では、新しい学年の始業の時期を遅らせつつ、教育活動の早期の再開に努力してきたが、従来の学校施設が使用できず他の学校や学校以外の施設を使用している学校は、平成23年6月1日時点で137校に上った。

図表 4-3-1 学校施設等の物的被害件数

図表 2-2-2 東日本大震災における文部科学省関係の物的被害（平成24年9月14日現在）						
国立学校施設	公立学校施設	私立学校施設	社会教育・ 体育・文化施設等	文化財等	研究施設等	計
76校	6,484校	1,428校	3,397施設	744件	21施設	12,150

出所) 文部科学省「令和2年度 文部科学白書」

https://www.mext.go.jp/content/20210720-mxt_oseiseisk01-000016965_2-2.pdf (令和5年7月25日閲覧)

図表 4-3-2 学校施設等の物的被害状況



地震により崩壊した教室の柱(福島県福島市)



津波により破壊された専修学校の実習室(宮城県岩沼市)

出所) 文部科学省「平成23年度 文部科学白書」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201201/detail/1324384.htm
(令和5年7月25日閲覧)

図表 4-3-3 学校施設等の物的被害の状況（都道府県別）

物的被害（平成24年9月14日現在）

都道府県名	国立学校施設 (校)	公立学校施設 (校)	私立学校施設 (校)	社会教育・体育、 文化施設等 (施設)	国指定等文化財 (件)	研究施設等 (施設)	計
北海道	2	4	3	4			13
青森県	1	122	18	41	10		192
岩手県	5	424	67	372	68		936
宮城県	6	805	221	654	89	5	1,780
秋田県	2	29	1	24	11		67
山形県	5	82		40	20		147
福島県	6	751	161	530	76		1,524
茨城県	11	1,056	223	521	182	5	1,998
栃木県	3	448	74	272	87		884
群馬県	3	254	51	125	60		493
埼玉県		566	117	190	25	2	900
千葉県	8	766	142	224	38	1	1,179
東京都	14	485	250	224	47	6	1,026
神奈川県	4	465	68	78	12	2	629
新潟県	1	129	12	49	3		194
山梨県	2	9	5	2	10		28
長野県		13	2	9	1		25
岐阜県		1					1
静岡県	1	75	12	35	3		126
愛知県	1			3			4
三重県					1		1
京都府	1						1
和歌山県			1				1
高知県					1		1
計	76	6,484	1,428	3,397	744	21	12,150
1都1道 1府21県	大 60 共同 4 高専 12	幼 358 小 3,252 中 1,652 高 835 中等 4 特別 183 大 13 短大 4 高専 1 専各 16 その他 166	幼 583 小 17 中 48 高 146 中等 3 特別 3 大 156 短大 34 専各 438	社教 1,784 社体 1,318 文化 278 教研 17	国宝 5 重文 160 特史 6 史跡 90 特名 5 名勝 17 天然 16 伝建 6 重有民 4 その他 445 ※重複指定があるため合計とは一致しない	科政局 4 振興局 6 開発局 6 その他 5	

・主な被害状況：校舎や体育館の倒壊や半焼、津波による流出、水没、浸水、地盤沈下、校庭の段差や亀裂、外壁・天井の落下、外壁亀裂、ガラス破損 など

出所) 文部科学省「東日本大震災による被害情報について」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/10/30/135089_091410_1.pdf

(令和5年7月25日閲覧)

「平成23年度 文部科学白書」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201201/detail/1324384.htm

(令和5年7月25日閲覧)

b. 学校施設等の復旧状況

令和4年度末時点において、災害復旧事業を活用する国立学校（25 法人）、公立学校（2,325 校）、私立学校（790 校）については、福島県の避難指示区域に所在している学校施設等を除き、おおむね復旧している。

東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故により、令和5年3月時点において、福島県の公立学校のうち、高等学校5校が休校となっているほか、他校・他施設を使用して授業を行っている学校が3校、仮設校舎を使用している学校が4校存在している。

2) 学校再開支援

a. 東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイトの開設

文部科学省では、平成23年4月1日、被災児童生徒等のニーズと提供可能な支援を相互に一覧できるポータルサイトを開設し、被災地からの支援要請と全国からの支援提供をマッチングするシステムとして活用された。

このサイトに掲載する支援の内容としては、学用品や備品、一般図書等の物的支援、教職員やスクールカウンセラー、ボランティア等の派遣という人的支援等の様々なメニューがあり、これまで、学校の再開のために必要な机や椅子、鉛筆、ノート、部活動のための用具の提供等学校現場等のニーズに基づいた支援が実現しており、平成23年度中に、このサイトを通じて、2,000件以上のマッチングが成立した。

また、6月後半より、被災した子どもたち向けに、各地方公共団体や民間団体が取り組む「サマーキャンプ」や「奨学金関連情報」のページを特設し、情報提供を通じたマッチングを行った。

このポータルサイトは、徐々に支援の要請件数が減少していったことや、民間のマッチングサイトも多く利用されていったこと等により、平成24年5月11日をもって運営を終了した。

図表 4-3-4 子どもの学び支援ポータルサイト



出所) 文部科学省「平成22年度 文部科学白書」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201001/1311678_004.pdf

(令和5年7月25日閲覧)

b. 学用品等の物的支援

文部科学省では、被災児童生徒への教科書給与や、被災により就学援助などを必要とする幼児児童生徒に対する認定及び学用品費、学校給食費などの支給について、可能な限り速やかに弾力的な運用を行うよう各教育委員会に要請した。

また、転校の際に必要な教科書給与証明書がなくても対応可能とするなど、弾力的な運用を実施した。

さらに、平成 23 年度使用教科書については、供給の準備をしていた教科書が多数減失・毀損したため、関係団体に対し、増刷等により必要数を補充することを要請し、学校再開に合わせて供給が行われた。

c. スクールバスの運行

東日本大震災により就学困難となった児童生徒のため、「被災児童生徒就学支援等事業」として、スクールバスの運行による通学手段の確保に対する支援を実施してきた。

また、学校の新築復旧や移転復旧等による遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るため「被災地通学用バス等購入費補助金」により、スクールバス等の購入費に対する支援を実施してきた。

d. 教員の加配措置（教職員体制の整備）

東日本大震災では、多くの公立学校が長期間避難所となり、教員や職員が昼夜にわたり対応した。そのような中、被災により、心のケアが必要な児童生徒や学習の遅れがある児童生徒に対し、その支援のための個別の指導が求められていた。また、校舎等学校施設の損壊が激しく、当該学校の児童生徒が複数の施設に分散している学校では、教職員による手厚い巡回指導等が必要であった。さらに、家族や住居を失い、厳しい家庭環境に置かれている児童生徒が相当数就学している学校では、教職員による家族・親族や福祉施設などの関係行政機関との連携・相談・確認等の業務が必要であった。このように、学校の教育活動の本格的な復旧と円滑な実施のために、必要な教職員の定数を確保することが重要であった。

このため、東日本大震災により被害を受けた学校及び震災後に被災した児童生徒を受け入れた学校に対して、被災児童生徒に対する学習支援や心のケアのための特別な指導を行うため、文部科学省では教職員定数の加配措置を行っており、平成 23 年度以降、毎年度、被災地からの要望に応じ、必要な加配措置を実施してきた。

「復興・創生期間」（平成 23 年～令和 2 年）の終了した現在においても、震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子供が引き続き一定数就学している学校があり、また、原子力災害による避難指示が解除となった地域において学校が再開されつつあるが、教育環境の整備は未だ途上段階である。このようなことを踏まえ、「復興・創生期間」後においても引き続き必要な教育環境の整備を支援している。

○ 平成 23 年度における教員加配

文部科学省では、まず緊急の対応が必要なものについて平成 23 年 4 月 28 日付けで義務教育諸学校分として、岩手県（134 人）、宮城県（216 人）、茨城県（23 人）、新潟県（10 人）の 4 県に対し合計 383 人、高等学校分として、岩手県（21 人）、宮城県（20 人）の 2 県に対し合計 41 人、総計 424 人の加配定数の追加措置を実施した。

また、同年6月24日付けで義務教育諸学校分として、岩手県（68人）、山形県（14人）、福島県（481人）、茨城県（26人）、栃木県（14人）の5県に対し合計603人、高等学校分として、岩手県（12人）、宮城県（8人）、福島県（33人）の3県に対し合計53人、総計656人の追加措置を実施したため、4月の措置分と合わせて、1,080人の追加措置を講じた。

なお、文部科学省としては、上記の教職員の加配措置に加え、宮城県教育委員会からの教職員の派遣依頼を受けて、被災地以外の教育委員会に派遣の打診を行い、派遣を申し出た教育委員会の情報を宮城県教育委員会に提供した。これにより、秋田県、栃木県、石川県、兵庫県、愛媛県、熊本県の教育委員会から、教諭5人、養護教諭6人の派遣が行われた。

図表 4-3-5 教員加配（平成23年4月28日付け追加内示）

【平成23年4月28日付け追加内示の内容】					(単位：人)	
都道府県名	小学校	中学校	特別支援学校	義務教育諸学校計	都道府県名	高等学校
岩手県	78	56		134	岩手県	21
宮城県	134(10)	78(12)	4	216(22)	宮城県	20
茨城県	11(1)	12(3)		23(4)	茨城県	
新潟県	6	4		10	新潟県	
合計	229(11)	150(15)	4	383(26)	合計	41

※ 福島県においては、児童生徒の県内での転出入や県外への転出が多数あり、それに応じた教育活動再開後の学級数に基づく教職員定数を見極めた上で、国に追加の加配定数を要望することとしており、具体的な要望数が示され次第、速やかに追加の加配措置を行う予定。

※ 下段（括弧）書きは養護教諭で内数。

出所) 文部科学省HP「東日本大震災への対応のための教職員の加配定数について」（4月28日追加内示分）

https://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1305570.htm（令和5年7月25日閲覧）

図表 4-3-6 東日本大震災への対応のための教職員の加配定数措置【義務】

【義務】													(単位:人)
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
岩手県	202	197	208	213	213	213	186	131	114	86	82	66	
宮城県	216	216	216	228	233	233	185	185	136	108	95	70	
仙台市							48	48	43	34	34	33	
山形県	14	-	5	5	5	5	5	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	
福島県	481	512	503	503	501	491	491	491	491	483	458	434	
茨城県	49	31	31	25	24	24	24	15 (8)	(16)	(15)	(13)	(12)	
栃木県	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟県	10	14	12	12	10	9	3	(5)	(5)	(5)	(5)	(4)	
新潟市							8	(8)	(6)	(8)	(7)	(6)	
合計	986	970	975	986	986	975	950	870 (26)	784 (32)	711 (33)	669 (30)	603 (27)	

※ 平成23年度は一般会計予算（義務教育費国庫負担金）による東日本大震災に伴う加配措置を実施。
 平成24年度から、東日本大震災特別復興会計（義務教育費国庫負担金）による復興加配（予算）を措置。
 ※ 平成30年度以降の欄のうち、(括弧) 書きの数字は、一般会計分による措置数（外数）。
 ※ 特別支援学校の小中学部分を含む。
 ※ 平成29年度から、指定都市への権限移譲に伴い、仙台市・新潟市については、国から直接加配を措置。
 出所) 文部科学省作成

図表 4-3-7 東日本大震災への対応のための教職員の加配定数措置【高校】

【高校】													(単位:人)
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
岩手県	33	35	34	34	34	34	34	35	34	33	29	28	
宮城県	28	26	26	27	27	27	26	25	24	23	22	21	
福島県	33	0	7	22	24	33	30	29	29	29	29	28	
合計	94	61	67	83	85	94	90	89	87	50	48	43	

※ 平成24年度の福島県の高等学校0人は、緊急雇用創出基金事業(10/10 国庫補助)を活用して非常勤講師を配置したこと等によるもの。
 出所) 文部科学省作成

e. 緊急スクールカウンセラー等活用事業

震災により家族や友人を失ったり、津波の被害を目撃したりしたことで、不安や不眠などのストレス症状が現れることもあり、被災した子どもの心のケアを行うため、平成23年度から、被災した地方公共団体等が学校などにスクールカウンセラー等を派遣する「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を全額国費負担にて実施し、被災地の要望を踏まえ、必要なスクールカウンセラー等の派遣を支援してきた。

また、本事業においては、高校生への進路指導・就職支援を行う進路指導員や、特別支援学校における外部専門家、生徒指導體制を強化するための生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザーなどの専門家の派遣も支援してきた。

スクールカウンセラーの派遣等は、本事業の平成23年度第三次補正予算においては、被災地での新たな課題に対応するため、スクールカウンセラー等に加え、新たに高校生への進路指導・就職支援を行う緊急進路指導員や特別支援学校における外部専門家を活用できるようにしている。

また、平成22年9月に配布した指導参考資料（「子どもの心のケアのために」）を増刷し、被災

した県及び市町村の教育委員会からの追加配布要望に応じて発送した。

さらに、震災発生時の幼稚園における取組の参考となるよう、幼児の心のケアを含む幼稚園における対応のポイントをまとめたハンドブックを作成した。

加えて、被災した障害のある子どもについては、その状況を教育委員会、学校等が市町村の障害児担当部局と連携して把握し、スクールカウンセラー等を活用した心のケアなど必要な教育上の支援に努めるよう各教育委員会等に要請した。また、国立特別支援教育総合研究所においては、「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」を作成し、ホームページに掲載するとともに、関係機関に配布した。

○ 派遣実績（3県）

平成23年度：1,296人、平成24年度：773人、平成25年度：869人、平成26年度：923人、平成27年度：587人、平成28年度：570人、平成29年度：559人、平成30年度：552人、令和元年度：561人、令和2年度：502人、令和3年度370人

※ 平成27年度以降は、学習支援員等を除いた数値

図表 4-3-8 緊急派遣スクールカウンセラーの活動事例

Column
No.
05

緊急派遣スクールカウンセラーの活動事例

京都府教育委員会では、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用し、福島県相双地区において支援活動を実施しました。

平成24年1月から3月には、新地町、飯館村、富岡町の小中学校へ、24年9月から25年3月には、新地町、飯館村の小・中学校へ、各町村に1名のスクールカウンセラーを1週間交替のリレー方式で派遣し、心のケアに関する活動を支援しました。

京都府内の学校に勤務しているスクールカウンセラーだけでなく、大学や医療機関等に勤務している臨床心理士も派遣を希望し、約80名のスクールカウンセラーを派遣することができました。

スクールカウンセラーが1週間ごとに交替するという配置方法は、前例がなく、手探り状態で活動を開始しましたが、派遣校の教職員との信頼関係が深まるとともに、児童生徒へのカウンセリング、全校面接や校内研修の実施、支援の必要な学年・学級へのコンサルテーションなど、学校の実態に応じて柔軟に活用されるようになりました。

また、京都府にスーパーバイザーによる後方支援チームを設置し、派遣者間の引継ぎ会議を運営して、現地での活動が円滑に進むよう工夫しました。

活動終了時には、不登校等の児童生徒の抱える課題の改善や児童生徒理解の深まりによる、教職員の指導力向上などの成果を上げることができました。

仮設住宅での生活が長期化し、補償の問題や復興格差などが表面化する中で、児童生徒や保護者、教職員への心のケアの必要性は、ますます高まることが予想されます。

今後も、現地のニーズに応じた活動を継続していきたいと考えています。

（執筆：京都府教育委員会）



スクールカウンセラーの活動の様子
(飯館村立飯館小学校)

出所) 文部科学省「平成24年度 文部科学白書」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201301/1338525_008.pdf (令和5年7月25日閲覧)

(2) 災害後の学校運営・教育等

1) 学校安全・防災教育の促進

平成 24 年 1 月、特に被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県の全ての学校に対し、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）及びそれに伴って発生した津波によって受けた被害状況や学校等での避難時の対応等の調査を行った。その結果、①「地震」を想定した避難訓練が 94%の学校で実施されていたのに対し、津波の浸水が予測されていた学校での「津波」を想定した避難訓練実施率が 62%であったこと、②約 8 割の学校で災害からの身の守り方についての指導が行われ、約 9 割の学校で日頃の防災教育が児童生徒等の主体的な避難行動等に生かされたこと、③地域住民などと日常的に連携がとれていた学校では児童生徒の安全確保や避難所開設・運営、教育活動の早期正常化が円滑に進んだことなどが明らかになった。

また、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において今後の防災教育等のあり方について検討を進め、自然災害等の危機に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成すること、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めること、被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底が示された。

これらを踏まえ、文部科学省では、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成・見直しする際の参考となるような共通する留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成 24 年 3 月）及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の作成（令和 3 年 6 月）や『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』の改訂（平成 31 年 3 月）など、学校防災の充実に取り組んでいる。

平成 28 年度には、「学校安全ポータルサイト『文部科学省×学校安全』」を立ち上げ、都道府県等における取組の紹介や、東日本大震災当時小・中・高校生であった方々の被災経験を語る動画教材を配信した。さらに、「第 3 次学校安全の推進に関する計画」（令和 4 年 3 月閣議決定）においても防災を含む安全教育に係る記述を充実させており、これらを踏まえ、引き続き東日本大震災の教訓を生かした学校防災に関する取組を推進するなど、積極的な情報発信を行っている。

また、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟を踏まえ、令和元年度には、全国の学校に防災教育等の見直しを求める通知を発出し、実践的な防災教育の一層の推進を図っている。

令和 2 年度においては、東日本大震災から 10 年目の節目を迎えるに当たり、防災教育フォーラム「東日本大震災の教訓を未来へ」をオンラインにて開催し、これまでの防災教育の歩みを振り返るとともに、被災地の経験や教訓を生かした、防災教育のあり方を協議した。さらに、「実践的防災教育総合支援事業」として、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校における支援を行ってきた。また、外部有識者を学校に派遣し、「危険等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチェック・助言と地域の防災関係機関との連携体制の構築・強化を促し、さらに、支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及を行ってきた。その後、「学校安全総合支援事業」に名称を変え、学校種や地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する事業や、教職員に対する研修への支援を実施している。

図表 4-3-9 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン



出所) 文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm (令和5年7月25日閲覧)

図表 4-3-10 学校安全ポータルサイト

出所) 文部科学省HP <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/> (令和5年7月25日閲覧)

防災教室の推進として、教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上等を図るため、防災教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施している。また、教職員支援機構と連携し、各都道府県において指導的な役割を果たしている小・中・高等学校の教員及び都道府県・市町村教育委員会の防災教育担当指導主事を対象とした研修会を実施している。

図表 4-3-11 学校における防災教育の取組 教職課程・教員研修における防災教育

防災訓練等(避難訓練を含む)を実施した学校(平成30年度実績)

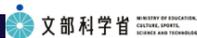
【全国の学校】

	調査対象	防災訓練等 (避難訓練を含む) を実施した 学校	地域特有の防 災課題に応じ た避難訓練	地震発生時の避 難訓練	消防法に基づ く 避難訓練	不審者対応訓 練	テロ・ミサイル等 に対する避難訓 練	引渡し訓練	その他
合計	35,795	35,753 (99.8%)	8,742 (24.4%)	34,531 (96.4%)	32,619 (91.1%)	20852 (58.2%)	3,276 (9.1%)	15,784 (44.0%)	1,002 (2.7%)
小学校	19,411	19,411 100.0%	5,400 27.8%	19,267 99.3%	18,153 93.5%	15,892 81.9%	2,274 11.7%	13,245 68.2%	499 2.6%
中学校	10,072	10,064 99.9%	2,364 23.5%	9,671 96.0%	8,944 88.8%	3,574 35.5%	740 7.3%	1,938 19.2%	285 2.8%
義務教育学校	87	87 100.0%	25 28.7%	86 98.9%	77 88.5%	62 71.3%	5 5.7%	47 54.0%	0 0%
高等学校	5,040	5,006 99.3%	694 13.8%	4,348 86.3%	4,316 85.6%	364 7.2%	161 3.2%	68 1.3%	153 3.0%
中等教育学校	54	54 100.0%	7 13.0%	51 94.4%	51 94.4%	10 18.5%	1 1.9%	1 1.9%	4 7.4%
特別支援学校	1,131	1,131 100.0%	252 22.3%	1,108 98.0%	1,078 95.3%	950 84.0%	95 8.4%	485 42.9%	61 5.4%

出典：学校安全の推進に関する計画に係る取り組み状況調査(平成30年度実績)
※合計数は、表に記載のある学校を安全教育推進室において再集計した数値

●避難訓練の実施は、概ね全ての学校において実施されている。

7



総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

学校安全の指導における教育活動の時間/災害安全(平成30年度実績)

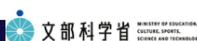
【全国の学校】

	調査対象	指導している学校	教科	総合的な学習の 時間	学校行事	児童会・生徒会 活動・クラブ活動	学級活動 ホームルーム活 動	その他
合計	35,793	35,690 (99.7%)	18,865 (52.7%)	11,505 (32.1%)	28,987 (80.9%)	4,567 (12.7%)	26,216 (73.2%)	2,241 (6.2%)
小学校	19,411	19,394 99.9%	10,775 55.5%	6,231 32.1%	16,912 87.1%	1,967 10.1%	14,916 76.8%	1,108 5.7%
中学校	10,072	10,042 99.7%	5,659 56.2%	3,904 38.8%	7,198 71.5%	1,724 17.1%	7,246 71.9%	667 6.6%
義務教育学校	87	87 100.0%	56 64.4%	38 43.7%	69 79.3%	25 28.7%	64 73.6%	8 9.2%
高等学校	5,040	4,987 98.9%	1,959 38.9%	1,051 20.9%	3,909 77.6%	713 14.1%	3,217 63.8%	306 6.1%
中等教育学校	54	53 98.1%	21 38.9%	18 33.3%	41 75.9%	13 24.1%	40 74.1%	3 5.6%
特別支援学校	1,129	1,127 99.8%	395 35.0%	263 23.3%	858 76.0%	125 11.1%	733 64.9%	149 13.2%

出典：学校安全の推進に関する計画に係る取り組み状況調査(平成30年度実績)
※合計数は、表に記載のある学校を安全教育推進室において再集計した数値

●災害安全に関する指導している学校は、99.7%であり、概ね全ての学校において災害安全の指導が行われている。
※本調査は、学習指導要領(平成20年、21年告示)のもとで行われた調査である。

8



総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

出所) 文部科学省「学校における防災教育の取組 教職課程・教員研修における防災教育」
https://www.bousai.go.jp/kaigirep/pdf/201218_03.pdf (令和5年7月25日閲覧)

図表 4-3-12 第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項） ●「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間） 	
I 総論	
第3次計画の策定に向けた課題認識 <ul style="list-style-type: none"> ○学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題 ○学校安全の取組内容や意識の差 ○東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など 	施策の基本的な方向性 <ul style="list-style-type: none"> ○学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める ○地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する ○全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する ○地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する ○事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する ○学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）
目指す姿	
<ul style="list-style-type: none"> ○全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること ○学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること ○学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること 	
II 推進方策	
 5つの推進方策 を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る	
1. 学校安全に関する組織的取組の推進	2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
3. 学校における安全に関する教育の充実	4. 学校における安全管理の取組の充実
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等	
1	
推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営における学校安全の明確な位置付け ○セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立 ○学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し ○学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実 ○教員養成における学校安全の学修の充実 	
推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進 ○通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化 ○SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進 	
推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善 ○地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化 ○幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集 ○ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進 	
推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ○学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等） ○学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進 ○重大事故の予防のためのヒヤリット事例の活用 ○学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討） 	
推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ○学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等） ○災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用 ○設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供 ○AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進 ○学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等） ○国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施 	
2	

出所）文部科学省「第3次学校安全の推進に関する計画（概要）」（令和4年3月）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/data-3/3keikaku-gaiyou.pdf>（令和5年7月25日閲覧）

2) 地域と教育等

a. 大学等の役割

被災地の水産業の復興支援を目的とした東北マリンサイエンス拠点の形成や、被災者の健康向上や次世代医療の創生のための研究開発を目的とした、東北メディカル・メガバンク計画が実施された。

また、被災者に対する様々なボランティア活動が展開しやすい環境づくりに努めるため、大学等の学生のボランティア活動について、「東北地方太平洋地震に伴う学生のボランティア活動について」（平成23年4月1日、文部科学副大臣通知）により、学生が安心して活動に参加できるよう、各大学に対し必要な修学上の配慮やボランティア活動に関する安全管理及び情報提供について通知するなど、ボランティア活動を進めるための環境整備を推進しており、学生によるボランティア活動が活発に行われている。

国公立大学の附属病院では、東日本大震災発生時に、文部科学省からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請等を踏まえ、最大時57大学346人の医療従事者が被災地で医療活動に従事しており、その後も当該地域における医療支援を行っている。

ア) 東北マリンサイエンス拠点形成

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）とこれに伴い発生した津波により、世界有数の漁場である東北沖の海洋生態系が激変し、沿岸域の水産業が甚大な被害を受けた。このことから、被災地の水産業の復興支援を目的として、岩手県大槌町、宮城県女川町の海洋研究拠点を中心に、関係地方公共団体・漁協等と連携・協力し、震災により激変した東北沖の海洋生態系についての調査研究を行うとともに、この成果を地元漁業現場へ還元する取組を行った。

イ) 東北メディカル・メガバンク計画

東日本大震災で医療機関などが大きな被害を受けた東北地方は、被災者の命と健康が守られ、安心して暮らすことができる医療体制・健康管理の仕組みづくりが必要となっている。

文部科学省は、日本医療研究開発機構を通じ、東北大学及び岩手医科大学を実施機関として、「東北メディカル・メガバンク計画」を実施している。

本計画では、被災地域を対象とした健康調査を実施し、被災地域の方々々の健康向上に貢献するとともに、収集した健康情報や生体試料を蓄積してバイオバンクを構築した。さらに、このバイオバンクを活用して、病気の正確な診断や予防法の確立など、個人のゲノム情報等に応じた次世代医療の創成のための研究開発を行っている。

平成25年度以降、本格的に健康調査を実施しており、目標としていた15万人を超える多くの人々の協力を得ながら、大規模なゲノムコホート研究を推進しているほか、収集された生体試料を用いた解析を実施しており、次世代医療研究の基盤となる成果を創出している。

今後も、地元の地方公共団体や関係機関などとの緊密な連携の下、健康調査での調査結果の提供などを通じて、被災地住民の方々々の健康向上に貢献することとしている。

b. 福島県における未来創造型教育の展開

東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故によって避難を余儀なくされた福島県双葉郡8町村では、住民の離散により子供たちが減少し

ている。そのような中、葛尾村、浪江町、富岡町の3町村では、川内村、広野町、楡葉町に続き、平成30年4月に当該町村内での学校再開を果たした。大熊町も令和5年度に当該町内で学校再開を果たしたが、双葉町では再開の時期が未定となっている。当該町村内での学校再開を果たした7町村においても、震災前に比べ児童生徒数が大幅に減少しているなど、様々な困難を抱えながら教育活動を行っている。

平成25年7月に双葉地区教育長会主催の「福島県双葉郡教育復興に関する協議会」（平成24年12月設置）が県立中高一貫校の設置を柱とする「福島県双葉郡教育復興ビジョン」を決定・公表し、県と双葉郡地方町村会の協議の末、平成27年4月に福島県立ふたば未来学園高等学校が、平成31年4月に同中学校が広野町に開校した。

ふたば未来学園では、「変革者たれ」を建学の精神、「自立」「協働」「創造」を校訓として「未来創造型教育」を展開しており、地域課題の解決に実践的に挑戦する「ふるさと創造学」（未来創造学（中学校）・未来創造探究（高校））など特色ある教育活動が行われている。

また、平成26年度から双葉郡独自の魅力的な教育として、地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にして8町村でもとに取り組む探究的な学習「ふるさと創造学」を双葉郡の小中高特別支援学校で行っており、その学びの成果を共有するために「ふるさと創造学サミット」を毎年開催している。

そのほかにも、地域の垣根を越えた仲間づくりを狙いとし、双葉郡の子供たちの再会や交流の場を設定した「絆づくり交流会（小学生対象）」や「中高生交流会（中学生・高校生対象）」を開催し、「ふたば生徒会連合（中学生・高校生対象）」を発足させている。

図表 4-3-13 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校整備事業



出所) 福島県HP「福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校整備事業(竣工)」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/futabamirai.html> (令和5年7月25日閲覧)

2. 子どもへの就学・学習支援

(1) 経済的な支援

1) 子どもへの就学・学習支援

東日本大震災によって経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒の就学支援等を実施するため、文部科学省では、平成23年度から同26年度までの4年間で約444億円、全額国費負担による基金事業として「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を設置した。各都道府県等において、幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する就園奨励事業や、小・中学生に対して学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費等を補助する就学援助事業、高校生に対する奨学金事業、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を補助する就学奨励事業、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免措置事業を実施してきた。当該基金事業は、平成26年度で終期を迎えることになったが、平成27年度からは、全額国庫補助の単年度交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」を実施してきた。

また、震災で学習環境が十分でない地域の子どもを中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施し、学習環境の整備やコミュニティの形成を図る「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を実施している。

○被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災） 予算額

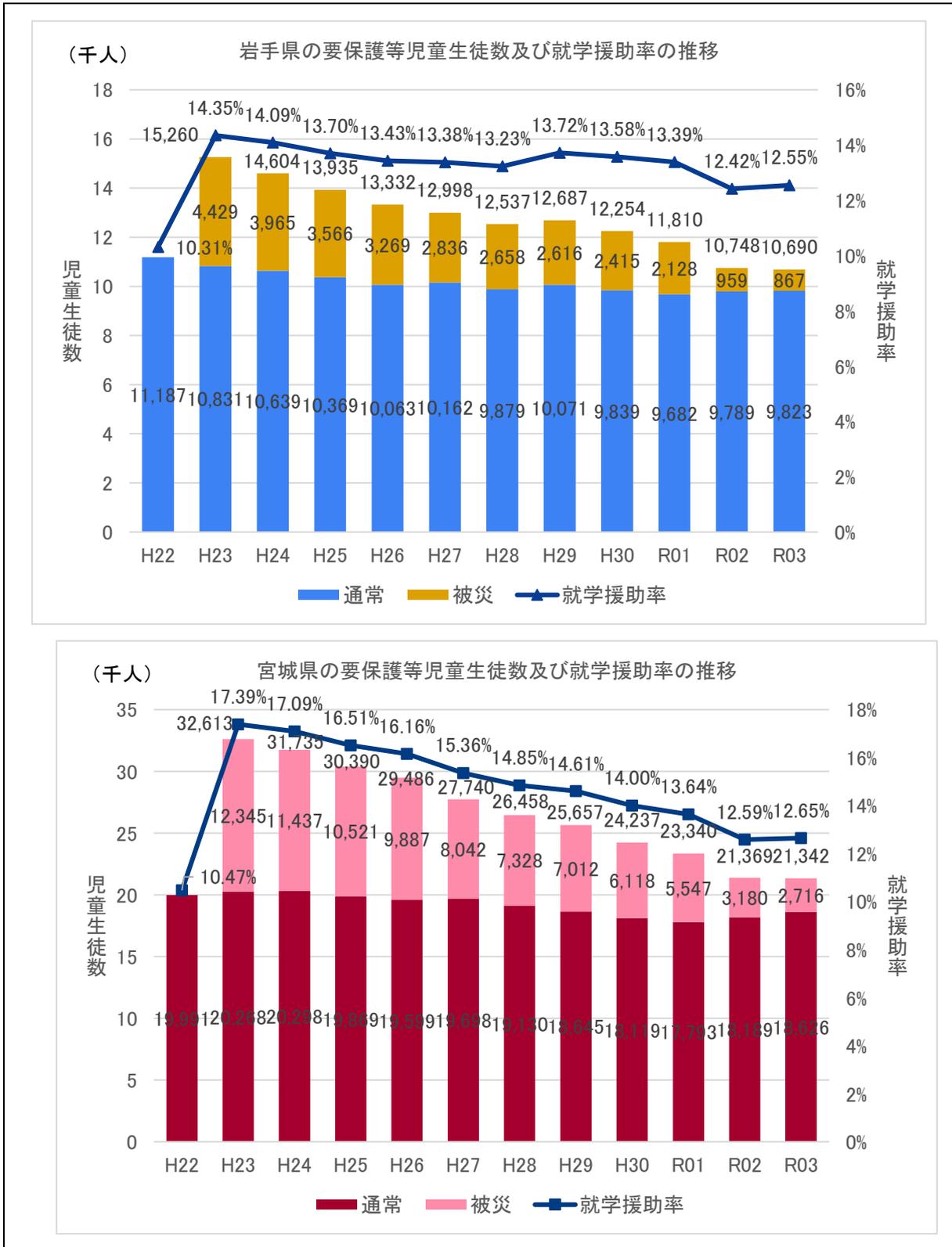
平成27年度：8,033,156千円、平成28年度：7,987,600千円、平成29年度：6,198,017千円、平成30年度：5,216,670千円、令和元年度：4,382,179千円、令和2年度：3,019,531千円、令和3年度：1,488,792千円、令和4年度：938,583千円

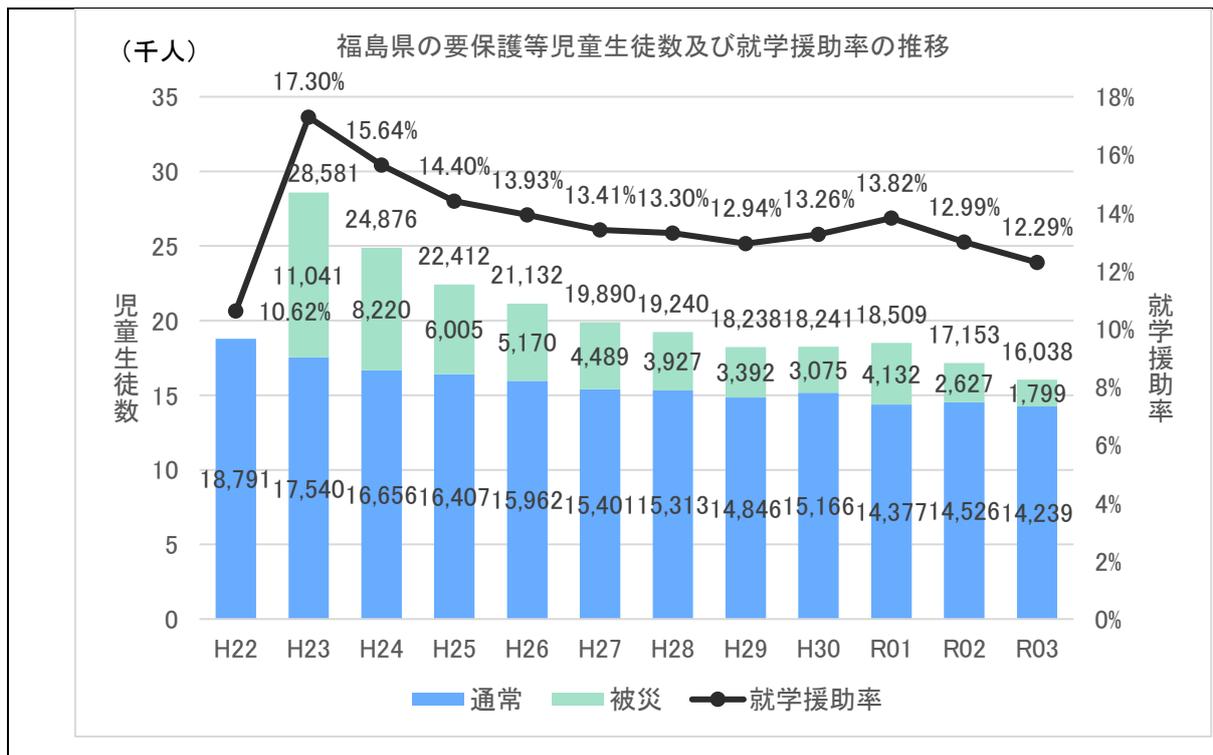
図表 4-3-14 被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の概要



出所) 文部科学省資料

図表 4-3-15 被災児童生徒の就学支援





出所) 文部科学省資料をもとに復興庁作成

図表 4-3-16 被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）実績人数の推移

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災） 実績人数（推移） (人)											
事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被災幼児就園支援事業	8,443	11,540	11,382	11,457	4,953	4,174	3,885	3,170	2,370	-	-
被災児童生徒就学援助事業	37,498	29,038	25,165	22,866	18,954	17,046	15,658	13,748	12,126	7,214	6,021
奨学金事業	7,885	7,011	5,806	4,913	4,428	5,413	5,041	4,769	4,354	3,994	75
私立学校授業料等減免事業	11,710	8,303	7,868	7,039	5,574	4,456	3,825	3,447	3,015	1,967	236
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	104	123	107	102	48	39	29	14	10	6	1
専修学校・各種学校授業料等減免事業	1,999	1,933	1,959	1,086	651	421	327	231	220	178	23
計	67,639	57,948	52,287	47,463	34,608	31,549	28,765	25,379	22,095	13,359	6,356
【 岩手県 】											
被災幼児就園支援事業	345	254	243	197	96	94	77	56	38	-	-
被災児童生徒就学援助事業	4,429	3,965	3,566	3,269	2,836	2,658	2,616	2,415	2,107	959	867
奨学金事業	165	186	222	188	221	214	152	107	89	56	0
私立学校授業料等減免事業	201	202	228	224	213	217	233	239	211	60	0
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修学校・各種学校授業料等減免事業	150	125	106	83	51	38	40	42	46	45	1
計	5,291	4,732	4,365	3,961	3,417	3,221	3,118	2,859	2,491	1,120	868
【 宮城県 】											
被災幼児就園支援事業	4,380	8,135	8,603	8,969	3,112	2,661	2,476	2,012	1,531	-	-
被災児童生徒就学援助事業	12,345	11,437	10,521	9,887	8,042	7,328	7,012	6,118	5,475	3,180	2,716
奨学金事業	6,160	5,452	4,585	4,050	3,696	4,728	4,530	4,356	3,992	3,723	2
私立学校授業料等減免事業	8,935	5,940	5,645	4,781	3,722	2,993	2,523	2,254	1,949	1,011	41
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	38	43	31	18	15	8	2	1	1	0	0
専修学校・各種学校授業料等減免事業	1,220	1,042	998	542	239	114	81	56	64	53	1
計	33,078	32,049	30,383	28,247	18,826	17,832	16,624	14,797	13,012	7,967	2,760
【 福島県 】											
被災幼児就園支援事業	1,873	1,780	1,613	1,640	1,471	1,290	1,259	1,039	782	-	-
被災児童生徒就学援助事業	11,041	8,220	6,005	5,170	4,489	3,927	3,392	3,075	2,908	2,230	1,799
奨学金事業	1,545	1,349	979	659	507	466	356	305	273	215	73
私立学校授業料等減免事業	1,387	1,324	1,315	1,450	1,273	1,011	888	805	736	369	157
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	20	40	39	48	0	0	0	0	0	0	0
専修学校・各種学校授業料等減免事業	140	194	300	155	121	83	42	44	33	32	17
計	16,006	12,907	10,251	9,122	7,861	6,777	5,937	5,268	4,732	2,846	2,046

出所) 文部科学省資料

2) 学生等に対する支援

東日本大震災により被災した世帯の学生等に対しては、全国の多くの大学等で、授業料減免、奨学金の支給、宿舍支援などが実施されている。

文部科学省は、被災した世帯の学生等に対し、令和3年度においても、高等教育段階において被災した世帯の学生等が経済的理由により修学等を断念することがないように、授業料等減免措置とともに、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を行っている。

3. 文化

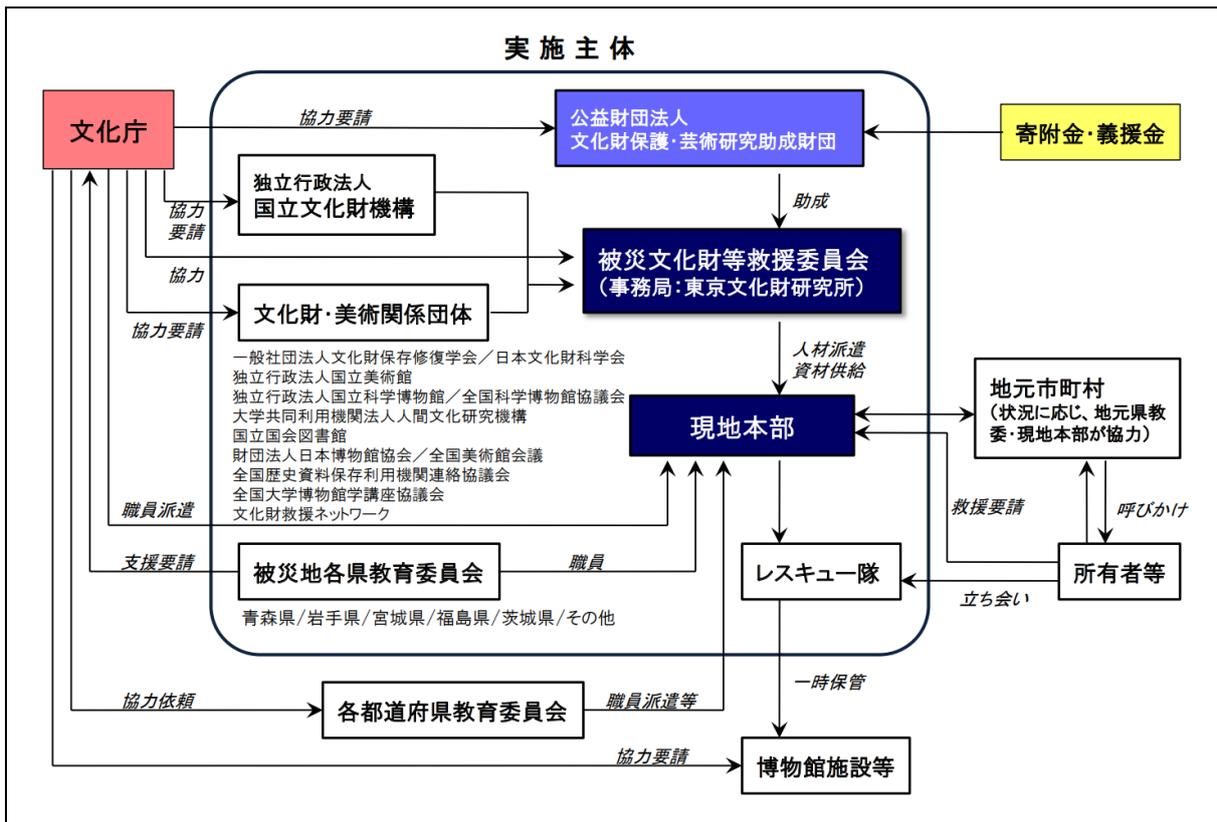
(1) 文化財の保存・修復

文化財等の応急措置等については、国費補助を必要とする被災文化財等 92 件が復旧を完了した。文部科学省では、文化財の被害状況について都道府県教育委員会を通じて状況の把握に努めるとともに、被災地からの要請に基づき文化庁の文化財調査官を派遣し、被災した文化財の修理・復旧等について指導・助言を行った。

1) 文化財レスキュー事業

平成 23 年 3 月 30 日より、文化庁の要請を受けた独立行政法人国立文化財機構をはじめとした 13 の文化財・美術関係団体によって「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」が実施され、宮城・岩手・茨城・福島の 4 県で、美術工芸品や自然史標本、公文書、図書など、地域の歴史と文化に関わる幅広い分野の資料が救出・保全された。2 年間で約 3 億円の寄附金が集まり 90 か所以上で実施され、平成 25 年 3 月をもって文化財レスキュー事業は終了した。

図表 4-3-17 被災文化財レスキュー事業の概要



出所) 文化庁報道発表「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）について」（平成 23 年 3 月 31 日）
https://www.bunka.go.jp/earthquake/rescue/pdf/bunkazai_rescue_jigyo_ver04.pdf （令和 5 年 7 月 25 日閲覧）

図表 4-3-18 被災文化財レスキュー事業の実施状況

被災文化財レスキュー事業 実施状況 (1)

石巻文化センター (宮城県石巻市)

4月20日から石巻文化センターの救援活動が開始されました。同センターは毛利コレクションをはじめ、絵画・彫刻・民具・考古資料など10万点以上の収蔵品を有する施設です。地上2階建ての建物ですが、1階部分は津波で大きな被害を受け、展示室や収蔵庫は甚大な被害を受けました。国立文化財機構、人間文化研究機構、全国美術館会議など被災文化財レスキュー事業に参画している団体は、宮城県および石巻市の教育委員会や資料ネットワークなどと協力して、同センター所蔵資料のレスキュー作業を連日実施しています。



石巻文化センター 入口付近の状況
(2011年4月20日)

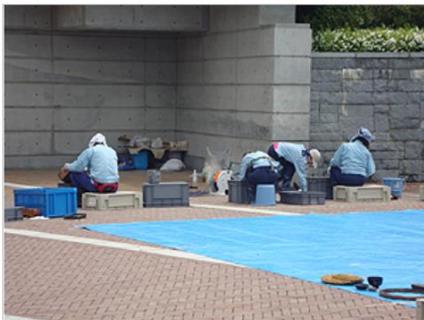


石巻文化センター 収蔵庫付近の状況
(2011年4月20日)

被災文化財レスキュー事業 実施状況 (2)

慶長使節船ミュージアム (サンファン館) (宮城県石巻市)

津波による大きな被害を受けた石巻文化センターの収蔵資料の一部 (主として民俗資料) は、石巻市内にある慶長使節船ミュージアム (サンファン館) に移送して洗浄・乾燥作業を行っています。人間文化研究機構 (国立民族学博物館チーム) を中心に、国立文化財機構、現地教育委員会、資料ネットワークなどが協力して、連日作業を実施しています。洗浄・乾燥作業が終了した資料は、石巻文化センターへ返送し、保管する予定です。



慶長使節船ミュージアム (サンファン館) での洗浄作業
(2011年5月19日)



慶長使節船ミュージアム (サンファン館) に保管されている
民俗資料の一部 (2011年6月3日)

出所) 東京文化財研究所HP「被災文化財レスキュー事業 実施状況」

<https://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/110627/index.html>

(令和5年7月25日閲覧)

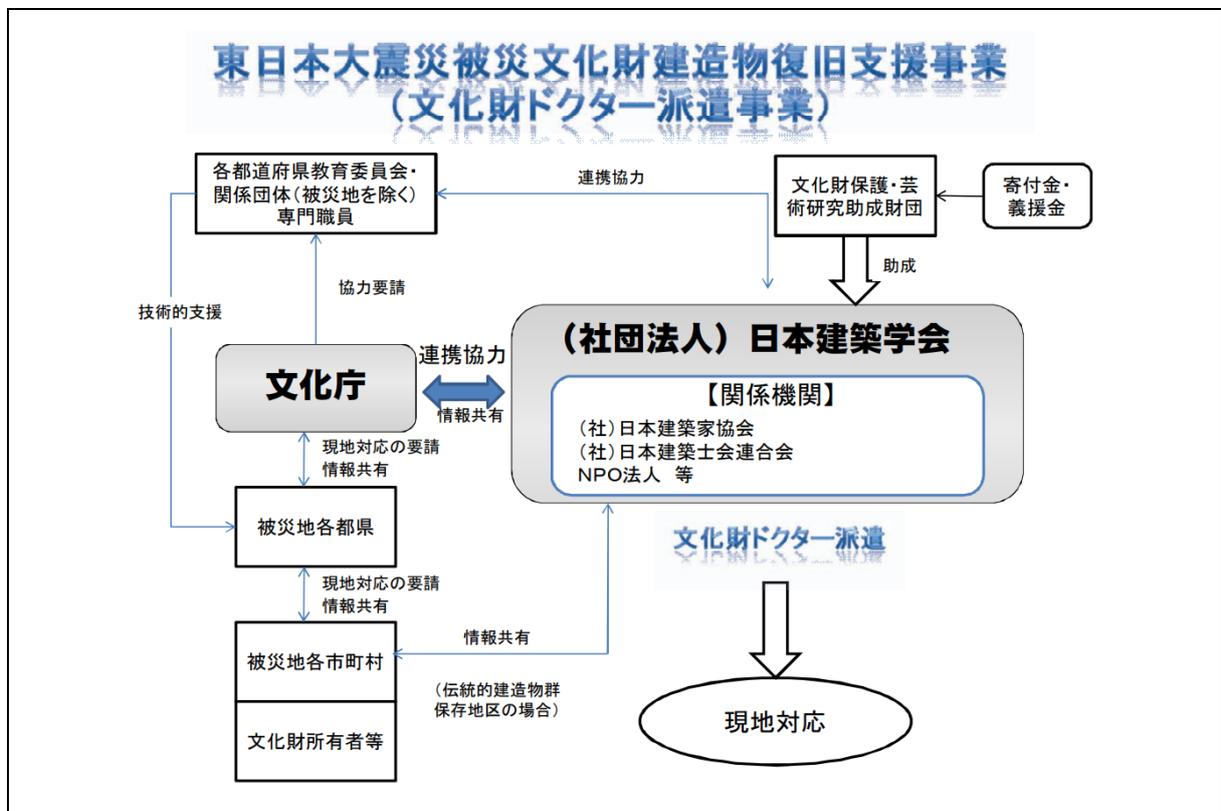
2) 被災ミュージアム再興事業

平成 24 年度以降は、文化庁が「被災ミュージアム再興事業」を実施し、被災地方公共団体が行う博物館等の所蔵する被災資料の修理や整理・データベース化、所蔵場所の確保等について、52 施設の補助をした。

3) 文化財ドクター

文化庁では、平成 23 年 4 月 27 日から、東日本大震災による文化財建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うため、「文化財ドクター派遣事業（東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業）」を展開した。

図表 4-3-19 文化財ドクター派遣事業の概要



出所) 文化庁「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）について」（平成 23 年 4 月 27 日）
https://www.bunka.go.jp/earthquake/pdf/bunkazai_doctor_jigyo.pdf （令和 5 年 7 月 25 日閲覧）

(2) 方言の保存

平成 23 年度に、東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する予備調査研究、平成 24 年度には、東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究が行われた。これらの調査研究により、東北太平洋沿岸部の方言の存続が危機的な状況にあることが明らかになったことから、平成 25 年度から令和 3 年度まで、被災地における方言の活性化支援を実施し、被災地における方言の再興を通して地域コミュニティの再生に寄与する取組を支援した。また、学校教育における方言教材の活用や、医療・介護で被災地に入った関係者に対し関係資料を提供した。

震災前から消滅の危機に瀕していると言われていた東北地方の方言のうち、太平洋岸部の方言について、震災の影響で危機度が上昇したことを明らかにするとともに、方言の力、方言の機能についても改めて評価されることを分析し、方言の必要性を示した。ここでの調査研究の成果は、「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説・国語編」（平成 29 年 7 月）でも参考にされた。

図表 4-3-20 調査研究事業の報告書一覧

報告書	時期・出所
平成 23 年度東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する予備調査研究事業報告書	平成 24 年 3 月 国立大学法人東北大学
平成 24 年度東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業（青森県）報告書	平成 25 年 3 月 学校法人弘前学院弘前学院大学
平成 24 年度東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業（岩手県）報告書	平成 25 年 3 月 国立大学法人岩手大学
平成 24 年度東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業（宮城県）報告書	平成 25 年 3 月 国立大学法人東北大学
平成 24 年度東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業（福島県）報告書	平成 25 年 3 月 国立大学法人福島大学
平成 24 年度東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業（茨城県）報告書	平成 25 年 3 月 国立大学法人茨城大学

出所) 文化庁HP「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/shinsai_jittaiichosa/index.html
 (令和 5 年 7 月 25 日閲覧)

4. 生かすべき教訓

(1) 学校の復旧

- ・他の学校・施設の活用や仮設校舎の整備により学校機能の早期復旧を行う。

(2) 学校再開支援

- ・被災児童生徒の学習支援や心のケア等のために必要な教職員を確保する。
- ・スクールカウンセラー等専門家を派遣し、被災した子どもの心身のケアを行う。

(3) 災害後の学校運営・教育

- ・震災の教訓と地域の特徴を生かした教育プログラム・カリキュラムを作成し、被災地の将来を担う人材を育成する。
- ・防災教育に関わる機会の創出に向けた支援を行う。

(4) 子どもへの就学・学習支援

- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒等に援助・支援を行う。
- ・放課後や休日等の学校外での学び・遊び場づくりを支援する。

(5) 文化財

- ・熊本地震時においては被災文化財を早期に修理・復旧するため、「熊本地震文化財復旧・復興対応プロジェクトチーム」を設置したほか、特に被害の大きい熊本城については「熊本城復旧総合支援室」を設置し、その復旧を支援した。また、被災文化財の修復への寄付を呼び掛ける文化庁長官メッセージを発出するとともに、「文化財レスキュー事業」や「文化財ドクター派遣事業」等による技術的な支援を実施した。
- ・地域の伝統芸能や文化財の復旧を進め地域文化を復興する。
- ・被災者の心の支えとなる地域の伝統芸能や祭事の復旧支援により、地域の復興を進める¹。
- ・被災文化財等の救出・保全活動により地域文化を復興する。

¹ 第3回 東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（令和5年2月27日）において、震災前の土地の文化を記録しておくことの重要性や、郷土芸能の伝承といった一見すると復興に効果があると思えないものでも実は価値があるものがあり、評価のあり方も含め、今後の災害でも重要な課題であるといった意見があった（増田座長代理・今村委員発言）。